

608
225

608-225



1200501533417

Kodak Gray Scale

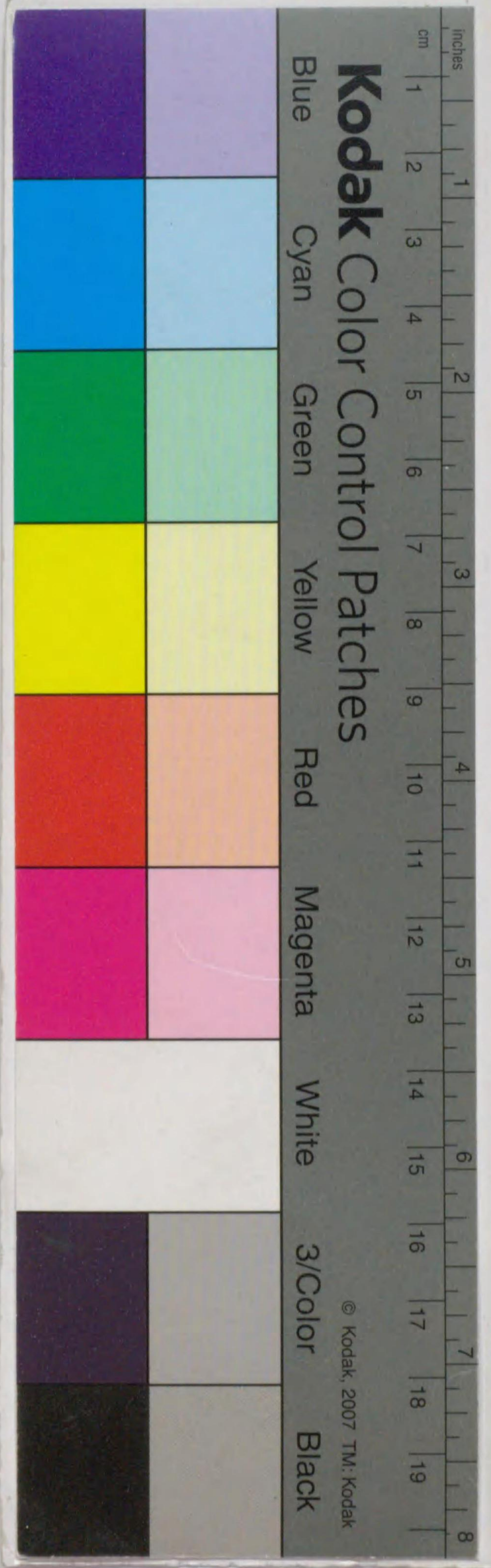


© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

- Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak

6. 4. 30

國產愛用運動概況

社會
臨時產業合理局

明治の舶來

昭和の國産

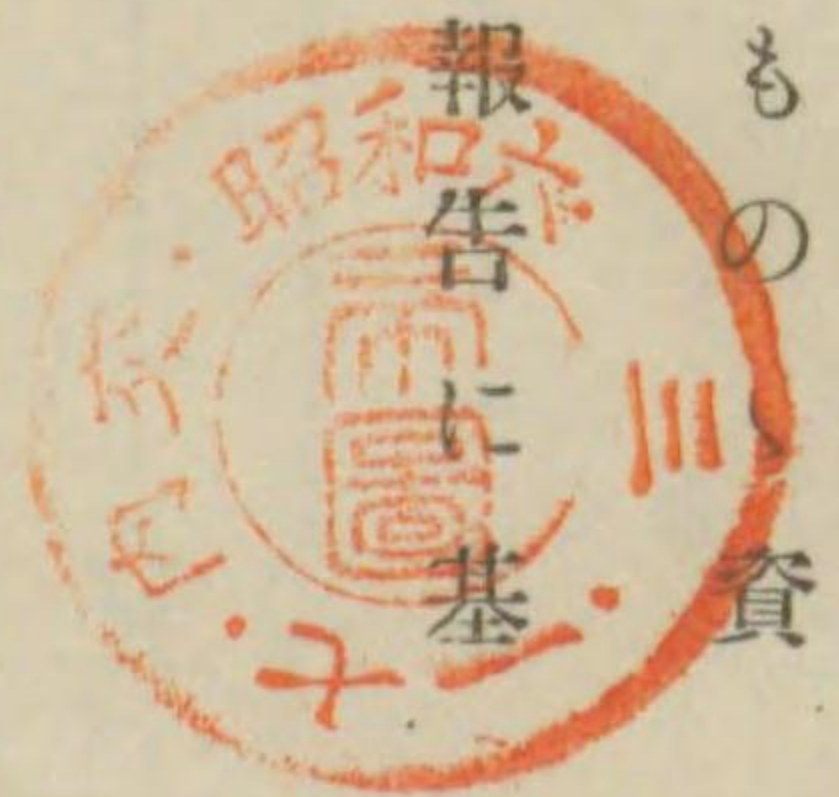
608-225

凡例

一、本編は、主として昭和五年一月より同年十二月に至る間に於ける國産愛用運動の概況を輯録したるものである。

二、本編輯録の方針は、中央に於ける本運動に關する概況を、社會局關係施設に於けるもの、並に臨時産業合理局關係施設に於けるもの、資料に據り、又各地方に於ける運動狀況に關しては、道府縣の報告に資き、適宜剪採を加へて輯録したものである。

昭和六年一月



社會局
臨時産業合理局

産國ひぜ



選
 所議審工商本日本
 社聞新日每阪大
 社聞新日日京東
 省務内・省工商
 替助

富山縣	石川縣	福井縣	秋田縣	山形縣	青森縣	岩手縣	福島縣	宮城縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	三重縣	奈良縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	
.....
一六七	一六五	一六二	一五九	一五七	一五六	一五三	一五〇	一四七	一四四	一四〇	一三五	一三三	一二八	一二三	一二〇	一一九	一一七	一一二	一一〇	

沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	熊本縣	佐賀縣	大分縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	島根縣	鳥取縣
.....
二〇八	二〇六	二〇二	一九八	一九八	一九五	一九三	一九一	一八六	一八六	一八四	一八二	一七八	一七七	一七五	一七三	一七〇

國產愛用運動概況

第一章 國產愛用運動の沿革

我國に於ける國產獎勵運動は明治十二年頃より起つたものである。即ち西南戦争後の我國の産業經濟界は貿易の逆調、經濟界の不振、政府財政の困難等に依り前途頗る悲觀の狀態に陥つたので、時の政府は所要品に對し出来る限り國産品を充用する方策を樹て、特に外國品購買係を設け、政府用品にして已むを得ず外國品の購入を要する場合は外國品購買係に協議せしむることとしたので、我國の國產愛用運動は此の時に其の端を發したものと見てよいであらう。

爾來國運の進展に伴ひ、明治二十三年關稅權の恢復運動となり次で條約、關稅等の改正を見、本邦產業界は漸次發展するに至つたけれども我國の貿易關係は依然として輸入超過の狀態にあり、我が經濟界の前途樂觀を許さざるものあつたので、大正三年農商務省は再び國產獎勵運動の必要を提唱し遂に全國有力なる商工業者の會合となり、内國品の生産を獎勵し、其の國內使用の普及を圖ると共に販路を海外に擴張することを目的とする國產獎勵會なる一大團體を組織し、伏見宮貞愛親王殿下を總裁に仰ぎ、侯爵松方正義を副總裁、男爵武井守正を會長に推薦し、基本金は全國有志の寄附に依つて約十萬圓を得、上野不忍池畔所在の勸業商品陳列館を買収し、國産品展覽會を大正三年及同四年に各一回開催し、國産品巡回展覽會を大正四年、同五年及同六年に於て一道三府二十三縣に涉り開催したる外、尙國産品改良宣傳に關する講演會、國産品研究會を開催し、月刊雜誌、國産時報の發行、其の他國産品宣傳に關する事業を遂行したるが、大正七年二月、財團法人の設立認可を受け、更に大正十年三月博覽會協會と合併して財團法人日本産業協會と改稱するに至つた。

政府に於ても國產獎勵會の事業助成の爲め大正三年度に於て三千圓、同四年度以降大正十年度迄年々五千圓の補助金を交付したるが、宮内省よりも國產獎勵の御思召を以て同會に對し大正三年度に於て三萬圓の御下賜あり、尙政府に於ては大正三年中央及地方商品陳列所をして輸入品と國產品との對照見本を陳列せしめて國產獎勵運動を助成したのである。

歐洲大戰勃發と共に國內産業は遽かに發展し、我國貿易は輸出超過を見るに至つたので國產獎勵運動は稍衰微の觀あつたが、大戰後は再び逆調の状態に陥り、殊に關東震災火災後は一層甚だしきを加へ、國際貸借の改善は緊急を要することとなつたので大正十四年、大藏省に於て海外拂節約協議會を開催するに至り、一面歐洲大戰中發展したる我國工業は輸入品のため甚だしき壓迫を蒙りたるため當業者間に國產獎勵問題擡頭し同年東京に開催せる全國工業家大會に於て國產獎勵運動を起すべき決議を爲すに至り、此の決議に基き東京商工會議所、工政會、日本工業俱樂部、帝國發明協會、日本産業協會、東京實業組合聯合會の六大商工團體の聯盟に依り東京に國產振興會なるもの創立せられ、多數商工團體の加盟を得て優良國產品の調査、國產宣傳に關する講演會、博覽會の開催に着手し、次いで大阪、京都、名古屋等に於ても亦官民合同の國產振興會が組織せらるゝに至り、東京と相呼應して國產運動の高潮を見るに至つたのである。

政府に於ても是等事業を助成し國產の振興、國際貸借の改善を圖るため大正十五年六月、勅令第六十號を以て國產振興委員會官制を制定し商工大臣監督の下に學識經驗ある者及關係各官廳高等官より成る國產振興委員會を組織し、國產品の改良、使用獎勵其の他國產振興に關する事項に付關係各大臣の諮問に答申せしむる事とした。國產振興委員會は其の設置以來大藏、商工兩大臣の諮問に應じ本邦重要産業の發達を圖る具體的方策、官廳用品の國產充用に關する方策、國產品の使用獎勵に關する方策等に關し、有效適切と認むる各種の答申を爲すに至つたので、政府は其の實行に着手し大正十五年以降、國產品の改良並に使用獎勵宣傳を目的とする東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大商業會議所主催國產振興汽車博覽會、大阪國產振興會主催國產愛用巡回展覽會及國產原動機博覽會、京都國產振興會主催京都國產振興博覽會、福岡市主催東亞勸業博覽會、松山市主催全國産業博覽會、愛知國產振興會主催染織工業博覽會、東京商工會議所主催大禮記念國產振興

東京博覽會、仙臺商工會議所主催東北産業博覽會、京都市主催大禮記念京都大博覽會、大阪國產振興會主催國產化學博覽會、愛知國產振興會主催國產振興産業博覽會、日本産業協會主催國產品愛用巡回展覽會、尼西織物同業組合主催服地一千萬碼生産記念共進會等の博覽會、展覽會十四會に對し總額二十七萬一千二百圓の補助金を商工省より交付し、且つ出品鑑査の爲め審査及審査官を派遣し、其の事業を助成すると共に郵便スタンプを利用して一般大衆に國產愛用を宣傳したのである。越へて昭和四年七月、政府は聲明を發し、我國現下の難局に處するためには公私經濟の整理緊縮の切要なるを認め、自ら中央地方の財政を整理し其の基礎を鞏固ならしむると共に一般國民の自覺奮起を促し、舉國一致、消費を節約し國民經濟の根底を養ひ以て當面の難局を打開せんことを期し、此の目的のため同年八月九日、閣議の決定を経て内務大臣を會長とし、内務、大藏、遞信、農林、商工の各省官吏を委員とする公私經濟緊縮委員會を組織し、八月十三日、第一回公私經濟緊縮委員會を開催し、公私經濟緊縮運動の方法として次の事項を決定した。

- 一、新聞、雜誌等と連絡を圖り其の協力を求めること
- 二、實業團體、教化團體、婦人團體等の民間團體と連絡を圖ると共に學者、實業家其の他の篤志者の協力を求めること
- 三、金解禁、國際貸借、列國の財政、公債及國富並に消費經濟改善等に關するポスター、冊子の頒布、映畫の作製利用講演會、講習會等の開催を爲すこと
- 四、寺院、教會、劇場、活動寫眞館、其の他の場所に於て多衆集會の機會を利用し公私經濟緊縮に關する趣旨の徹底を圖ること
- 五、公私經濟緊縮に關する優良なる施設又は其の實績を一般に推獎すること
- 六、國產品の使用を獎勵すること

次いで内務次官並に社會局長官は、八月十六日を以て各省、各地方官廳及内務省關係官署其の他の關係官公署に對し公私經濟緊縮運動に關する計畫要綱を送附し、右要綱に基き公私經濟緊縮運動の實行促進方を通牒したので、地方に於て地方長

官を中心とする官民會同の公私經濟緊縮地方委員會の設置を見るに至つた。而して公私經濟緊縮委員會は十二月五日、第三回委員會を開催し將來に於ける運動方針として、次の事項を決議したのである。

- 一、金解禁後に於ても尙國民精神の緊張を持續し消費節約勤儉力行の實を收むるに努むべき旨を地方に徹底せしむる様適當なる方法を講ずべし
- 一、「金解禁後に於ける國民の覺悟」に關し簡易平明なるパンフレットを作製頒布すること
- 一、消費節約に關する具體的要旨を定め地方の實情に應じて規約の設定實行組合の普及等の具體的方法に依り之が勵行に努むること

一、國產愛用の氣風を旺にし内地産業の振興を圖ると共に國際貸借の改善に資すること

更に十二月九日、右決定に基き内務、大藏兩次官の名に於て内閣書記官長、各省次官、警視總監及各地方長官に通牒を發し本運動の實效を收むる様努力することとなつたのである。

昭和五年一月、内務大臣は「金解禁後に於ける國民の覺悟」なるパンフレットを全國各府縣に對し配布したが、其の内容中國產愛用に關するものを次に掲ぐ。

從來動もすれば舶來品を尊重し國産品を輕蔑する風習がありました。此の弊習は今尙殘存して居る様に思はれます。斯くの如き偏見は畢竟盲目的な歐米崇拜の思想に基因するもので卑屈な洵に民族的自覺の薄い所から起るものと言はねばなりません。素より天恵に薄き我國のことであり、各種工業の原料品、材料用品等を外國より仰がねばならぬのは仕方がありません。然し乍ら年々巨額の輸入品中嗜好品、贅澤品の如き吾々の心掛次第で充分減らし得べきものが占むる部分の少からざるものあるは、吾々の大いに反省しなければならぬ點であらうと思ひます。

私經濟方面に於ける以上に述べた様な不合理、非經濟的な風尚は、異常なる經濟的難局に處する我國民としては正に深く誠心すべき事柄でありました。尤も或る一部の人は夙に之等の弊害を認めて私經濟の改善を唱へたものゝ大勢の趨く

所如何とも致し難かつたのであります。然し乍ら一度公私經濟緊縮の運動が開始せらるゝや、我國刻下の財政的經濟的苦境は普く國民の自覺奮起を促し、緊縮は忽ち社會の一般的風潮となり、舊來の弊習を排し私經濟の合理化、消費の整理は到る所に著々其の具體的實行を見るに至つたのであります。即ち各地方に於ては夫々その實情に應じて實行要目又は規約を作り相携へて此が遵守を勵行するに努めるといふ様になつたのであります。今それらの實行項目に現はれたる主要なる事項を擧ぐれば、先づ家庭經濟、日常生活に關するものとしては、豫算生活の提唱、現金買の實行、家計簿の作製、臺所の改善等でありまして、消費の合理化、經濟化といふ點に重きを置き、科學的な工夫改善を考慮して成る可く生活を簡易質素ならしめることが強調せられて居ることを推し得るのであります。次に社交禮儀に關する事項としては、婚儀、葬祭、祝事等は重きを精神に置き嚴肅簡素を旨とし、特に調度、祝宴、贈答は之を簡素經濟的ならしめ、華美虚飾を避けて無用の失費を廢することに努め、從來行はれたる無意義なる浪費濫費の弊習を一掃せんことを期して居るのであります。尙外國品の盲目的無批判的な尊重を排して國産品を愛用すべきことも實行要目として掲げられて居る向きが多いのであります。既に國內産業が相當進歩し寧ろ外國品よりも優秀なる國産品又は外國品に代用し得べき内國品の少からず存する今日の實情に鑑みまして誠に當然のことゝ申さねばなりません。

畏くも先年 今上陛下が 皇太子殿下として御成婚の御 皇太后陛下には特に宮内大臣を召されまして、此度の婚儀の調度は出來る限り國産品を使用せよとの旨を仰せ出されたといふことを洩れ承つて居ります。それで宮内大臣は恐懼して御調度の御用掛に命じて殆ど總て日本にないものは仕方がないが、その他は悉く國産品を御使用に相成つたといふことを洩れ承はつて居ります。また 今上陛下には愛知縣名古屋附近にあるところの羅紗製造會社で拵へた服地のフロックコート、内地製麻會社で織つた白地の御洋服、静岡縣濱松の帽子製造會社で拵へられた御帽子等を御使用遊ばされて居る様に承つて居ります。皇室のこの有難き大御心に對しましても、吾々は一層外國品尊重の迷妄を破りまして國産品愛用に努めねばならぬと思ふのであります。

四年八月九日委員會設置以來同年十二月迄に開催したる委員會三回幹事會五回にして、國產愛用運動に關する決定事項を擧ぐれば

- 一、優良なる國產品及外國品に代用し得べき國產品を發表して之が使用を獎勵すること(昭和四年八月十三日委員會決定)
- 一、公私經濟緊縮に關する標語の懸賞募集を爲すこと(同九月九日委員會決定)
- 一、當選標語を郵便スタンプに利用すること(同九月九日委員會決定)

一、國產愛用の氣風を旺にし内地産業の振興を圖ると共に國際貸借の改善に資すること(同十二月五日委員會決定)

國產愛用運動は以上の決議に基き中央官廳並に地方官廳之れに關係せる各機關の協力的活動を見るに至り、漸次全國的に具體化して來たのであるが、更に昭和五年六月、商工省に臨時産業合理局設置せられ、同局第二部に於て國產愛用に關する事務を管掌することとなり、同局に設けられたる國產品愛用委員會の活動を見るに至り、公私經濟緊縮委員會と相俟つて前者は技術的専門的方面より製作者の指導を中心とする本運動、後者は一般消費者の覺醒を促すことを中心とする本運動を主とし、兩々相俟つて本運動の趣旨の普及と實行の促進とを圖つたのである。

第二章 社會局關係施設

昭和五年五月十五日、第七回公私經濟緊縮委員會幹事會は、國產品の使用獎勵に關する事項を協議し、更に同月二十六日、第四回公私經濟緊縮委員會を開催し、前記幹事會を參考として、次の事項を決議するに至つた。

國產品使用獎勵ニ關スル件

國產品ノ使用獎勵ニ關シテハ既ニ之カ趣旨ノ普及ト實行ノ促進トニ努メツツアル所ナルモ外國品輸入ノ現状ニ徴スレハ敢

テ輸入ニ俟ツノ必要ナキモノ尠シトセサルノミナラス之カ爲國內産業ノ發達ヲ阻害スルノ憾アルハ眞ニ國家ノ深憂タリ、今ヤ經濟更正ノ一途ニ國民ノ努力ヲ傾倒スヘキ時機ニ際シ、一層國產品愛用ノ氣風ヲ旺ニシテ國內産業ノ振興ヲ圖リ國際貸借ノ改善ニ資スルハ正ニ刻下ノ急務ト謂ハサルヘカラス仍テ左記各項ニ依リ公私經濟ノ各方面ニ亘リテ地方ノ實情ニ適切ナル方法ヲ以テ國產品ノ使用ヲ勵行シ我國經濟力ノ充實發展ヲ期スルノ要アリト認ム

記

- 一、産業、貿易ニ關スル主管省ト密接ナル聯絡ノ下ニ舶來品偏重ノ迷妄ヲ打破シ國產品愛用ノ觀念ヲ普及徹底セシムルコト
- 實業團體、教化團體、婦人團體、新聞雜誌等ト協力シテ左記事項ヲ參酌シ適切有效ナル施設ヲ講スルコト
- イ、國產品愛用ニ關スル講演會、講習會、協議會等ヲ開催スルコト
- ロ、國產品愛用週間ヲ設定スルコト
- ハ、國產品ト輸入品トノ對比展覽會其ノ他ノ展覽施設ヲ行フコト
- ニ、公私經濟緊縮ニ關スル申合、規約等ニハ必ス國產品愛用ニ關スル事項ヲ加ヘ其ノ勵行ニ努メシムルコト
- ホ、優良國產品並ニ外國品ニ代用若ハ匹敵シ得ヘキ品名ヲ中央ト連絡シテ可成具體的ニ調査シ又ハ國產品愛用ノ實行事例ヲ蒐集シテ其ノ結果ヲ廣ク發表スルコト
- ヘ、國產品愛用ニ關スル標語ポスター其ノ他ノ資料ヲ市町村役場、青年團、町會其ノ他ノ掲示板告知場等ニ掲載スルコト
- 三、各種ノ學校教育ニ於テ一層國產品愛用ノ觀念ヲ涵養シ特ニ小學校兒童ノ學用品ニ付テハ必ス國產品ヲ使用セシムルコト
- 四、道府縣市町村ニ於テモ必要ニ應シ政府ノ國產品獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律ニ倣ヒ會計規則ニ付特例ヲ設クルコト

右決定に基き昭和五年六月三日内務、大藏、商工、文部の四次官名を以て内閣書記官長、各省次官、警視總監及各地方長官に通牒を發し一層國產品の使用を勵行して本運動所期の目的達成に努力することとなつたのである。尙右に關する各地方

國產愛用運動概況

長官への通牒並に其の後社會部長及臨時產業合理局第二部長より更に左の通り通牒を發して各地方に於ける具體的施設計畫の大綱を示し中央地方相呼應して國產愛用の趣旨の普及徹底に努むることゝなつた。

昭和五年六月三日

内務	次官
大藏	次官
商工	次官
文部	次官

警視地方總監宛

國產品ノ使用獎勵ニ關スル件依命通牒

標記ノ件ニ付テハ曩ニ昭和四年八月十六日發社第四九號及同年十二月九日發社第一〇號依命通牒ノ次第モ有之既ニ之カ趣旨ノ普及ト實行ノ促進トニ努メラレツツアルコトト被存候得共國民多年ノ弊習タル舶來品偏重ノ迷妄ハ未タ之ヲ一洗スルニ至ラス爲ニ輸入超過ノ趨勢ヲ助長シ國內産業ノ發達ヲ阻害スル等其ノ影響スル所頗ル甚大ナルモノアルノミナラス既ニ金輸出解禁ヲ斷行シテ經濟更正ノ一途ニ國民ノ努力ヲ傾倒スヘキ時期ニ際シ能ク國民精神ノ緊張ヲ持續シ一層國產品愛用ノ氣風ヲ旺ニシテ國內産業ノ振興ヲ圖リ國際貸借ノ改善ヲ促シ以テ我國經濟力ノ充實發展ヲ期スルハ正ニ刻下ノ急務ナルニ鑑ミ五月二十六日第四回公私經濟緊縮委員會ニ於テ別紙ノ通決定相成全國的ニ國產品愛用ノ一大國民運動ヲ起シ國力ノ充實伸張ヲ期スルコトト相成候ニ付テハ今後委員會決定ノ趣旨ニ依リ地方ノ實情ニ應シ夫々適切有效ナル計畫ヲ樹テ舉國一致國產品ノ使用勵行ニ努メ以テ本運動所期ノ目的ヲ達成スル上ニ於テ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

昭和五年六月十二日

社會局社會部長
臨時產業合理局第二部長

各地方官宛

國產品ノ使用獎勵ニ關スル件

標記ノ件ニ付テハ本月三日發社第七九號ヲ以テ内務、大藏、商工、文部次官ヨリ依命通牒相成候處之カ具體的施設ニ關シテハ左記御了知ノ上夫々實施方御取計相成度

記

- 一、講演會開催ニ付テハ大體別紙(省略)豫定ノ下ニ中央ヨリ講師派遣ノ見込ナルモ之カ實施方ニ付テハ更メテ當方ヨリ協議スヘキニ付御了知ノコト
- 一、縣主催ノ講演會ニ中央ヨリ講師派遣ノ希望アル向ニ於テハ少クトモ十日間ノ餘日ヲ置キ開催時日、場所及大體ノ聽取者種別ヲ記シ講師派遣方申請アリタキコト
- 二、國產品愛用週間ノ設定ハ大體左記ニ據ルコト
 - (イ) 時期ハ地方ノ實情ニ應シ適當ニ定メ少クトモ年二回之ヲ實施スルコト
 - (ロ) 愛用週間中ニ國產愛用ニ關スル講演會、協議會、活動寫眞會、ポスター、リーフレット等ノ文書宣傳其ノ他適當ナル施設ヲ行フコト
 - (ハ) 實業團體、百貨店、商工業者ノ組合等ト密接ナル聯絡ヲ圖リ可成店頭裝飾包裝紙等ニ國產愛用ノ趣旨ヲ加味セシムルコト
- 三、國產品ト輸入品トノ對比展覽會ニ關スル資料ハ目下商工省ニ於テ夫々準備中ニ付右完成ノ上ハ更メテ之ヲ開催方ニ關シ當方ヨリ照會スヘキニ付御了知ノコト

- 四、國産品使用獎勵ニ關スル資料トシテ家庭用品、事務用品、被服材料、食糧品等可成各部門ニ付逐次パンフレットヲ作成配付ノ見込ニ付豫メ御了知ノコト
 - 五、左記ノ事項ニ付テハ其ノ都度速カニ社會局長官宛可成詳細ニ報告アリタキコト
 - (イ) 優良品並ニ外國品ニ代用若ハ匹敵シ得ヘキ品名ヲ具體的ニ調査シタルトキ
 - (ロ) 國産品愛用ノ實行事例ヲ蒐集シタルトキ
 - (ハ) 道府縣市町村ニ於テ國産品使用獎勵ノ趣旨ヲ以テ會計規則ニ特例(規則又ハ規則トセサルモ一定ノ方針)ヲ設ケタルトキ尙之等ノ特例ニ付現ニ定メラレタルモノアルトキハ折返シ報告ノコト
- 公私經濟緊縮委員會は、右の決議に基き同地方委員會と協力し、全國歩調を一にして本運動の普及徹底を圖る爲め各種の施設計畫を進めたのであるが、その主要なる事項としては

- 一、印刷物の配布
- 二、懸賞募集に依る標語の利用
- 三、講演會、講習會等の開催
- 四、展覽會の開催
- 五、國産品愛用週間設定

等を掲ぐる事が出来る。次に之等の施設事項に關する大體の記述を試むることとし度い。

一、印刷物の配布

國産愛用運動の趣旨の普及を圖り、且つ本運動の指導者の參考資料として左記の印刷物を作製し、中央官廳、道府縣、市町村、實業團體、その他の團體に配布したのである。

- 一、勝部兵助述、國産品の使用獎勵に就いて 三 萬 部

一、國産品の使用獎勵に關する資料

- 一、森莊三郎述、國産品愛用の精神 三 萬 部

二、懸賞募集に依る標語の利用

曩に昭和四年十月二十日、公私經濟緊縮、國産愛用に關する標語を懸賞募集したる結果

應 募 者 數	一三、六二〇人
應 募 句 數	五四、三二〇句

の多數に達し、中、國産愛用に關する當選標語を擧ぐれば、左の通りである。

明治の舶來昭和の國産
間に合ふ限り國産品
品は國産消費は合理化

之等は郵便物押捺のスタンプに利用し、趣旨の普及に資したる外、地方に於てポスター及ビラ等に之を利用したるものも少くない。

三、講演會、講習會等の開催

道府縣主催の講演會、講習會、協議會等には可成關係各省官吏公私經濟緊縮委員會委員、民間の名士及本運動事務關係者を講師として中央より派遣し又市町村其の他各種團體主催のものには地方委員會委員、地方の民間名士等を講師として該運動の趣旨の徹底を期すること、し先づ昭和五年六月下旬より八月迄の間に於て各府縣主要都市に於て公私經濟緊縮地方委員、市町村長、學校長、各種團體代表者其の他管内指導者階級を主とする講演會を開催し國産愛用の趣旨普及に努め左の通中央より講師を派遣したのである。

道府縣名	開催地	開催月日	講演者	聽者數	備考
道府	長野市	七月二十四日	横山商工政務次官	一、〇〇〇	
宮城	仙台市	七月九日	後藤商工書記官	一、三〇〇	
福島	福島市	八月十一日	磯谷商工書記官	四〇〇	
岩手	盛岡市	六月十三日	豊田商工事務官	四〇〇	
青森	八戸市	七月三十一日	伊藤農林事務官	一、七〇〇	
山形	山形市	八月二日	岡本英太郎	一、〇〇〇	
秋田	秋田市	七月二十四日	井坂合理局顧問	七〇〇	
福井	鯖江市	七月二十四日	永松農林書記官	三〇〇	
石川	金沢市	七月二十五日	横山商工政務次官	七〇〇	講習會

道府縣名	開催地	開催月日	講演者	聽者數	備考
富山	富山町	七月九日	早稻田大學講師内ヶ崎作三郎	四〇〇	
鳥取	米子市	七月二十一日	法學博士 森 莊三郎	四〇〇	
岡山	岡山市	七月十五日	野田商工參與官	一、三〇〇	
廣島	廣島市	七月十六日	野田商工參與官	二五〇	
山口	下關市	七月三十一日	鈴木農林書記官	八五〇	
和歌山	和歌山市	八月十八日	法學博士 高柳松一郎	四〇〇	
徳島	徳島市	八月九日	永松農林書記官	一、二九〇	
香川	高松市	七月七日	永松農林書記官	二五〇	
愛媛	松山市	八月五日	永松農林書記官	七〇	
高知	高知市	七月十一日	楠瀬商工事務官	三〇〇	
福岡	福岡市	七月十六日	梶原仲三郎	一五〇	
大分	佐伯市	七月二十八日	法學博士 森 莊三郎	三〇〇	

聽講者ハ主トシテ緊縮委員其他指導者ナリ

道府縣名	開催地	開催月日	講演者	聴講者数	備考
道府縣名	開催地	開催月日	講演者	聴講者数	備考
佐賀市	佐賀市	七月三十一日	鈴木農林書記官	二二〇	
熊本市	熊本市	七月十九日	岡本英森	七〇〇	
宮崎市	宮崎市	七月二十四日	岡本英森	二五〇	
延岡市	延岡市	七月二十五日	岡本英森	四〇〇	
川内町	川内町	七月二十一日	岡本英太郎	三〇〇	
鹿兒島市	鹿兒島市	七月二十二日	岡本英太郎	二〇〇	
加治木町	加治木町	七月二十三日	岡本英太郎	九〇〇	
計	開催度数			五八、〇〇七	

尙中央よりの講師派遣に依るもの及び地方委員、地方の民間名士等を講師とする講演會、講習會、協議會、活動寫眞會等の開催状況は左の通りである。

道府縣別	講演會		講習會		協議會		活動寫眞會		計	
	開催度数	聴衆人員	開催度数	聴講者	開催度数	参加者	開催度数	参加者	開催度数	参加者
北海道	二	一〇、二〇〇							二	一〇、二〇〇
東京都	一	一〇、七五〇							一	一〇、七五〇
京都市	一	八五〇							一	八五〇
大阪市	一	九、八五〇							一	九、八五〇
神奈川	五	五、一〇〇							五	五、一〇〇
計	一一	三六、五〇〇							一一	三六、五〇〇

道府縣別	開催度数	聴衆人員	開催度数	聴講者	開催度数	参加者	開催度数	参加者	開催度数	参加者
兵庫	一	七、〇〇〇							一	七、〇〇〇
新崎	一	七、〇〇〇							一	七、〇〇〇
埼玉	三	七、〇〇〇							三	七、〇〇〇
群馬	二	三六、〇〇〇							二	三六、〇〇〇
千葉	二	九、〇五〇							二	九、〇五〇
茨城	二	一五、〇〇〇							二	一五、〇〇〇
栃木	二	一六、五〇〇							二	一六、五〇〇
奈良	一	一〇、三〇〇							一	一〇、三〇〇
三重	一	一、五〇〇							一	一、五〇〇
愛知	一	三、三〇〇							一	三、三〇〇
静岡	二	一〇、七四〇							二	一〇、七四〇
山梨	二	二八、七〇五							二	二八、七〇五
滋賀	四	三三、七三三							四	三三、七三三
岐阜	三	二、四五〇							三	二、四五〇
長野	三	二、四五〇							三	二、四五〇
宮城	二	八〇、六〇〇							二	八〇、六〇〇
福島	四	二、〇〇〇							四	二、〇〇〇
岩手	六	二七、〇〇〇							六	二七、〇〇〇
青森	一	四、三〇〇							一	四、三〇〇
山形	一	一、〇〇〇							一	一、〇〇〇
秋田	三	一四、五〇〇							三	一四、五〇〇
福井	四	一六、九〇〇							四	一六、九〇〇
石川	八	五、二二七							八	五、二二七
富山	五	三三、二五三							五	三三、二五三
計	五七	三六、五〇〇							五七	三六、五〇〇

道府縣別	講演會		講習會		協議會		活動寫眞會		計	
	度開 數催	聽衆人員	度開 數催	聽講者	度開 數催	參會者	度開 數催	參會者	度開 數催	參會者
鳥取	二	四、六〇〇							二	四、六〇〇
島根	五	二六、四九六							五	二六、四九六
岡山	一	三五、三九元							一	三五、三九元
廣島	一	二五〇							一	二五〇
山口	一	二七、四二							一	二七、四二
徳島	一	四〇〇							一	四〇〇
香川	一	一一、九〇							一	一一、九〇
愛媛	一	二四、二五							一	二四、二五
高知	一	一一、七〇〇							一	一一、七〇〇
福岡	二	四五〇							二	四五〇
大分	八	一一、九一五							八	一一、九一五
佐賀	一	六、五〇〇							一	六、五〇〇
熊本	一	八、三〇〇							一	八、三〇〇
宮崎	一	一六、二〇〇							一	一六、二〇〇
鹿兒島	一	一八、八七八							一	一八、八七八
沖繩	一	五三、七〇〇							一	五三、七〇〇
計	一、〇三三	七八四、一〇八	九	六八七	五八	四九三三	四九二	五五九、六三三	一、五八〇	一、三四九、三四〇

四、展覽會の開催

公私經濟緊縮に關する趣旨の徹底を圖ると共に國産愛用の精神を普及せしむるために展覽會を左の通り開催したのである。

1. 巡回展覽會 大阪其の他の地方に於て既に斯種展覽會開催したるものと經費の關係上滋賀、兵庫、長崎の三縣に中央より經費を配布して昭和五年二月下旬より三月末迄の間に開催することとし、中央より大藏、内務、農林、商工の各省及貯金局等に於ける公私經濟緊縮に關する展覽資料を蒐集して開催縣へ逐次送付し之に於ける資料を併せ一般に展覽せしむるの外講演會を開き又は印刷物を配布して目的の達成に努めた、而して滋賀縣は會期四日間入場者三〇、五三〇人兵庫縣は會期三日間入場者一一、九〇〇人長崎縣は會期五日間入場者六、〇六八人を算した。
2. 國産品、輸入品對比展覽會 國産品の使用奨励を促進する爲東京府、愛知縣、静岡縣に對し中央より經費を配當して昭和四年二月以降四月上旬迄の間に於て國産品と輸入品との對比展覽會を開催し、一般に展覽せしむるの講演會を開き又は印刷物を配付して國産品使用の勵行を期し東京府は會期十日間入場者約三〇〇、〇〇〇人愛知縣は會期六日間入場者一七六、六〇一人静岡縣は三箇所會期三日乃至五日間入場者六六、二七九人を算した。而して此の外大阪其の他に於て斯種展覽會の開催せらるゝものあつたが、全国的に統一したる對比見本に乏く依て臨時産業合理局に於て之が見本を選定し、道府縣及商工會議所の共同主催の下に昭和五年八月下旬より十二月迄の間に全國主要の都市に於て開催し、同時に商工省に於て貸下を受けたる御用國産品を展覽せしめ一層國産品の使用奨励に努めたのである。
3. 隨時地方開催の展覽會 前二項掲記の外、地方に於ては隨時展覽會を開催したるもの八七度入場者一、四三七、一〇四人を算した。

五、國産品の愛用週間設定

地方の實情に應じ時期を適當に定め、少くとも年二回之を實施せしむることとし、大體週間中は講演會、協議會、活動寫眞會等を催し、またポスター、リーフレット、ピラ等の文書に依る宣傳、商店の店頭裝飾、包装紙等に國産愛用趣旨の利用等の方法に依り趣旨の普及に努め、昭和五年十月までに之が設定を見たもの全國中三十數府縣に達した。

六、其の他の施設

1. 國產使用獎勵のため道府縣市町村に於ける會計規則等に特例を設けたること
國產品獎勵の爲、會計法の特例に關する法律に依り道府縣及市町村に於ける會計規則等に特例を設け、以て國產品使用獎勵の實を擧げんが爲之を勸奨したる結果、昭和五年十月迄に府縣令、訓令又は通牒を以て取扱を爲すことゝなれるもの十五府縣あつた。
2. 道府縣市町村に於ける外國品購入調 地方團體に於ける外國品購入金額を調査し、本運動の資料に供せんが爲之を調査したるに昭和四年度に於て道府縣分二、九〇三、二八六圓(内國產品を以て代用し得と認めらるゝもの金額七七八、六八四圓)市町村分六、五三八、八六九圓(内國產品を以て代用し得と認めらるゝもの金額一、三八一、二五八圓)を示した。
3. 公益事業に國產材料使用のこと 従來道府縣市町村に於ける公益事業に要する工事材料等にして其の使用材料敢て輸入品に待つ必要なき様認めらるゝものゝ存するに鑑み昭和五年十一月左記通牒を發し一層國產材料の使用を勵行せしむことゝなつた。

發社第一二七號

昭和五年十一月七日

社 會 部 長
地 方 局 長
土 木 局 長

各 地 方 長 官 宛

公營事業ニ國產材料使用ノ件

國產品ノ使用獎勵ニ關シテハ本年六月三日發社第七九號ヲ以テ依命通牒ノ次第モ有之道府縣市町村ニ於テハ夫々當該團體

ノ會計規則ニ對スル特例ノ設定又ハ特別ノ取扱方法ノ運動等ト相俟テ國產品ノ使用勵行ニ努メラレツアルコトトハ被存候得共公營事業ノ事業費起債稟請、失業救濟事業ノ認可申請等ノ際ニ於ケル事例ニ徵スレハ其ノ使用材料中敢テ輸入品ニ待ツノ必要ナキ様認めラルモノ往々有之如斯ハ國產品使用獎勵ノ趣旨ニ鑑ミ甚タ遺憾ノ次第ニ有之候ニ付テハ爾今公營事業ノ施行ニ當リテハ一層周密ノ注意ヲ拂ヒ率先國產材料ノ使用勵行ヲ期スル相御配意相成度

追テ貴管下水利組合、北海道土功組合、耕地整理組合、土地區劃整理組合、森林組合等ニ對シテモ本通牒ノ趣旨徹底ヲ期セラレ度

以上述べたるものゝ外、本運動に關し財團法人生活改善同盟會、同中央報德會及勤儉獎勵婦人團體委員會をして國產愛用の趣旨を普及せしむるため努力せしめたのである。

本運動に關する各地方の本運動の經過並に施設の大要に就きては、章を改めて記述することゝするが、その前に臨時産業合理局に於ける國產愛用運動に關する施設の概要を述ぶることゝする。

第二章 臨時産業合理局關係施設

一、従來の施設

第一章に於て述べた如く商工省に於ては従來より國產品使用獎勵に關し種々施設するところがあり殊に大正十五年六月に至り國產振興委員會を設け國產品の使用獎勵等に關する事項に付關係大臣の諮問に答申せしむることゝしたのであるが同會の答申に基き政府は官廳用品の國產品充用の一方策として昭和二年法律第四十一號「國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律」を制定し、我國工業品中品質又は價格に於て外國品に比し多少の遜色あるものであつても國產獎勵の必要ありと認めたるものには前記法律を適用して國產品を優先購入し得るの途を開いたのである。該法律を適用すべき品目は昭和二年勅令

第三百七十三號を以て國產振興委員會に諮問(諮問第四號)することとなり、今日までに審議決定したる品目は合計六十五點に及んで居る。其の品目を次に擧ぐれば

- 一、鉄 鐵 鑄物用又ハ製鋼用ニ適スルモノ
- 二、低磷鉄鐵 鑄物用又ハ製鋼用ニ適スルモノ
- 三、鐵合金 製鋼用ニ適スルモノ
- 四、軟鋼板 船體用又ハ蒸汽罐用ニ適スルモノ
- 五、特殊鋼 タービン翼、工具、發條、電磁石用ニ適スルモノ
- 六、冷質引拔繼目無鋼管 船體用又ハ蒸汽罐用ニ適スルモノ
- 七、冷質引拔繼目無眞鍮管 船體用又ハ復水器用ニ適スルモノ
- 八、ネーバル眞鍮板 船體用又ハ復水器用ニ適スルモノ
- 九、錫 紙 紙卷煙草包装用ニ適スルモノ
- 一〇、自動車
- 一一、自動自轉車
- 一二、航空機用發動機
- 一三、航空機々體及プロペラ
- 一四、力織器
- 一五、醫療用器械及附屬器具
- 一六、計測器
- 一七、球軸承

- 一八、人造研磨砥及研磨布紙 金屬研磨用ニ適スルモノ
- 一九、點火栓 內燃機用ニ適スルモノ
- 二〇、送信電球(水冷式ヲ除ク) 無線通信用ニ適スルモノ
- 二一、十六番銅線覆鋼線 野外通信用ニ適スルモノ
- 二二、マグネトー 內燃機用ニ適スルモノ
- 二三、炭素棒 探照燈用ニ適スルモノ
- 二四、炭素電極 電氣爐用ニ適スルモノ
- 二五、揮發油 內燃機用ニ適スルモノ
- 二六、礦 油 機械潤滑用又ハ電氣絶緣用ニ適スルモノ
- 二七、原 油
- 二八、頁岩油 艦船用燃料ニ適スルモノ
- 二九、オレイン油 工業用ニ適スルモノ
- 三〇、曹達灰 工業用ニ適スルモノ
- 三一、苛性曹達 工業用ニ適スルモノ
- 三二、硝酸加里 工業用ニ適スルモノ
- 三三、重クロム酸加里 工業用ニ適スルモノ
- 三四、人造染料及中間物
- 三五、無銀酸化鉛 金分試驗用ニ適スルモノ
- 三六、醫 藥

- 三七、毛織物
- 三八、蒸汽機關車
- 三九、空氣制動裝置 電車用ニ適スルモノ
- 四〇、外輪 鐵道用車輛ニ適スルモノ
- 四一、車軸 鐵道車輛用ニ適スルモノ
- 四二、臺車 鐵道車輛用ニ適スルモノ
- 四三、蒸汽暖房用品
- 四四、航空機用發動機始動裝置
- 四五、ストロージャー式私設電話交換機 私設電話用ニ適スルモノ
- 四六、電話用試驗臺
- 四七、電話用通知臺
- 四八、電話用障害受付臺
- 四九、電話用蓄電器
- 五〇、電報受信用和文タイプライター
- 五一、電信用鑽孔紙
- 五二、電氣機關車
- 五三、電車モーター
- 五四、電車用制御器
- 五五、廻轉用變流機

- 五六、電力用ケーブル 電力傳送用ニ適スルモノ
 - 五七、平等裝荷重信鉛被紙海底ケーブル(二四對以下) 電話通信用ニ適スルモノ但シスプリング式海底ケーブル及線輪裝荷海底ケーブルヲ除ク
 - 五八、無裝荷重信鉛被紙海底ケーブル(五四對以下) 電話通信用ニ適スルモノ
 - 五九、ロードローラー
 - 六〇、スチームシヨベル
 - 六一、浚渫機用グラブ
 - 六二、浚渫機用バケツト
 - 六三、内燃機關
 - 六四、潜水艦用蓄電池
 - 六五、低溫タール
- 右の法律適用品目の審議とは別途に各省購入外國品中、内國品に代ふべきものと外國品購入の已むを得ざるものとの區分如何を大藏大臣より國產振興委員會に諮問(諮問第五號)し、同委員會に於ては我工業品中、品質及價格に於て外國品に比し遜色なきものは内國品に代ふるを可とし、其の決定を受けたる品目は各省をして必ず内國品を購入せしむる方針の下に慎重審議を重ね今日迄に選定したるもの計九十品に及んで居る。其の品目を示せば

- 一、コンクリートミキサー
- 二、自働抗打機
- 三、時計 掛時計、置時計、普通標準時計、電氣時計(船舶用ヲ除ク)、懷中時計(特殊品ヲ除ク)、腕時計(特殊品ヲ除ク)

國產愛用運動概況

二六

- 四、炭素鋼軌條(溝付軟條ヲ除ク) 長一米ニ付重量六、八、九、一〇、一二、一五、二二、三〇、三七、四五及五〇
「キログラム」ノモノ
- 五、金 庫
- 六、鋼製書庫
- 七、輪轉謄寫機
- 八、旋盤(特殊品及精度特ニ高キモノヲ除ク)
- 九、鑽孔機(特殊品ヲ除ク)
- 一〇、螺 錐
- 一一、携帶式電動鑽孔機
- 一二、内燃機關 瓦斯機關、ガソリン機關(ケロシン機關ヲ含ミ航空機自動車用其他輕量ノモノヲ除ク)、輕油機關、重油機關
- 一三、電熱器
- 一四、電氣鎔
- 一五、鉛蓄電池(潜水艦用ヲ除ク)
- 一六、電氣爐 抵抗爐(特殊品ヲ除ク)、電弧爐(特殊品ヲ除ク)
- 一七、有線電信機 海底電信機(特殊品及擬似ケーブルヲ除ク)、陸上電信機(印刷電信機鍵盤鑽孔機及高速度用ノモノヲ除ク)
- 一八、有線電話機 手働式電話機、自動式電話機、手働式電話交換機、手働式電話記錄臺、手働式電話案内臺、手働式電話監督臺

- 一九、オイルペイント(船底塗料ヲ除ク)
- 二〇、ボイル油
- 二一、ワニス(電氣絶緣用ヲ除ク)
- 二二、リノリウム
- 二三、革調帶
- 二四、模造紙
- 二五、筆記用紙
- 二六、パラフィン紙
- 二七、筆記用鉛筆
- 二八、筆記用インキ
- 二九、毛織物 羅紗、サージ、ヘル、フランネル、毛布
- 三〇、窓 掛
- 三一、絨 氈
- 三二、カタン絲
- 三三、卓子掛
- 三四、キヤラコ
- 三五、テープ及リボン
- 三六、フェルト(特殊品ヲ除ク)
- 三七、窓硝子(厚五耗以下ノモノ)

- 三八、ゲージ硝子
- 三九、フラスコ(特殊品ヲ除ク)
- 四〇、試験管(特殊品ヲ除ク)
- 四一、硝子燃焼管(特殊品ヲ除ク)
- 四二、硝子製計量器(特殊品ヲ除ク)
- 四三、鑄鐵管
- 四四、繼目無鋼管
- 四五、瓦斯管(瓦斯水、蒸氣等ノ輸送其他雜用)
- 四六、水唧筒
- 四七、消防用唧筒
- 四八、氣體壓縮機(特殊品ヲ除ク)
- 四九、送風機
- 五〇、通風氣
- 五一、自轉車
- 五二、起重機
- 五三、捲揚機
- 五四、電動ホキスト
- 五五、シエーピングマシン
- 五六、プレストドリル

- 五七、製圖器
- 五八、携帶式電動グラインダー
- 五九、グラインディングマシン
- 六〇、ピアノ(特殊高級品ヲ除ク)
- 六一、石炭ストーブ
- 六二、瓦斯ストーブ
- 六三、トーチランプ
- 六四、ジャツク
- 六五、鋸
- 六六、製材用丸鋸
- 六七、筆記用ペン先
- 六八、發電機
- 六九、電動發電機
- 七〇、電動機
- 七一、廻轉變流機
- 七二、變壓器(變流器ヲ含ム)
- 七三、扇風機
- 七四、配電盤
- 七五、電力用繼電器

國產愛用運動概況

三〇

- 七六、電力用避雷器
- 七七、遮斷器
- 七八、開閉器
- 七九、包装用紙
- 八〇、濾紙(特殊品ヲ除ク)
- 八一、吸取紙
- 八二、羅紗紙
- 八三、複寫紙(特殊品ヲ除ク)
- 八四、タイプライター用ボンド紙
- 八五、研磨紙(金剛砂紙、エメリーパーペー)
- 八六、ゴムマツト
- 八七、ゴム絲
- 八八、字消ゴム
- 八九、製圖用繪具
- 九〇、印畫紙(特殊品ヲ除ク)

以上

右の諮問第四號及第五號の品目審議は共に今後も尙繼續せらるゝので、官廳用品に充用せらるゝ國產品目は漸次増加するに至るであらうと思ふ。

尙政府に於ては國產品使用獎勵の趣旨を一般に普及徹底せしむるために官廳用品の國產品充用を更に一層促進するの必要

を認め、昭和五年三月二十二日閣議に於て各官廳の從來使用したる物品材料中輸入に係るものゝ品目、金額、並に其中、國產品を以て代用し得べき物品材料の品目、金額を商工省へ至急報告し、極力國產品使用の實行に着手すべき旨の申合せがあつたので、同年四月一日、商工省に於て各省關係局課長會議を開催し、其の調査方針に付て協議し、各省に於て夫々調査する所があつた。

政府に於ては上記の如く國產品の使用獎勵に關し施設畫策する所あつたのであるが、昭和四年夏、政府は金解禁の斷行を期し其の準備として國產品の使用獎勵は國際貸借改善の爲め極めて緊要なる事項たるを認め、各方面に於て國產愛用を宣傳實行する計畫施設を行ふに至つた。即ち昭和四年九月内務省に於ては各府縣會計課長を招集し、地方團體に於ても政府の國產品充用の方針に鑑み出來得る限り國產品を購入すべき旨指示する所あつたのである。

同年同月、鐵道省に於ても國產使用獎勵委員會を組織し、同省の購入外國品を極力國產品に代へんとする方針の下に調査審議の結果同年十一月、國產品に依るべき品目三百七十三點、外國品の使用已むを得ざる品目六十一點を決定公表するに至つた。

製鐵所に於ても昭和四年十一月國產品使用調査委員會を設置し、國產品使用並に外國品購入に關する事項を調査審議することとなり、大阪府に於ても國產充用委員會を設置し、昭和五年四月、府の購入外國品中、國產に依るべき品目二百六十二點、外國品の使用已むを得ざる品目二百四點、國產品外國品併用品目三十五點を決定公表し、極力國產品の充用に付て力を致すこととなつた。

昭和五年一月以來、大阪府、東京府、愛知縣、靜岡縣、京都府等は相次いで國產品輸入品對比展覽會を開催したるが、猶此の外に國產獎勵實行會と國產愛用國民協會と合併して成立したる國產愛用協會等、國產愛用運動に従事せんとする民間團體の出現をも見るに至つた。斯くの如く國產愛用運動は國民全般に漸く浸潤普及するの機運に到達したのである。

一、臨時産業合理局の設置

斯くの如く國產振興に關しては政府並に民間團體に於て夙に種々施設する所があつたが、貿易は年々逆調を呈して居り殊に昭和五年一月の金解禁斷行は國民經濟の根本的建直しの大方策ではあるが國際貸借の逆調を一時刺戟する虞があるので、此の状態を是正し進んで我國産業を振興する爲、商工省は内務省其他の中央地方の諸官廳並民間團體と連絡提携して、國產愛用に關する一大運動を起すことを計畫し、昭和五年六月勅令第百十二號を以て臨時産業合理局を設置し、同局第二部に於て國產愛用に關する事務を掌らしめることとし且之れが實施上の事項を審議し、該運動に遺漏なからしむる爲學者、官吏實業家等を以て八月十一日同局に國產品愛用委員會を設置したのである。

今臨時産業合理局官制及同局分課規程、並國產品愛用委員會の委員氏名を擧ぐれば左の如くである。
昭和五年六月勅令第百十二號

臨時産業合理局官制

- 第一條 臨時産業合理局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ其ノ所管ニ係ル産業ノ合理化ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 臨時産業合理局ニ長官ヲ置ク
長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 臨時産業合理局ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官	專任三人	奏任	内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
技師	專任三人	奏任	
屬	專任四人	判任	
技手	專任三人	判任	

第四條 長官ハ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第九條 臨時産業合理局ニ局務ヲ輔ケシムル爲顧問ヲ置ク

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 商工大臣ハ重要事項ヲ調査審議セシムル爲臨時産業合理局ニ委員會ヲ置クコトヲ得

第十一條 各委員會ハ會長一人及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二條 會長及委員ハ商工大臣之ヲ命ス

第十三條 會長ハ會務ヲ總理ス

第十四條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十五條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和五年六月二日)

臨時産業合理局分課規程

第三章 臨時産業合理局關係施設

第一條 臨時產業合理局ニ左ノ部課ヲ置ク

庶務課

會計課

第一部

第二部

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ關スル事項

二 人事ニ關スル事項

三 長官ノ官印及局印ノ保管ニ關スル事項

四 文書ニ關スル事項

五 他ノ部課ノ主掌ニ屬セサル事項

第三條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事項

二 營繕ニ關スル事項

三 廳中取締ニ關スル事項

第四條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 企業ノ統制ニ關スル事項

二 科學的管理方法ノ實施ニ關スル事項

三 産業金融ノ改善ニ關スル事項

四 其ノ他産業ノ合理化ニ關スル事項

第五條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工業品ノ規格統一ニ關スル事項

二 製品ノ單純化ニ關スル事項

三 國産品使用獎勵ニ關スル事項

四 試験研究機關ノ整備聯絡ニ關スル事項

國産品愛用委員會委員氏名

會長
委員

男 爵
子 爵

吉野	片岡	梶原	川久保	渡邊	小田	岡田	大野	小寺	土岐	西野	阪谷
信	岡	仲	鐵	鐵	太	一	綠	房	岐	惠	芳
次	安	治	吉	藏	郎	實	郎	郎	章	助	郎



後	辻	吉	關	篠	膳	下	莊	坂	齋	秋	矢	山	中	高	竹	田	立	横
藤		田	屋	原	桂	村	司	口	藤	保	野	岡	原	柳	村	中	石	河
保	謹	永	龍	英	之	太	太	武	俊	安	恒	祐	岩	松	勘	芳	信	民
清	吾	助	吉	郎	助	宏	郎	助	吉	治	太	章	郎	郎	恐	雄	郎	輔

幹事

八月十二日右國產品愛用委員會委員中より特に専門家を以て國產品愛用小委員會を組織し、各地に於て開催せらるべき國產愛用展覽會に貸與すべき國產品輸入品對比見本を選定せしむることとした。右小委員の氏名左の如し。

小	吉	横	田	竹	中	山	秋	齋	坂	莊
寺	野	河	中	村	原	岡	保	藤	口	司
房	信	民	芳	勘	岩	祐	安	俊	武	市
治	次	輔	雄	恐	三	郎	治	吉	之	太
郎									助	郎

尙今回政府が臨時産業合理局を設置し、國產愛用運動に努力するに至つた理由は俵商工大臣が東京中央放送局に於てなしたる「國產愛用に就て」なる講演で明示せられて居るから其の筆記を此處に掲げることとする。

國產愛用に就いて

商工大臣 俵 孫 一 述

一、國産品愛用は最も手近な不景氣對策である

今や我が國の經濟界は頗る不況でありまして、各地到る處不景氣の聲喧ましくこの難局に如何なる方策を施すべきやは、國民一般の種々に苦心をいたして居るところであります。

政府もこの場合不景氣は世界共通の現象であるからと云つて、濟して居るのでは決してありません。私共は及ばずながら、この不況を切抜ける爲に、日夜心を碎いて居る次第であります。景氣を立直すには誰が何と云つても、國內の産業を興すのが第一であります。今日の時局に鑑みて失業救濟、その他臨機の一時的の對策を講ずることは素より必要であります。然しながら不景氣對策の根本は産業を盛んにする外はありませぬ。

然らばこの不景氣の唯中に何うして産業を盛んにするか、吾々はその最も手取り早い手近な方法として、國産品愛用の一事を強調するのであります。凡そ産業は需要に俟たなければなりません。然らば、若し國內に於ける消費量の増加を圖り、産業振興の方策を講ずる途がありましたなら、先づその途を採るのが當然ではありませんか。

二、戦後各國は産業合理化運動に努力した

歐洲大戰後世界各國は何れも生産過剰に苦しんで居ります。その有り餘る生産品を如何にして、如何なる方面に販賣すべきやは、各國共頗る苦心するところであります。その苦心の結果各國が最も力を盡して居りますのは、良品廉賣策即ち良き

品物を廉く賣れるやうな製造方法を研究して、これを實行して居るのであります。今日世間に喧ましく唱ふる産業合理化運動は即ちこれでありませぬ。良品廉賣は獨り國內の需要を起すばかりではなく、海外の需要をも大ならしめ、その國の貿易増進に必要なことでありますから、各國がこのことに努めるのは當然であります。各國は彌が上にも生産増加に努めますから、愈々生産は過剰となり、製造品の捌け口は益々苦しくなり、物價は下り、經濟界は不況といふ順序になつて來たのであります。

三、各國は更に保護關稅政策を取り不當廉賣を行つた

茲に於て各國は良品廉賣主義の産業合理化だけでは追つ着かない、故に過剰の生産を消化し、賣込まんが爲には内は關稅政策を以て高率の關稅をかけ、外國品の輸入を防ぎ、自國品の販路を保護して居ります。その保護關稅の著しきものは印度綿布、カナダの雜貨、濠洲の材木、米國の陶器その他の雜貨等であります。

各國は輸入關稅増加策に出たばかりでなく、更に外に對しては不當廉賣を行つた、自國生産の販路を海外市場に開拓して居る有様は、近時國際通商場裡に頗る顯著になつて來ました。現に我國に於ても外國より輸入する硫酸アンモニア、曹達灰その他の化學工業品の輸入價格が急激に下落しつゝあるのであります。

四、吾が國産業政策の重點

斯る世界經濟競争の激烈なる有様を見ます時、如何に各國が不景氣對策に眞劍になつて居るかを察知することが出來ると同時に、我が國の生産品がこの經濟競争場裡にあつて、よく販路を見付け、市場を開拓するに就きましたは、國民の大奮發が必要であることを覺悟しなければなりません。即ちこれに對して如何に善處すべきやは、我が國産業政策の重點であります。

五、國際貸借の改善は國産愛用にあり

世間では現今の不景氣は現内閣の消費節約の爲需要が減じ、物價が下つた結果だといふ者もあるやうであります。そんな簡単なことなら、その善後策も案外容易であります。が實は決してそんなものではありません。前にも申しました通り、國共生産過剰と物價下落に苦しんで居る。その結果各國は良品廉賣、關稅増加、不當廉賣、斯の如き政策に依りまして、内外の市場に激烈な競争をなし、所謂眞劍なる平和の經濟戰爭を行ひつゝあるのであります。我が國の受くる影響も實に甚しい譯であるのであります。我が國ではこれ等外國の政策に押されて綿布、綿糸その他雜貨の賣行は悪くなり、海外市場は狭められ、輸出は減じて國內の生産業が採算が取れなくなる。加ふるに世界の不況と銀の下落とに依りまして、輸出の大宗たる彼の綿糸、綿織物、生糸、絹織物の輸出は著しく減少するといふ状態に相成りたる今日、この儘にしては我が國の景氣が好くなりやうは決してないのであります。然しながら吾々はこの場合唯徒らに不景氣で困ると泣言を云ひ、悲觀したて詮のないことでもあります。各國に遅れたりと雖も一方産業の合理化運動を起して益々良品廉賣主義を實行し、更に輸出増進に力を盡すべきは勿論であります。他方又國際貸借の不均衡を回復するには、更に大いに輸入防遏に力を注がなくてはなりません。而して、輸入防遏の合理的方法は何と云つても國産品愛用の外にないのであります。

元來吾々は外國から輸入する必要のないものを澤山輸入して居ります。その物の品質の點に於ても、價格の點に於ても、國産品が外國品に比べて少しも遜色がないものであれば、國産品を使用する方が當然であるのに徒らに外國品を使用すると云ふこと自體が理窟に合はないことでもあります。若し品質、價格に於て國産品を使用して差支へがないにも拘らず、徒らに輸入品を使用する國民があるならば、その國民に對して斯る悪い習慣を改めるやうに要求することは、當然過ぎる位も當然ではありませんか。

六、國産品を以つて代用し得べき輸入品調

近頃商工省に於きまして、年々外國から輸入して居る品物について調査したところ、輸入品の中國産品を以て代用し得るものが實に六億圓の多きに達して居ります。更にこの六億圓の内譯を點檢しますると、約二億五千萬圓位のものには値段も品質も外國品に比べて決して劣らないのみならず、生産能力も充分餘裕がありまして、内地の需要全部を満たし、輸入品は完全に防ぎ得るのであります。

我が國の外國貿易は、御承知の通り近年約二億圓の輸入超過に悩んで居るのであります。即時にも二億五千萬圓の輸入を防ぎ得るとしたならば、我が國の外國貿易のバランスは取れ、輸入超過は改善せられ、我が國に新たに二億五千萬圓の生産業を起すことが出来るではありませんか。

世間に不景氣對策論は數多くありますが、國際貸借のバランスには餘り重きを置かない傾きがあるのであります。

この際内閣の緊縮政策を轉換して、大いに公債を起し、積極的に事業を起すべしといふ論もあるやうであります。斯くしては財界に更に悪結果を來すだけでなく、物價は上り、輸出は減じ、輸入は増加するといふ、國際貸借には悪しき結果と相成り景氣の回復には却つて害があるのであります。

七、國産愛用とは浪費に非ず

吾々の言ふ國內の消費を盛んにするといふのは、決して浪費を奨めるものではありません。吾々國民が現に消費しつゝある外國品を止めて、國産品を使用して貰ひたいといふのであります。世間では現内閣は一面には消費節約を高調しながら、他面には國産品愛用の奨励をするのは矛盾だといふ議論がありますが、吾々は決して新たに消費を起すといふのではないのであります。現にこの不景氣でも吾々は年々莫大なる金を外國に支拂つて、外國品を使用して居るのであります。この消費を

外國に求めずして、國內に求めよ、金を外國に拂はないで國內で消費せよ。國內の生産を援け、國內の産業を振興し、以つて外國の勞働を驅逐し國內の勞働力を生かし、不景氣の回復に協力せよと叫ぶのであります。若し六億圓の需要が國産品を以て間に合ふとしたならば、それだけ國內の生産事業が興る譯であり、國民に生産業を興ふることとなるので、目下の重大なる失業問題の解決にも資するところ多いと思ふのであります。

八、國産愛用と失業救済

凡そ産業に必要な勞働力の割合は、産業の種類に依つて異なるものではありませんが大體生産價格の約三割見當は勞銀その他の給料に相當するものでありますから、今茲に新たに六億の内半分の三億の生産が興ると假定しますれば、その三割九千萬圓は從業者の給與になる道理であります。而して一日一人當り給與平均二圓といたしますれば、一箇月六十圓、一箇年七百二十圓であつて、十二萬五千人の者が新たに職を得ることとなり、一人五人の家族を有つて居るものとしませすれば、六十二萬五千人の同胞が衣食住を得ることとなる譯であります。斯く多數の同胞が衣食を得るや否やといふことは、唯一つに國民諸君の國産品愛用をなさるか否かに依つて定まるのであります。こゝが大いに國民諸君の注意を喚起したいところであります。

九、國産愛用は貿易振興の基調である

由來我が國に於ては一般に舶來品尊重の風が浸み込んで居り、容易に抜き兼ねるのは洵に遺憾千萬であります。既往は兎も角今日に於ては我が國の工業は著しく發達いたしましたして、前にも述べたる如く品質に於ても價格に於ても決して劣らざるのみならず、勿論外國品に比べ遙かに優秀なるものが、決して少くはありません。現に外國品のやうな外觀をして居るものが何ぞ知らん國産品であるといふやうな事實の存することは、産業國の吾々としては決して名譽の話ではありません。舶來

品崇拜の觀念こそ我が國目下の經濟を救済する上に、誠に好ましからざる錯覺であります。吾々は今日に於てこの迷夢から覺めても決して遅くはありません。吾々國民は自國の産業の發達に對して、自信を有つことにいたしたのであります。自國の産業に對して自信のないやうな國が、何うして海外貿易の伸張を期することが出来ませうか、各國の實例について見ましても、或る程度に於て確實に國內の販路を有つて居る種類の製品は、容易に海外市場に進出することが出来るのであります。この意味に於て國産品の愛用は即ち同時に貿易振興の基調をなすものであります。

一〇、國産愛用と産業合理化とは車の兩輪の如し

國産品の愛用を一般國民に奨めるについては、その製造家としては常に品質の優良を圖り、その價格の低廉を期するに努めることは當然であります。如何に國民の愛國心に懇えても、悪い品物を高い値段で使用せよと強制することは不條理であります。そんなことは永續するものではありません。若しも左様なことがあれば、少しの隙でもないか知らと狙つてゐる外國品は國內市場に侵入して來ることは、國際間の經濟競争の盛んなる今日に於ては當り前であります。假に外國品の侵入が多くないといはしましたも、生産者たるものは常に生産技術の向上を圖り、經營組織の改善に努めることは、國民に對する一つの義務であります。茲に於て所謂産業合理化の必要があるのであります。能率を増進して、優良なる品物を成るべく廉く生産することは、合理化の根本であります。されば國産品愛用の必要が唱へられ、唱へられる程、生産者といはしてはその事業の經營を益々合理化しなければならぬのであります。産業が合理化せられ、國産品が徹底的に使用せられますれば彼此因果の關係をなして、我が國の産業は益々進歩發達し、以て國際貸借は改善せられまするし、失業問題も解決せられ、茲に初めて堅實な意味に於て景氣が、出て來るのであります。國産品の愛用と産業の合理化とは、恰も車の兩輪の如く、今日の經濟難局を打開するに必要な絶對の條件であります。

一、官民一致して國産愛用及び合理化運動に成功したい

政府におきましては、國際貸借改善、不景氣打開の目的を達するため、率先して國産品を使用することに決定し、各官廳に於いては從來外國品を使用してゐたものでも、品質價格共に外國品と同等もしくは同等以上の國産品があれば、その國産品を使用することに決定したのであります。而して合理化の調査に依れば、官廳で國産品を使用することに依つて外國に支拂つてゐた金額合計は一億一千萬圓であります。最も大なる消費者である鐵道省に於ては九百九十萬圓の外國品を使用し居りましたが、嚴重に調査した結果、國産品を以つて代用し得るものが、合計四百萬圓あることが分り、何うしても外國品を使用せねばならないものが七十八萬六千圓、他の五百餘萬圓は内外品併用（内約五百萬圓は撫順炭）（昭和三年度）と云ふことになつて居ります。鐵道省の計數を基礎として推定すれば官廳でも四千餘萬圓の輸入防遏が出来、それ丈國際貸借が改善される譯であります。官廳に於ては斯様に致しましたが、官廳で國産品を使用した丈では、仕方がありません。何うしても、國民全體が一致して國産品を使用することにして貰はねばなりません。そして少なくとも、現在國産品で充分間にあふ二億五千萬圓は是非共直に國産品を使用して、國際貸借の改善に資せねばならぬと思ひます。畏れ多いことではありますが、皇室に於かせられましては、産業御奨励の大御心から、御手廻りの御調度品は出来る限り國産品を御使用になつて居られるやうに漏れ承りまして、洵に感泣の極みであります。吾々國民は上御一人の大御心を體して、常に國産品を使用することに注意しなければならぬと思ひます。

先日或る人から聞いたのでありますが、或るドイツ人が、日本で靴下を買はうとしたところが、自分の欲しい物がなかつたから買はなかつたと云ふことでありました。靴下位のものには日本に氣に入るものがありそうなものではないかと問ひましたところ、そのドイツ人が答へて曰く、「自分に合ふものは勿論あつたのだが、自分の欲しいのはドイツ製の靴下である」と。些細な事にもそう云ふ心掛けがあつてこそ、彼の慘敗したるドイツ國の復興の理由が十分に理解出来ると思ひます。

陛下御みづから國産品を御愛用なされて居り、政府も亦、陛下の大御心を拜察して官廳に於いては國産品を愛用することに致しました。

我々國民は 陛下の大御心を體し官民一致して是非ともこの國民運動に成功しやうではありませんか。國産愛用運動に成功すれば我國の國際貸借が改善され、従つて不景氣も打開され、失業者も救済されるのであります、換言すれば國民の幸、不幸は一に、國産愛用運動の成否に懸つてゐると云ふも過言でないと思ひます。

三、國産愛用運動實施計畫要綱

臨時産業合理局に於ては顧問會議を開き國産品愛用運動に關する計畫を審議し、更に昭和五年八月十二日之を國産品愛用委員會に諮り、國産品愛用運動實施計畫要綱を決定した、其の計畫要綱は左の通である。

國産愛用運動實施計畫要綱

一、講演會、講習會等ノ開催

- (イ) 六大都市ニ付テハ其ノ府縣、商工省及内務省ノ共同主催ノ下ニ講演會ヲ開クコト
 - (ロ) 引續キ他ノ全國主要都市ニ於テモ地方主催ノ下ニ講演會ヲ開催スルコト
 - (ハ) 國産愛用思想ノ宣傳普及ノ任ニ當ルヘキ講師ノ講習會ヲ各地方ヲシテ行ハシムルコト
- 二、國産品輸入品對比展覽會等ノ開催
- (イ) 同種ノモノニ付國産品ト輸入品トノ見本ヲ商工省ニ於テ作成シ三百乃至五百對ヲ一組トシ各地方ノ要求ニ依リ之ヲ貸付シ對比展覽會等ヲ開催セシムルコト

右對比見本ノ品種、品質ノ選定ニ付テハ産業合理局内ニ關係官吏、民間團體、當業者等ヲ以テ一ノ委員會ヲ組織シ此ノ委員會ノ審査鑑別ヲ經ルコトトスルコト

(ロ) 此ノ種ノ展覽會等へ可成講演會等ト同時ニ開催スルコト

三、國産品輸入品對比見本表ノ作成

日用品等ニ付國産品ト輸入品トノ實物ノ對比表ヲ作成シ學校、會社工場等ニ配付スルコト、此ノ見本表ノ作成ニ付テハ小學校、女學校、中學校等其ノ向キ向キニ依リ適切ナルモノヲ選フコト、尙此點ニ付テハ文部省ト協議スルコト

四、選定國産品製造業者ノ團體ノ組織並國産品ニ對スル批評及希望ノ受理

前記二、及三、等ノ場合ニ於テ對比見本トシテ選定セラレタル物ノ製造業者ヲシテ一ノ團體ヲ組織セシメ相互ニ於テ研究努力ヲ爲サシムルト共ニ政府ニ於テモ之カ適當ナル指導獎勵ノ方策ヲ講シ以テ一層良品ノ製造ニ努メシムルコト

尙政府ハ對比見本トシテ選定セラレタル物ニ對スル批評ヲ受理シ更ニ進ンテハ一般國産品ニ付テモ廣ク之ニ對スル批評希望等ヲ受理シ粗製濫造ヲ防止シ又ハ品質ノ改善向上ヲ期スル爲適當ナル措置ヲ講スルコト

五、其他ノ事項

(イ) ポスター圖案ノ懸賞募集及其ノ配付

(ロ) 國産愛用宣傳ノ標語ノ懸賞募集

(ハ) 映畫脚本ノ懸賞募集及宣傳フィルムノ作成貸與

(ニ) 各種パンフレットノ作成配付

(1) 日用品ニ付各品目毎ニ國産品ノ輸入品ニ劣ラサルコトヲ説明シタルモノヲ「セーリス」ニシテ刊行スルコト

(2) 其他我重要輸入品目中國産品ヲ以テ代用シ得ルモノノ説明書ヲ作成公布スルコト

(3) 其他國産品愛用ノ實例及其ノ一般産業ニ及セル效果等ヲ輯録刊行スルコト

(ホ) 廣ク新聞社、雜誌社等ノ協力ヲ求ムルコト

(ヘ) 郵便消印及封緘ノ利用

六、右國産愛用運動ノ普及徹底ヲ圖ルカ爲ニハ特ニ左ノ點ニ留意スルコト

(イ) 社會局ノ公私經濟緊縮委員會ト本運動ノ實行ニ付テハ完全ナル協調聯絡ヲ保ツコト

(ロ) 各地方ニ於ケル國産愛用運動ノ實施ハ各府縣ニ於ケル公私經濟緊縮地方委員會ヲ利用シテ之ヲ行フコト、必要アラハ

各地方ニ於ケル實業團體等ヲ更ニ此ノ地方委員會ニ參加セシムルコト

(ハ) 文部省ト協力シテ全國ノ教育機關ヲ動員シ國民子弟ノ間ニ一層國産品愛用思想ノ普及徹底ヲ圖ルコト

(ニ) 民間ニ於ケル此ノ種運動ノ中心機關トシテ差當リ日本商工會議所ヲ之ニ當ラシメ政府ト呼應シ萬遺漏ナキヲ期スルコト

(ホ) 社會指導ノ地位ニアル人々ヲシテ率先シテ國産品愛用ノ實ヲ示セシムル様適當ナル方法ヲ考慮スルコト

四、國産愛用運動施設經過

(1) 講演會、講習會に對する講師の派遣

講演會は六大都市に於ては商工大臣、鐵道大臣、農林大臣、中島臨時産業合理局顧問其の他の諸氏を講師とし昭和五年六月第一聲を擧げ、次に全國主要都市其の他の地方に於ても講演會、講習會を開催せしめ、商工省其他より講師を派遣したのである(第二章)。

(2) 國産品輸入品對比見本の選定

我國の工業は近年長足の進歩を爲し、外國品に比し遜色なき優良品が多數製造せられて居るにも拘はらず、國民は尙外國品崇拜の觀念に因はれ國産品を蔑視する弊風があるから、優良と認めらるゝ國産品を選定して外國品を對比し、一般國民に展示するのは國産愛用に最も緊要と認められたから、之が選定の爲め臨時産業合理局の國産品愛用委員會委員中より、特に専門家を以て國産品愛用小委員會を組織し、七月一日(非公式打合せ)八月十三日、八月二十一日、九月三日、九月九日、

九月十七日、九月十八日、十一月十日、十二月十五日の九回に亘り小委員會を開催し、大體左記の標準に依つて紡織品金屬品、機械器具、化學製品、飲食品、雜製品其の他中より外國品と比較して品質優格に於て確かに對抗し得るもの百三十八品種、製造者三百四名を選定し、國產愛用展覽會に貸與することとしたのである。

一、選定品種は内地に優良品があるに拘らず、外國品の使用が多きものに付き日常生活に關係の多い一般用のものに運搬取扱に便利なものを選択した。

一、製造者は品質、價格、工場設備、信用狀態、經歷を考慮し其優秀なるものが明かなるものから選擇した。

一、選擇した製造者と協議して見本を提出せしめ、國產愛用委員會に於て實物に付き審査し、之に合格したるものを選択した。

國產品輸入品對比見本に選定せられた品目及其の製造者名は左の通である。

國產品輸入品對比見本トシテ決定セラレタル品目並 製造者氏名一覽

(昭和五年十二月十七日現在)

一、紡織品

毛織物	黒メルトン	神戸市西出町六九一	日本毛織株式會社
	カンミヤ襟巻及アルパカ裏地	岐阜市眞砂町十三丁目	共同毛織株式會社

合着背廣地及オーバー地	東京市日本橋區蠣殼町二ノ一	東京モスリン紡織株式會社
ピリヤードクロス及オーバー地	大阪市東淀川區中津濱通一ノ九	新興毛織株式會社
學生帽子生地	足利市	山保毛織株式會社
紺ヘル	東京市外三河島町	日本原毛株式會社
クレバネツト	東京市外世田ヶ谷町池尻二六〇	千代田毛織株式會社
婦人コート地	愛知縣中島郡起町	山本直右衛門
背廣地	愛知縣中島郡起町	鈴木木正喜
メルトン	一宮市南石野	長谷川毛織株式會社
紋クレバネツト	一宮市	森菊次郎
ドスキ	愛知縣海邊郡津島町	片岡毛織株式會社
コーブルズボン地	愛知縣羽栗郡北方村	兒玉毛織合名會社
スコッチオーバー地	名古屋市中區葛町	高木銀次郎
カールテン地	名古屋市東區高岳町二丁目	野々垣市太郎
毛編糸		櫻井米吉
手編用色毛糸	神戸市西出町六九一	日本毛織株式會社
メリヤス	岐阜市眞砂町十三丁目	共同毛織株式會社
冬肌着、水泳着及シミーズ	東京市外大崎町大字上大崎三八七	株式會社白金メリヤス製造所

靴	下	東京市外蒲田町女塚八〇一	内外編物株式會社
手袋及靴	下	東京市本所區綠町二ノ十	平野ジャケツト株式會社
手袋	袋	東京市淺草區小島町七三	津熊健三郎
肌着	着	大阪市東區南本町二ノ二八	山本發次郎
靴	下	大阪市西區京町堀上通三丁目	佐々木豐助
小學肌着	着	大阪市東淀川町十三西ノ町一八三	永井英夫
手袋	袋	大阪市西區靱南通町三ノ十一	棚次辰吉
靴	下	神戸市西出町六九一	日本毛織株式會社
カパーツ	ト	大阪市住吉區殿辻町二五	住江織物合資會社
麻織物	物	東京市日本橋區裏河岸	帝國製麻株式會社

二、金屬製品

ベ	先	東京市小石川區丸山町一六	東洋精鋼合資會社
同	同	東京市牛込區東五軒町一一	石川ペン先製作所
ド	ア、チエツク	大阪市東區猪飼野町一〇七八	合資會社日本ド、チエツク製作所
テ	イブルナイフ及フォーク	東京市下谷區御徒町一ノ三七	柴田六次郎
ス	プーン	岐阜縣武儀郡關町	關又物株式會社
同	同	新潟縣西蒲原郡燕町	捧吉右衛門
箱	錠	東京府下荏原郡大森町二二六五	日本金具株式會社蒲田製作所

南	京錠及躰錠	東京市本所區番場町三	森勘六
錠	前及剃刀	東京市日本橋區通油町一〇	株式會社湯淺七左衛門商店
シ	ヤーパー、ペンシル	大阪市東區淀屋橋南詰	江藤株式會社
アル	ミニウム製品	東京市本所區龜澤町一ノ三九	株式會社邦須アルミニウム製造所
鍋、	カツプ及湯丹保	大阪市西淀川區浦江北四丁目	株式會社日本アルミニウム製造所
鍋、	瓶及漏斗		

三、機械器具

置	時計	東京市下谷區元黒門町一二	東洋置時計製造所
懷	中時計	東京府下戸塚町大字戸塚八五六	シチズン時計株式會社
置	時計、腕時計及懷中時計	東京市京橋區銀座二ノ一	株式會社服部時計店
電	氣時計	東京市芝區田町四ノ二	沖電氣株式會社
測	量器械	東京市日本橋區通三ノ四	株式會社中村淺吉測量器械店
經	緯儀及水準儀	東京市京橋區銀座三ノ一七 三間ビル内	測量機舎
經	緯儀、水準儀及プラニメ	東京市本所區柳島町	精工舎
經	緯儀	東京市京橋區銀座二ノ一	株式會社服部時計店
雙	眼鏡	東京市芝區三田豐岡町	日本光學工業株式會社
同	同	神戸市東川崎町二ノ十四	株式會社川崎造船所
扇	風機		

五、飲 食 品

乳 製 品

煉乳、コナミルク及バター

東京市芝區田町一ノ二二

森永煉乳株式會社

同

東京市麴町區丸ノ内

明治製菓株式會社

同

札幌市苗穂町

大日本乳製品株式會社

煉乳及バター

東京市麴町區丸ノ内

極東煉乳株式會社

同

東京市日本橋區本石町三ノ一五

藤井煉乳株式會社

煉乳

金澤市

北陸製乳株式會社

同

静岡縣志太郡

志太煉乳株式會社

同

札幌市

北海道製酪組合聯合會

罐詰

パイナップル、櫻桃及梨

大阪市東區安土町四丁目

祭原商店

パイナップル及ストリング

東京市日本橋區通二丁目

國分商店

パイナップル及サーディン

東京市麴町區丸ノ内 昭和ビル四階

内外食品株式會社

同

京都市東九條山王町

濱口合名會社

同

東京市日本橋區大傳馬町

逸見山陽堂

同

臺灣高尾州鳳山街縣七七

阿辻罐詰所

同

臺灣臺中州彰北郡南郭三六一

南華公司

同

臺灣高尾州鳳山街新庄子九二

臺灣鳳梨罐詰株式會社

パイナップル及ハム

大阪市東區高麗橋二丁目

松下洋酒店

桃、櫻桃及ハム

東京市日本橋區本町三丁目

鈴木洋酒店

桃及櫻桃

大阪市北區老松町

山城物産罐詰商會

桃及ジャム

神戸市元町四丁目

吉川商店

桃、櫻桃及梨

廣島郡豊田郡大長村

加島罐詰所

桃

山形市六日町

皿屋罐詰所

櫻桃

東京市京橋區松屋町一丁目

阿部櫻桃園

梨

山形市香澄町

山下食品合名會社

同

東京市深川區西六間堀町

東洋ジャム製造所

同

大阪市西區京町堀通二丁目

漬新商店

同

東京市京橋區南八丁堀二丁目

小牧ジャム製造所

同

廣島市廣瀬町

淺枝商店

同

大阪市南區日本橋

高島屋食品部

同

東京市淺草區茶屋町

山屋本店

同

東京市牛込區鶴卷町

花里ジャム製造所

同

愛知縣海部郡立田村

平野罐詰所

同

東京府下玉川村上野毛

多摩川食品製造所

マ	ー	マ	レ	ー	ド	愛媛縣吉田町	朝	家	罐	詰	所							
同						東京市京橋區銀座尾張町一	日	本	イ	ー	ス	ト	株	式	會	社		
ハ					ム	神奈川縣大船驛前	富	岡	商	會								
同						東京市京橋區銀座三丁目	松	屋	食	料	品	部						
同						神奈川縣鎌倉郡中和田村	清	水	商	會								
同						神奈川縣鎌倉郡中和田村	田	丸	商	會								
サ					ン	東京府下田園調布驛前	斯	眞	田	商	店							
同						京都府富澤町	京	都	府	水	産	講	習	所				
ア					ス	北海道石内町	日	本	ア	ス	パ	ラ	ガ	ス	株	式	會	社
同						札幌市豊平	極	東	煉	乳	株	式	會	社				

六、雜 製 品

鉛					筆	東京市日本橋區本町三ノ五	市	川	鉛	筆	文	具	株	式	會	社		
同						東京府下大井町六二〇	眞	崎	大	和	鉛	筆	株	式	會	社		
同						東京市外池袋三九七	日	本	鉛	筆	製	造	株	式	會	社		
紙					綴	大阪市東區平野町二丁目	伊	藤	喜	商	店							
ハ					ー	濱松市中澤町二五〇	日	本	樂	器	株	式	會	社				
同						東京市外日暮里町大字八五三	眞	野	商	會								
眼					鏡	東京市外西巢鴨町巢鴨新田八七三	旭	光	學	工	業	株	式	會	社			

同						東京市下谷區三ノ輪町一〇一	櫻	印	レ	ン	ズ	工	業	株	式	會	社			
ウ					ル	東京市本郷區駒込富士前町四三	理	化	學	興	業	株	式	會	社					
帽					子	濱松市砂山町八六二	帝	國	製	帽	株	式	會	社						
同						東京市本所區柳島元町一三九	東	京	帽	子	株	式	會	社						
萬					年	東京市日本橋區本町三ノ一	細	沼	株	式	會	社								
同						東京市京橋區南傳馬町三ノ三	株	式	會	社	並	木	製	作	所					
同						大阪市浪速區馬淵町四一	プ	ラ	ト	ン	文	具	株	式	會	社				
同						吳市	坂	田	製	作	所									
運					動	大阪市西淀川區浦江四一六	美	津	濃	運	動	用	品	株	式	會	社			
カ					ー	東京市麴町區丸ノ内二丁目	合	資	會	社	日	本	事	務	器	商	會			
左					の	大阪市西成區粉濱東之町	日	本	ペ	ン	先	株	式	會	社					
ベ					ン	東京市京橋區南鍛冶町二三	東	洋	金	屬	食	器	株	式	會	社				
フ					ォ	東京市本所區龜澤町二ノ一三	ノ	ー	プ	ル	ペ	ン	シ	ル	カ	ン	パ	ニ		
シ					ヤ	大阪市浪速區稻荷町一ノ九九九	池	田	ア	ル	ミ	ニ	ユ	ム	器	具	製	作	所	
ア					ル	京都市松原通室町西入	福	田	ア	ル	ミ	ニ	ユ	ム	器	具	製	作	所	
アル					ミ	東京市本所區吉岡町一九	渡	邊	久	雄	製	作	所							
建					築	横濱市神奈川區神奈川町一一九〇	東	海	鉛	管	株	式	會	社						
鍋					箔	東京市外大井町五八一九	フ	シ	マ	ン	製	作	所							
煖					房															

ル	東京市外尾久町三一	合資會社田島化學工業所
帽子用裏革	大阪市東區南農人町二丁目	清水磯治商店
硫化染料	大阪市北區堂島濱通三ノ三	帝國染料製造株式會社
印刷用インキ	東京府下北豐島郡巢鴨町一、二八八	東京インキ株式會社
同	東京市京橋區金六町五	株式會社山本榮次郎商店
同	東京市本所區石原町三ノ一六	川村喜十郎
同	横濱市中區久保町一、一六	諸星千代吉
同	大阪市東區北久太郎町	黑越インキ株式會社
同	東京市京橋區築地二ノ六	求林堂西川商店
擬	東京市外寺島町二、六九二	大日本レザー株式會社
同	東京市麴町區永樂町一丁目	朝日レザー株式會社
糸	兵庫縣武庫郡今津上野田一五八	セドラバースレット株式會社
厚板窓硝子	東京市麴町區丸ノ内一ノ八ノ一	旭硝子株式會社
金液、ラスタ	名古屋市中區小林町	日本金液株式會社
石炭酸樹脂製品	東京市日本橋區室町三ノ一〇	三共株式會社
同	東京市外荏原郡大崎町桐ヶ谷三二三	ニホンライト製作所
ザボンエナメル	東京市外王子町堀ノ内七〇六	田中敬信
パイナップル	東京市麴町區丸ノ内	三菱商事株式會社
桃、櫻	大阪市北區桶上町	刀彌商

桃、櫻桃、梨、杏、ジャム、苺、ジャム	東京市京橋區銀座二丁目	明治屋東京支店
オレンヂ、マーマレード、ハム	東京市日本橋區堀江町	野本商店
桃、櫻	長野市元堂町	甲州屋商店
櫻	山形市七日町	吉野屋商店
苺	長野縣北佐久郡三岡町	鹽川罐詰合名會社
ストリングビーンズ、セロリ	横濱市中區太田町三丁目	山口八十八商店
トマトクリーム	埼玉郡北足立郡石戸村	石戸トマトクリーム販賣組合
イチ、バナナ、オレンヂエツセ	大阪市北區北堀江通二ノ三	マルキ號株式會社
紅茶	大阪市西區道修町二丁目	鹽野香料株式會社
牛久葡萄酒	東京市日本橋區駿河町	三井合名會社
ウイスキー	東京市淺草區花川戸町	神谷傳兵衛
カリ、マスター、ベツパー	大阪市東區住吉町二丁目	壽谷
ハ、モ、ニ、カ	大阪市東區瓦町二丁目	今村彌商店
圖盤及バツト	東京市外日暮里金杉一、八七一	合資會社鷺聲社
ラケツト	富山縣蠺波郡福光町	大平木工株式會社
高級金屬玩具	東京市外尾久町下尾久五三四	森下福三郎
同	大阪府泉南郡淡輪町	朝日科學玩具製作所
同	東京市本所區石原町一九	關電機製作所
レインコート	東京市京橋區銀座二丁目五	有住榮之助

國産愛用運動概況

ブレールキライニング

東京府北豊島郡高田八反岡七五二
東京市麴町區平河町六丁目四

曙 石 綿 紡 織 所
ダイヤモンド、ライニング營業所

(3) 國産品輸入品對比展覽會開催

前記國産品愛用小委員會に於て選定したる國産品輸入品對比見本は、同種のもの五組を作製し全國を五區に分つて夫々貸與し、同一區内は大體九月より十二月の間に巡回展覽せしむることとしたのである。開催期間區分は左の通である。

開催府縣 開催地 期 間

東 京	第一區	(東 京)	八月二十五日—八月三十一日
埼 玉	第一區	(浦和、川越、熊谷)	九月五日—九月十六日
山 梨		(甲 府)	九月二十二日—十月七日
群 馬	第二區	(前橋、高崎、桐生)	十月十二日—十月二十三日
栃 木		(宇 都 宮)	十月二十九日—十一月五日
茨 城		(水戸、土浦)	十一月十三日—十一月二十日
千 葉		(成田、千葉、鴨川)	十一月二十六日—十二月十二日
新 潟	第二區	(新 潟)	九月一日—九月七日
秋 田		(秋田、能代)	九月十日—九月二十二日
青 森	第二區	(弘前、青森)	九月二十七日—十月三日
山 形		(山 形)	十月十日—十月十六日

宮 城	第三區	(仙 臺)	十月二十三日—十月二十九日
長 野		(長 野)	十一月三日—十一月九日
福 島	第三區	(松本、上諏訪、飯田、小諸)	十一月二十七日—十二月十七日
		(福 島)	十一月十六日—十一月二十二日
三 重		(宇治山田)	九月十日—九月二十日
岐 阜		(岐 阜)	九月二十七日—十月三日

愛 知	第四區	(名 古 屋)	十月十日—十月十六日
和 歌 山		(和 歌 山)	十月二十三日—十月二十九日
石 川	第四區	(金 澤)	十一月五日—十一月十一日
京 都		(京 都)	十一月十八日—十一月二十四日
奈 良		(奈 良)	十二月十三日—十二月十九日
岡 山		(岡山、倉敷、山津)	九月九日—九月二十四日

廣 島	第四區	(廣 島)	十月一日—十月七日
鳥 取		(鳥 取)	十月十四日—十月二十日
島 根	第四區	(松江、濱田)	十月二十五日—十月三十一日
香 川		(高松、丸龜)	十一月六日—十一月十二日
愛 媛		(松 山)	十一月十八日—十一月二十四日

高知	(高知)	十二月二日—十二月八日
徳島	(徳島)	十二月十六日—十二月二十二日
第五區		
福岡	(福岡)	九月二十日—九月二十六日
佐賀	(佐賀)	十月一日—十月七日
長崎	(長崎、佐世保)	十月十三日—十月十九日
鹿兒島	(鹿兒島)	十月二十五日—十月三十一日
宮崎	(宮崎)	十一月六日—十一月十二日
大分	(大分)	十一月十八日—十一月二十四日
熊本	(熊本)	十二月四日—十二月十日

各地方に對する對比見本等の貸與は日本商工會議所をして取扱はしむることとし、其の他國產愛用運動の爲の經費として昭和五年七月十六日臨時産業合理局より日本商工會議所に對し金八千圓の補助金を交付した。
 尙右展覽會には宮内省より商工省に貸下を受けた御用國產五組品及臨時産業合理局所有の英國々產愛用ポスターを併せて貸與することとしたが、右御用國產五組の點數及割當は左の通である。

甲號	九十六	第四區
乙號	九十一	第五區
丙號	九十二	第二區
丁號	七十二	第一區

戊 號 七十二

第三區

尙御用國產品中主なるものを擧ぐれば次の通である。

天皇陛下御用品	軍服地背廣地	千住製絨所製
	服地	東京モスリン紡織株式會社製
	同	名古屋工場製
	同	日本毛織株式會社製
	中折帽、丸帽	帝國製麻株式會社製
	靴	帝國製帽株式會社製
	腕時計	東京大塚菊雄商店製
	懷中時計	東京精工會社製
	コップ	東京尙工會製
	其他	東京岩城瀧之助製
皇后陛下御用品	服地	京都織物株式會社製
	靴	東京高橋誠治靴店製
	化粧品	伊東胡蝶園製
	化粧品	平尾贊平製
	其他	中山太陽堂製
成子内親王殿下御用品	マン	三越吳服店製
	ト	

靴 下
其 他

(4) 印刷物の配布

國産品にして品質價格に於て輸入品と徑庭なく且現在の内地の生産能力が需要を満すに足るもの紡織品二十一點、金屬品二十三點、機械及器具類六十二點、化學製品七十六點、飲食品十六點、雜品四十五點、其他三點品質價格に於て輸入品と徑庭なきも現在の狀態に於ては内地の生産力が需要を満すには足らざるもの金屬製品十點、機械器具十點、化學製品二十點、飲食品三點、其他一點品質又は價格に於て多少輸入品に劣るも國産愛用に依り生産増加するに於ては輸入品と徑庭なきに至る見込確實なるもの紡織品一點、金屬製品一點、機械器具、化學製品各三點、雜製品其他各一點に關する輸入關係を調査し之を取纏め三千部を印刷して各省道府縣商工會議所其他關係各方面に配付し國産愛用宣傳の一助と爲したる外商工大臣の演述に係る「國産愛用に就て」四千部を印刷して各方面に配付した。

(5) 宣傳用活動寫眞映畫の作製

國産愛用宣傳の爲の活動寫眞「フィルム」を日本商工會議所に依頼して製作せしめたるに、同所は大日本活動寫眞映畫協會及本省と協力「國産進軍」なる映畫を製作するに至つた。臨時産業合理局に於ては該「フィルム」九組を購入して各地に貸與宣傳の資料とした。

(6) 宣傳標語の作製

宣傳標語は東京日日新聞、大阪毎日新聞及日本商工會議所に製作を依頼したが、東京日日新聞、大阪毎日新聞は昭和五年七月十一日と七月二十日との二回に亘り之れが懸賞募集を爲し七月二十二日締切迄に應募數實に五十二萬四千通の多數に及び、嚴密審査の結果「ぜひ國産」以下十一名を當選せしめ當選の「ぜひ國産！」は小型紙に印刷し、各地に配付宣傳した。

右當選の標語は左の通である。

當選一等

ぜひ國産！

佳作

われに國産あり

國産愛用日本晴れ

國産ですかと聞いてから

國産にかへれ

よそのものより、うちのもの

日本製だよ

國産で貫け

國産愛用いま直ぐに

國産にきめた

こゝに國産あり

(7) 宣傳用「ポスター」の作製

宣傳用「ポスター」も亦東京日日新聞、大阪毎日新聞及日本商工會議所に製作を依頼したが東京日日新聞、大阪毎日新聞は八月十三日と八月二十一日との二回に亘り該圖案の懸賞募集を廣告し九月五日募集を締切つたが應募二萬六千七百餘通に達し審査に専門大家を聘し嚴選の結果十月四日入選者を發表するに至つた入選一等「ポスター」は東京日日新聞、大阪毎日新聞に於て七萬枚、佳作の一は日本商工會議所に於て三萬枚合計十萬枚を印刷に附し東京日日新聞、大阪毎日新聞印刷の

内四萬枚、日本商工會議所印刷の二萬枚を臨時産業合理局に買上關係方面に配布することとした。

(8) 郵便消印の利用

逓信省に於て既に昭和四年末より「明治の舶來、昭和の國產」なる標語を郵便消印に利用しつゝあつたが、更に臨時産業合理局の國產愛用運動に呼應し昭和五年七月、品は國產、消費は合理化」及「間に合ふ限り國產品」の二標語、同年八月「ぜひ國產」を之に加ふることとし、爾今之等標語を一等郵便局の消印に利用しつゝある。

(9) 宣傳飛行

東京日日新聞社及大阪毎日新聞社は、商工省贊助の下に國產愛用宣傳飛行を計畫したが、昭和五年九月十一日大阪を出發し樺太、鹿兒島間五千キロメートルのコースを無事終了した。而して右宣傳飛行に當つては濱口總理大臣、俵商工大臣等より左のメッセージを寄せるところあつた。

濱口總理大臣メッセージ

「今日の世界不景氣に處して、わが國の産業貿易の維持發展を圖らんとするには、出来るだけ國產品を愛用して、外國品を使はないやうにすることが目下の急務であります。しかるにわが國では、外國品に比して、價格も安く品質も少しも劣つていない同一種類の品物をなほ多量に外國より輸入しておる状態であります。これはわが國の近代工業の發展日淺き結果、外國品を舶來品と稱して、崇拜愛用する風が未だに抜けないためでもありませうが、この際國民擧つてわが國産業發展の状態に目醒められ、國產品を愛用して、外國品の不必要なる輸入を防遏することが現下の不景氣打解のために最も必要なる手段であると信じます」。

俵商工大臣メッセージ

「深刻なる不景氣を打開し幾十萬の失業者を救済する最確實にして有効なる方法は、國產愛用であります。國產愛用は國家産業の隆盛を招來する唯一の原動力であります。然も國產品中には、價格及品質に於て毫も外國品に劣らざるもの少からずありますにも拘らず、かくの如き物の輸入が現に六億數千萬圓にも達して居る有様です、外國品の使用は單なる從來の習慣といふ以外には、その理由はないのでありますから、國民はこの際この經濟的不況に處して協力一致「ぜひ國產」のモットーに従つて邁進する必要があります」。

第四章 各地方に於ける國產 愛用運動の概況

○北海道

國產品愛用運動に關し北海道に於ては、公私經濟緊縮北海道地方委員會會則の改正を行ひ、新に委員十九名を増員し、委員中より特別委員三十八名を委嘱した。

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

第一回特別委員會は昭和五年七月十七日に開催し、次の計畫を決定したのである。

一 運動の要旨

外國品の輸入を防遏して貿易關係の改善を圖り更に國內産業の振興を期する爲め舶來品偏重の迷妄を打破し國產品愛用の觀念を普及徹底せしむること

二 運動の方法

(一) 講演會活動寫眞會の開催

イ、中央より講師の派遣を請ひ六市に於て八月上旬講演會を開催すること

支廳所在の市町に於て國產對比展覽會の開催中地元よ

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (北海道)

り講師を聘し講演會並に活動寫眞會を開催すること
其他の地は各支部に一任し講師又は活動寫眞は道廳より派遣し又は推薦の斡旋に衝ること

ロ、各學校、青年團體、教化團體、社會事業團體、各種組合會社工場等に勸奨して講話又は講演會を開催せしむること

ハ、寺院、教會、劇場、活動寫眞館、寄席等多數會合の機會を利用し講演其他の方法に據り趣旨の宣傳を計ること

ニ、各地支部に於ける講演資料として權威ある圖書パンフレット、リーフレット講演速記録、統計表等を配布又は貸付し其の活動を助成すること

(二) 展示普及宣傳

イ、國產愛用宣傳國產對比巡回展覽會を開催すること
(六市並九支廳所在の町に於て三日間開催)

ロ、統計圖表ポスター等の展示

ハ、國產品道産品の展覽即賣會の開催

ニ、實業團體百貨店商工業者の組合等と密接なる聯絡を圖り可成店頭裝飾包裝紙等に國產愛用の趣旨を加味せしむること

(三) 新聞紙の協力

極力新聞紙の協力を求むることとし

- イ、國産品使用獎勵に關する協議決定事項實行事項を具し本運動の聯絡協力を依頼すること
- ロ、各地に於ける國産獎勵運動施設並に講演會の狀況は特に其要旨と共に掲載方を依頼すること
- (四) 印刷物の利用
 - イ、中央より送付の印刷物を配付すること
 - ロ、當廳作製のパンフレット又はリーフレットの頒布
 - ハ、國産道産獎勵ポスターを作製頒布のこと
 - ヲ、ラヂオの利用
- (五)
 - イ、國産獎勵講座として權威ある學者實業家等に依頼して放送すること
 - ロ、國産獎勵に關する講談落語民謡等の演藝放送を依頼すること
- 民謡の歌詞を懸賞募集し審査の上優秀なるものを放送すること
- (六) 官公衙其他特殊の團體に對する主旨の徹底
 - イ、諸官公衙學校に於ては其の官吏吏員學生生徒等に對し適當の方法に依り訓令訓示訓話等をなすこと
 - ロ、各種團體會社工場等にありては適當の方法に依り其の團體員職員職工等に主旨の徹底を圖ること
- (七) 國産愛用の施設獎勵
 - イ、本年中二回國産愛用週間を行ふこと

- ロ、國産(道産)奉仕販賣デーを開催すること
- ハ、國産獎勵店頭裝飾競技會
- ニ、優良道産品常設展示場の設置
- ホ、産業組合消費組合の國産獎勵
- (八) 官公衙の國産品購買
 - イ、諸官公衙其他公共團體に於て使用する物品は可及的に國産品を用ふること
 - ロ、諸官公衙其他公共團體に於て國産品使用獎勵の趣旨を以て會計規則に特例(規則又は規則とせざるも一定の方針)の取扱方法を採ること

第二、實施事項

第一回公私經濟緊縮北海道地方委員會特別委員會に於て決定したる事項を五千枚印刷し、道内各官公衙學校其他各種團體等に配付し、趣旨の普及實行に努むる様通牒して徹底を計る外、左の通り實施した。

- 一、國産愛用獎勵普及の爲ラヂオ放送
 - 國産愛用獎勵普及の爲、六月十七日より二十七日迄の間に於て六回札幌放送局より國産獎勵講座としてラヂオ放送をした。
- 二、國産愛用週間の實施
 - 第一回國産愛用週間は八月十日より十六日まで施行された。

のである。これは特別委員會協議決定事項に基き、各地方に於て其の實情に應じ展覽會、協議會講演會其他適當なる施設をなすこととし、國産愛用マーク四萬枚を全道公私經濟緊縮委員會地方委員、其他各方面に配付して門戸に貼付せしめ、國産愛用週間のピラ二十五萬枚を印刷し、全道市町村役場を通じて各戸に配付し、本運動の普及徹底に努めた。

第二回國産愛用週間は十二月二十五日より三十一日迄とし、宣傳ポスター一萬枚及電車内用三百枚を印刷し、各關係方面に配付し宣傳に努めた。其のポスターを次に示せば

- 一、歳末のお買物は國産品に致しませう。
- 一、國産品を愛用して産業を盛んに致しませう。



二十二月五日よ三十一日迄

- 一、國産品の愛用は先づ道産品から致しませう。
- 一、新年を期して一層國産愛用を致しませう。

北海道廳

三、ポスター及ピラの配付
國産愛用獎勵の爲ポスター一千枚、標語入ピラ三萬枚を印刷し、展覽會其他適當なる場所に貼付し本運動の徹底に努めた。

四、國産品愛用ポスター圖案及標語懸賞募集
國産品又は道産品の愛用に關するポスター圖案及標語の懸賞募集を行ひ當選した適當なる圖案はポスターに印刷し當選標語はピラ等に印刷利用した。

五、國産品輸入品對比展覽會
國産品愛用宣傳の爲八月一日より九月十三日迄の間に於て札幌市外十五ヶ所にて開催し、入場人員總計二十四萬七千四百七十五人であつた。其の出品種類二百六十五種、點數一萬百七十七點、内國産品八十五種、二千八百點、道産品百五十種七千二百點、外國品三十種、百七十七點である。

開催月日	開催期間	開催地	場所	入場者
八月一日	三日間	札幌市	拓殖館	四、五六
八月八日	同日	小樽市	稻穂尋常高等小學校	八、八三
八月十三日	十五日同	俱知安町	俱知安第三尋常高等小學校	二、六三
八月十九日	二十二日同	函館市	高砂尋常高等小學校	五、八九

種別	主催者	開催地	開催月日	映畫名	概況
活動寫眞	北海道廳、市役所、商工會議所	小樽市	八月八日	辨當箱、更生其ノ他	四、三〇〇
同	同	函館市	八月二十一日	同	一、七五〇
同	同	室蘭市	九月三日	レインコート、覺めよ國民	六〇〇
同	同	旭川市	八月九日	同	三、四〇〇
同	同	釧路市	八月二十八日	同	六、〇〇〇
同	北海道廳、支廳、町役場、商工會	俱知安町	八月十三日	更生、二つの世界其ノ他	六、八〇〇
同	同	江差町	八月二十六日	同	四、三〇〇
同	同	浦河町	九月八日	同	二、八〇〇
同	同	岩見澤町	九月十六日	同	四、九三七
同	同	留萌町	八月二日	レインコート、覺めよ國民其他	七〇〇
同	同	稚内町	八月十五日	同	三、一〇〇
同	同	網走町	八月二十一日	同	四、五〇〇
同	同	根室町	九月一日	同	七〇〇
同	同	帯廣町	九月七日	同	四五〇
同	北海道廳、町役場、商工會	名寄町	九月十四日	同	五、三〇〇
計		十六ヶ所			五〇、二〇七

○東京府

國産品愛用運動に關し、東京府に於ける概況は左の通りである。

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

昭和五年六月二日、公私經濟緊縮東京府委員會に於て國産品愛用獎勵運動の計畫を決議し、右計畫に基づき各種學校及都下各種團體と連絡して各方面の自覺奮起を促し、各地に講演會、映畫會を催し、殊に七月十五日より一週間を國産愛用週間と定め、各關係者總動員にて趣旨の普及徹底を計る事にした。

第二、實施事項

一、講演會及映畫會の開催

昭和五年六月より十一月下旬迄、國産愛用獎勵の目的を以て開催せられたる講演會及映畫會開催状況を大別すれば左の通である。即ち開催回数九十七回、來會者人員は十二萬八百人を示してゐる。

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (東京府)

種別	回数	主催者	來會者人員	講演會		映畫會		計
				一二府	五六市町村各種團體	一九府	一〇市町村各種團體	
			一七、一〇〇	二六、七〇〇	五三、五〇〇	二三、五〇〇	一二〇、八〇〇	
			七〇〇					
			三、一〇〇					
			四、五〇〇					
			七〇〇					
			四五〇					
			五、三〇〇					
計			五〇、二〇七					

映畫會に於て使用したフィルムは「土は永遠に生く全四卷」「國産進軍全五卷」「靜なる歩み全七卷」「明るい人生全四卷」である。

二、展覽會の開催

1. 工程表示國産愛用展覽會

優良國産製造工程、又は部分解體を示して商品の常識と之が鑑別知識の涵養に資するの目的を以て、昭和五年七月五日より同十八日に至る二週間、府立商工獎勵館に於て工程表示國産愛用展覽會を開催した。參觀者は中央官廳及地方官廳を始め商工業者及學校生徒の參觀あり觀覽人員總數三萬三千餘人に上り、最も熱心なる人士と有識階級の人が多數を占めた。

國産愛用運動概況

2. 國産品輸入品對比展覽會

東京府及東京市、東京商工會議所並東京實業組合聯合會共同主催の許に八月二十五日より三十一日迄七日間、府立商工獎勵館に於て開催せられた。其の觀覽人員總數一萬六百四十六名である。

三、ポスター圖案懸賞募集

ポスターは二種に分ちて一は小學校兒童、一は男女中等學校より募集した。其の應募數は小學校分二千五百四十點、中等學校の分五百三十點であつて、當選者には夫々賞牌又は賞金を贈呈し、當選圖案の内三點を原圖のまゝ印刷して府下一般並其他道府縣に配布した。

四、標語懸賞募集

國産品愛用に關する標語の懸賞募集を行つた結果、應募總數一萬九千十一點であつて、其中當選一等、二等、三等を印刷に付して市内電車及市町村に於ける府民集合の場所に掲示し、又東京驛始め市内各驛其の他の場所に掲示した。其の當選標語は左の通である。

- 一等 愛せよ育てよ國産品
- 二等 昔は舶來今は國産
- 同 愛せば育つ國産品
- 三等 國産愛用榮ゆる日本

種別	回数	主催者	來會者人員
講演會	五三	府、各種團體	一八、四〇〇
映畫會	一五	同	三四、五〇〇
計	六八		五二、九〇〇

2. 宣傳ポスター標語の配布

昭和五年七月東京府選ポスター中、一等當選ポスター(三種)を九千枚、當選標語五萬枚を印刷して府下市町村島嶼中等學校、小學校男女青年團、教化團體其の他適切なる方面に配付し、且つ市内、郡部の要處に掲示した。

3. リーフレットの配付

國産愛用に關するリーフレット三十一萬枚を印刷して府下各方面に配付し、且教化團體六十六團により七月十八日に市内、郡部の要處に於て街頭宣傳を行つた。

東京府民諸君!!

帝都は文化の中心たるを以て、時代の風習も亦此帝都所在の地を中心として全國に傳播せられます。輦轂の下に在る東京府民諸君の一舉一動は宛かも水の低きに就くが如く忽ち日本津々浦々にまで流れ渡るのであります。此の意味に於て東京府民諸君は範を全國に垂るべき重大なる責任を有して居らるゝのであります。

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (東京府)

- 同 國産愛用我等の誇り
- 同 國産愛せ國肥せ
- 同 國産は我等の力國の富
- 同 舶來の時代は過ぎて國産品
- 選外 使ふ國産富む日本
- 同 日本人は日本品
- 同 國産品で足りぬ事なし
- 同 日本の爲めに日本の品を
- 同 國産品愛用は先づ家庭から
- 同 國を擧げて國産品
- 同 國産で澤山
- 同 國産用ひて明るい家庭
- 同 めざめた家庭に國産品
- 同 へらせ國債ふやせ國産

五、國産愛用週間

昭和五年七月十五日より二十一日迄一週間を國産愛用週間とし、市町村、島嶼並に郡部要處に於て講演映畫會を開催し且七月二十日午後六時より小學校兒童男女各一名、中等學校生徒男女各一名をして東京放送局より國産愛用に關する演説を放送せしめた。右週間に於ける概況は左の通である。

1. 講演會、映畫會

東京府民諸君!! 諸君の知らるる通り近時我邦産業の進歩著しく其の製品は今や輸入品に比して遜色のないものが頗る多いのであります。然るに之を辨へずして今尙舊來の陋習に捉はれ單に舶來なるの故を以て直に優良品なりと速断し宛かも魅惑せられたる如くに競うて輸入品を購買消費する者あるは現代の通弊であります。

お互に考へねばならぬのは此時であります。お互に戒めねばならぬのは此時であります。目下の我が經濟難局に顧みて此の陋習を打破し通んで國産品を愛用し國産の振興を圖るには舉國一致の力を要します。而して東京府民は其の先驅たる覺悟がなければなりません。一人の反省は國産振興の根本であります。一人の自覺は國力培養の基礎であります。東京府民諸君お互に國産品を愛用しませう。

昭和五年七月十八日

東京府

舶來品に劣らぬ國産

御覽なさい一度!! 此の優良國産品を。舶來品に優るとも決して劣らぬ此の國産を求めなさい。最も信すべき筋の調査によれるものであります。安心して御

使用下さい。

優良國産品の例

- (一) 紡織品
 - 毛織物(羅紗、サージ、婦人子供服地、アルパカ等)編毛絲、麻絲及麻織物、毛メリヤス、カーペット
- (二) 金屬製品
 - ペン先(鋼)、シャープペンシル、アルミニウム製品、剃刀、安全剃刀替刀、建築金物、金屬玩具、テーブル、ナイフ、フォーク、スプーン
- (三) 機械器具
 - 懐中時計、置時計、電氣時計、顯微鏡、双眼鏡、望遠鏡、寫眞機、活動寫眞映寫機、測量機械、計算器、金錢登錄器、扇風機、電氣ドリル、ニューマテイクツール、ドリル、自轉車用チェーン、製材用丸鋸、輪轉磨機、體溫計、電熱器、小型内燃機、家庭用裁縫機械、小型電動機、オートバイ(自動自轉車)、醫療器類製圖器、金張眼鏡、石炭ストーブ
- (四) 化學製品
 - 珪瑯鐵器(洗面器、コーヒーポット、シチューパン)齒磨化粧品(香水、香油(含ム)石鹼、人造香料、染料、塗料(オイルペイント、ヴァニツシユ、エナメルペイント、船底塗料、電氣絶緣塗料)筆記用インキ、印刷用インキ、水彩繪具、製圖繪具、テンヘラ、トレーシングクロス、擬革、リノ

リニウム、研磨布、筆記用紙、圖書用紙、吸取紙、ラシヤ紙、上等印刷紙、アート紙及艶紙、濾紙、模造羊皮紙、パラフィン紙、セロフハン紙、陽畫感光紙、寫眞用品(印畫紙、乾板、フィルム)、複寫紙及ステンシルペーパー、研磨紙、ルーフィング、ヴァルカナイズトフハイバー、サラダ及フライ油、ゴム製品(ゴム管、オーバースューズ、玩具、氷枕、海水帽、浮袋、エボナイト製品、ゴムマツト、ハードボール、上等消ゴム、皮革(靴底革、ボツクス革) 礦油類(機械油、電氣絶緣油、アスファルト)

- (五) 飲食品
 - 乳製品、罐詰類
 - (六) 雜製品
 - 鉛筆、萬年筆、事務用器具、ハーモニカ、運動具、帽子(フェルト) 眼鏡レンズ
- (本表は優良國産品の例であります。此外の國産品と雖も舶來品に劣らぬものが澤山ある事を心にとめて下さる)
- 六、國産愛用日の實施
- 昭和五年九月一日關東大震災追憶日を期して國産愛用日と定め、講演會映畫會を開催した。尙當日、宣傳標語ポスター十萬枚を印刷して市町村、中等學校、小學校、男女青年團、教化團體其の他の方面に配付宣傳に努めた。

○京 都 府

昭和五年八月九日、公私經濟緊縮京都地方委員會を開催し左の通本運動に關する計畫要項を協議決定した。

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

- 一、講演會
 - 各種講演會の機會を利用して國産愛用獎勵に努むること
- 二、印刷物配布
 - 1. パンフレットを各種團體に配布すること
 - (イ) 國産の振興
 - (ロ) 國産品の愛用に就て
 - (ハ) 今般商工省に於て選定中の優良國産品の發表を待ち之を印刷に付すること
 - 2. 「リーフレット」を府下各戸に配布すること
- 三、國産愛用宣傳週間の設定
 - 週間中に左の各項の事業を行ふこと
 - 1. 府下各中等學校及小學校に於て生徒兒童に對し國産愛用に關する精神を涵養するが爲適當の機會を捕へて訓話其の他の方法を講ずべきことを通牒すること
 - 2. 講演並に活動寫眞會を開催すること

- 3. 市電車内及郊外電車停留所に「ポスター」を掲揚すること
- 4. 市電車乗換券の裏面に標語又は警句を刷入すること
- 5. 大阪逓信局と協議し週間中郵便物の「スタンプ」は國産愛用に關する文字の記入しあるものにして赤又は藍色にて捺印すること
- 6. 市内目貫きの場所及各興業館に立看板を掲出すること
- 7. 各百貨店及商店の飾窓に國産愛用に關する裝飾をなす様依頼すること
- 8. 各百貨店の包装紙に國産愛用の文字記入方を依頼すること
- 9. 府、市、商工會議所及銀行、會社其他個人商店等より發送する文書の餘白及封筒に國産愛用の「スタンプ」を捺印すること
- 10. 「國産愛用」と印したる厚紙立札を百貨店、各商店に配布し飾窓に掲出せしむること
- 11. 「レットル」に國産愛用の文字を刷入したる「マツチ」を配布すること
- 12. 活動寫眞タイトルを作製し週間中各活動寫眞館に於て之を映寫すること
- 13. 府下各女子中等學校生徒に對し家庭に於ける國産品使用調を依頼すること(様式別紙)

- 四、懇談會並に座談會を各地に開催すること
- 五、對比見本巡回展覽會を各都市に開催すること

第二、實施事項

一、國產愛用週間の實施

昭和五年十一月十八日より同二十四日迄、一週間を國產愛用週間と定め、左記事項を實施した。

記

- 一、府下各中等學校及小學校に於て生徒兒童に對し國產愛用に關する精神を涵養するが爲訓話其の他の方法を講ずべきことを通牒すること
- 二、講演並に活動寫眞會を開催すること
- 三、「リーフレット」を府下各戸に配布すること
- 四、「パンフレット」を各種團體に配布すること
- 五、「ポスター」を配布掲揚すること
- 六、大阪逓信局と協議し週間中郵便物の「スタンプ」は國產愛用に關する文字の記入しあるものを捺印すること
- 七、府、市、商工會議所並に銀行會社其の他個人商店より發送する文書の餘白及封筒に國產愛用の「スタンプ」を捺印すること
- 八、京都市電車内及郊外電車停留所に「ポスター」を掲揚すること

- 九、京都市電車乗替券の裏面に標語又は警句を刷入すること
 - 一〇、各百貨店及商店の飾窓に國產愛用に關する裝飾をなす様依頼すること
 - 一一、各百貨店の包装紙に國產愛用の文字記入方を依頼すること
 - 一二、「國產愛用」と印したる厚紙立札を百貨店、各商店に配布し飾窓に掲出せしむること
 - 一三、「レットル」に國產愛用の文字を刷入したる「マッチ」を配布すること
 - 一四、活動寫眞タイトルを作製し週間中各活動寫眞館に於て之を映寫すること
 - 一五、京都市内目貫きの場所及各興行館に立看板を掲出すること
 - 一六、内外製品對比見本展覽會を開催すること
- 二、内外製品對比見本展覽會の開催
昭和五年十一月中旬より十二月上旬迄の間に於て、管内三箇所にて開催せられ、出品點數三百數十組、七百餘點、觀覽人員總數十五萬七千人であつた。

○大阪府

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

本府にありては、公私經濟緊縮委員會の決議に基き、本運動の趣旨を普及徹底せしむるため、次に示せる實施事項を計畫要綱と爲し之を具體化し目的の達成に努めた。

第二、實施事項

(イ) 輸入品國產品對照展覽會の開催

金解禁決行の一月十一日を記念し十日間、三越階上に於て開催し、輸入品七百九點、國產品千九百九十一點を出陳したる外宮内省より 聖上皇后兩陛下並に照宮殿下の御用品三十九點の御貸下品を陳列し、一般拜觀に供せしに、入場者踵を接し、會期中、實に四十六萬三千二百二十四名の多きを算した。更に本展覽會を府立貿易館に移し、一月二十五日より同二十七日迄開催したるに入場者一萬七千七百六十名に達し、頗る感動を與へた。

(ロ) 國產羅紗陳列會の開催

府立貿易館内の「美術館、發明館」を以て會場に充て、出品者七十店より七百四十餘點の優良國產羅紗を以て理められ、會期五日間毎日午前九時より午後四時に至る迄場内の氣分白熱化し、國產羅紗の讚美愛好の念を喚起せしめた。

(ハ) 府下中學校生徒の制服統一

府下各中學校に於ける制服は、從來各校別個の制服を使用し來りしが、屢々中等學校長會議を重ね左の如く決定した。

制服色 黒とカーキ色の中間を取つて濃い鶯茶
地質 小倉地
型 折立襟式 金ボタン付
夏冬共色は同一にすること

女子中等學校の制服統一は委員を擧げて調査研究中である。

(ニ) 輸入品國產機械對照展覽會の開催

昭和五年三月十五日開會期間は一ヶ月とし、出陳品三千點入場人員二十五萬餘人の多き上つた。

(ホ) 國產愛用週間の開催

國產愛用を強調する爲め大阪府、大阪、堺、岸和田の各市及大阪堺兩商工會議所聯合主催大阪朝日毎日兩新聞社後援の下に三月一日より一週間左の方法に依り、各種の運動を開始した。

(一) ラヂオ放送

二月二十八日午後零時三十分大阪中央放送局より柴田知事の「國產品の愛用に就て」と題する講演の放送

(二) 國產愛用に關する講演會の開催

天王寺公會堂其の他中等學校等に於て週間中、七十ヶ所に涉り講演會を開催し、更に各小學校に於ては兒童に對

し國産品愛用に關する精神を涵養する爲訓話、其の他の方法を以て講話を爲すべきことを通牒した。

(三) 映畫會の開催を爲すこと 八 回
(四) 市電内及郊外電車停留場にポスターを掲揚すること

(五) 市電乗替券の裏面に警句を刷り入れ三日間毎日五十萬枚宛宣傳した 二千五百枚

(六) 封緘紙の利用宣傳
百貨店及小賣店に於て包装用封緘紙二百萬枚、及封筒用封緘紙百萬枚を頒布して宣傳した

(七) 府廳より發送する文書は週間中總て右封緘紙を貼用した

(八) 陳列窓利用宣傳
國産愛用の精神を強調する爲め「國産愛用」と印したる立札大小五千本を配付した

(九) 郵便スタンプの宣傳
大阪逓信局と協議し一二等郵便局に於て「明治の舶來昭和の國産」國産第一「國産品を使ひませう」のスタンプを用ひた

(一〇) 旗に關する宣傳
市内目抜の場所に宣傳用大旗を掲揚す堺、岸和田兩市同様

(二) 國際貸借の立看板の宣傳
圖表五十本の立看板を市内重要地點に掲げて現下の國情を知り國民覺醒を促すの資とした

(三) リーフレットの配付
國産愛用の「リーフレット」を作製し五萬枚を配付した

(四) 大阪朝日毎日兩新聞社の飛行機に依り大阪、堺、岸和田の各市の上空より十萬枚の宣傳ビラを撒布した

(五) 國産品愛用照會狀の發送
重なる個人、會社工場宛に國産品使用に關する照會狀(往復はがきを用ゆ)二千通を發送した

(六) 内外商品々質對照展覽會の開催
會期は六月十五日より七月十五日迄とし、府立工業獎勵館に於て各種日用品に就き分析試驗等の方法に依り科學的に品質の優劣を比較對照し、以て國産品の經濟的價值を知らしむることとし、尙参考品として趣味と有益を兼ねたる「科學の不思議」「素人に分る品質鑑別法」等の出陳をした。

(七) 國産愛用婦人週間の開催
昭和五年六月十六日より開始し、大阪市婦人聯合會、大阪府聯合女教員會、大阪府聯合處女會、愛國婦人會大阪府支部、全關西婦人聯合會大阪支部の聯合主催の下に六月十六日を以て大阪中央公會堂に於て講演會を開催し、左の決議をした。

た、就きましては突然甚だ御迷惑とは存じますが國産品使用に付ての参考と致し度う御座いますからあなた様の今日迄國産品御使用に付ての御經驗又は御氣付の點等を左記に依り御知らせの程御願ひ申上ます。
昭和五年六月十五日

- 大阪市婦人聯合會
- 大阪府聯合女教員會
- 大阪府聯合處女會
- 愛國婦人會大阪府支部
- 全關西婦人聯合會大阪部

殿

回答用紙

一、今日我國多數の輸入品中國産品を以て代へ得る品が二百數十種ある様ですが、其の中

化粧石鹼	粉石粉	口紅	香水
クリーム	ベークラム	頬紅	齒磨粉
洗粉	コンバクト	水白粉	剃刀
懷中時計	靴	敷物	毛布
卓子掛	帽子	糸	萬年筆
ペン先	鉛筆	インク	コンデン
菓子類	罐詰類	煙草	スマイルク
			洋服地

(一) 國産愛用申合決議

一 私達は國産品を愛用し輸入超過をなくしませう
一 私達は優良國産品の製作を促し輸出超過を助けませう

(二) リーフレットの配布

府下各高等女學校生徒を通じ家庭に國産愛用の趣旨を徹底すべくリーフレット四萬枚を配付すること

(三) 立看板の宣傳

市内目抜の場所百ヶ所を撰び大立看板を以て宣傳を爲すこと

(四) 郵便スタンプの宣傳

大阪逓信局と交渉し一二等郵便局に於て國産獎勵に關する「スタンプ」を用ゆること

(五) 旗に關する宣傳

市内重要な地點百ヶ所を撰び大旗百本を樹て、宣傳すること

(六) 國産品使用に就ての照會狀發送

發送先は紳士録に登録せられたる家庭に於ける夫人に對し、左の事項を掲げたる印刷一千枚を返信用切手を封入して回答を求むること

此度私達婦人團體が聯合致しまして、本月十五日より二十一日迄國産愛用婦人週間を催すことになりまし

國產愛用運動概況

靴 下 メリヤス 靴 カタン糸
玩具 ソース

等日用品が多数有る様です、前記品目中現に舶來品を御使用になつてゐる品はありませぬか、ありますれば其の品目の下に×を附して下さい、又現に舶來品を御使用中なるも國産品に代へ得る品には○印を附して下さい。

二、國産品を使用したいが、舶來品に比べて品質が劣ると御氣付になつた品がありませぬか、ありますれば其の品名とそれに付ての御意見

三、國産品愛用につき、製造者側、販賣者側に對する御希望がありますれば、其の御意見

四、其他國産品愛用に就ての御經驗又は御氣付の點等

住 所

貴 名

(チ) 府廳に於て國産品使用に關する「物品の要求及購入規準」を定めて左の通訓達を發した。

各 部 長
各 課 長

我邦財政經濟の現状は戦後の不況震災の創痕を受け寔に容易ならざる難局に會せり之に處せむには産業の振興を圖り輸入を抑制し以て國際貸借の改善を期せざるべから

二、外國品の使用已むを得ざる品目

別表品目は領土内に於て生産せず或は代用すべき國産品なきにより外國品の採用已むを得ざるものとす

三、其の他の品目

前二項以外のものありては原則として國産品を採用し左記の場合に限り外國品を採用するも已むを得ざるものとす

(イ) 領土内に生産せざる場合

(ロ) 國産品の價格著しく高價なる場合

(ハ) 國産品の品質著しく劣り甚しく不便又は永久の不利益を生ずる場合

(ニ) 特殊の理由ある場合

四、價格五百圓以上の外國品を購入せんとするときは内務部長に協議することを要す

五、土木建築其他工事の設計施行に關しても本規準に準據すべきものとす

(品目は別冊参照のこと)

(リ) 府令第二十五號を以て大阪府會計規則の特殊に關する件を左の通り定む

第一條 國産獎勵ノ爲メ必要アル場合ニ於テハ物品ノ買入ニ際シ國産品タルコトヲ指定シ請負ヲ爲サシムル工事若ハ製造ノ材料ノ全部又ハ一部ニ國産品ヲ使用スヘキコト

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (大阪府)

予況や金輸出解禁後の處置として海外拂の節約を期圖するの重且つ大なるは言を俟たざる所なり抑々斯かる非常の時に際しては固より非常の策なかるべからず宜しく舉國思を茲に致し此の際多年の因襲たる外國品執着の偏見を捨て國産品愛用の美風を興起し些少の不利益と不便とは之を忍び以て國産品使用の徹底を期する爲め左記物品の要求及購入に際し據るべき規準を求めたり以て之が必行を期せられたし

右訓達ス

昭和五年三月二十六日

大阪府知事

柴田善三郎

物品の要求及購入規準

一、國産に據るべき品目
從來外國品に據りたる本表品目は特殊の場合を除き國産品に據るべきものとす

(備考)

(イ) 國産品とは全部國産原料又は材料を以て我領土内に於て製作せられたる物品又は一部若くは全部の外國原料或は材料を以て我領土内に於て製作若は加工せられたる物品にして其の原料又は材料の價額が製品價格の約七割以下を占むる物品を謂ふ

(ロ) 外國品とは前項以外の物品を謂ふ

ヲ指定シ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ニ依リ契約ヲ爲ス場合ニ於テハ會計規則中契約ニ關スル規定ニ拘ラス指名競争ニ附シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第三條 國産品種目ハ昭和五年三月訓會第三百三十五號ニ依ルコトヲ要ス

前項以外ノ國産品ノ種目ヲ決定セントストキハ内務部長ニ協議スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

以上示せる事項は、本運動の具體的事例であるが、猶、實施事業中、特に本府に於て特筆すべきものとして説明すべき事項を左に掲ぐ。

一、國産專賣店の設置

國産愛用の實際化を期するため市内中央部に位する高島屋百貨店に於て五年八月一日より五日間、全館を通じて外國品は全部倉庫に格納して、純國産のみを陳列販賣する國産百貨マーケツト街を開催し爾後永續して同店一階全部を「大阪府指定國産雜貨部」なる名稱の下に開設することとした。

此の計畫は全國的の新しき試みとして時節柄各方面に衝動を與へ同時に興味ある期待を以て迎へられて居る。

二、國産卸賣百貨店の開業

大阪市内中央部に位する有力なる雜貨卸商三十餘名は、國産百貨卸賣會館を設立し、各自見本を陳列して常設的に卸賣取引を行ひ、進むで食堂宿泊室を附設し、需給兩者の賣買經費を節約し、價格の低廉を計ると同時に、専ら現金取引を行ひて、其の圓滑を期する目的を以て、市内東區博勞町二丁目に於て營業を開始し、本府後援の下に十一月二十五日開館式を舉行した。

三、國産品苦情相談所の開設

國産品改善促進の目的を以て、左記の如き國産品苦情相談所を開設した。

國産品苦情相談所概要

- 一、國産品苦情相談所を大阪府廳工務課内に置くこと
- 一、苦情申出は口頭又は書面に依ること、但し成るべく現品の添付を希望す
- 一、苦情要點の外其の品名、商標、製造元、取扱店、申出者の住所氏名等参考となるべき事項を付加へ申出ること、但し希望により匿名にて取扱ふも差支へなし
- 一、申出により製造元或は取扱店に照會して責任ある回答を求むること、但し必要により府立工業獎勵館等にて試験を

行ふ

- 一、右の結果を申出者に回答すること

四、國産リストの作製

本府は國産愛用の趣旨徹底を圖る爲、五年三月訓達を發し物品の要求及購入に關する規準を定め、之が實行を圖り、更に一般會社工場商店等に對し、益々國産品使用の實行を促す爲、十二月八日府廳に主なる生産消費兩關係代表者を招致し各工場商店等に於て實行すべき國産リスト作製を提唱したる處、異議無く決定したので委員三十名を選定し、土木建築用品工場機械用器具事務用品等を主とするリストを作製することにした。

○神奈川縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

神奈川縣に於ては、曩に公私經濟緊縮神奈川縣委員會に於て決定せられたる計畫要項に基き、着々趣旨の普及徹底に努めた。其の實施事項の概要を示せば左の通である。

催協議會を開催し、左の通り本運動に關する施設要項を定めたのである。

施設要項

- 一、國産品愛用に關する實行の獎勵
 - 1. 國産品愛用に關する協議會
 - 2. 各種團體、機關等に對し實行申合等の獎勵
- 二、國産品愛用觀念普及徹底に關する方面
 - 1. 講演會活動寫眞の開催
 - 2. 國産品愛用週間の實施
 - 3. 國産品愛用に關する標語、ポスター、民謡の募集と宣傳
 - 4. 國産品愛用に關する各種資料の配付
 - 5. 市町村、學校教育、各種團體、官公衙に於ける國産品愛用精神の徹底に關する訓示、通牒、通知
- 三、優良國産品の紹介
 - 1. 國産品舶來品對比展覽會の開催
 - 2. 優良國産品に關する調査印刷物の配付

第二、實施事項

兵庫縣に於ける實施事項の主なるものを示せば左の通である。

- 一、産業合理化展覽會の開催

○兵庫縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

兵庫縣に於ては昭和五年六月三十日、縣會議事堂に於て縣

第二、實施事項

一、國産獎勵展覽會の開催

七月二十七日より八月二十八日に至る約一ヶ月の間に於て縣及關係市、町、及商工會議所共同主催にて横濱市内及市外五ヶ所に於て開催した。其の參觀人員總數二萬三千九百八人を示した。

二、國産獎勵講演會並映畫會の開催

國産獎勵展覽會開催期間中、各會場に於て該趣旨の宣傳に關する講演會、並映畫會を開催した。其の開催回数五箇所、來會者總數五千九百人であつた。

三、パンフレットの配付

國産品愛用運動の趣旨の普及徹底を期するの目的を以て左のパンフレットを印刷し管内市町村學校其の他各方面に配付した。

- イ、國産の振興 千部
- ロ、國産品愛用運動の趣旨に就て 千五百部

國産愛用運動概況

五月十六日より同三十一日に至る十五日間、兵庫縣産業獎勵會館に於て開催した。

二、産業合理化國産愛用大講演會の開催

五月二十八日兵庫縣立第一神戸高等女學校に於て開催せられ、聴衆約千五百名であつた。

三、國産品愛用大講演會の開催

六月三十日兵庫縣立第一神戸高等女學校に於て開催せられ、聴衆約千二百名であつた。

四、國産品愛用獎勵標語、民謡、ポスターの懸賞募集

懸賞募集の結果應募標語二萬句、民謡三百餘篇、ポスター百二枚に達し、入選のものは國産品愛用週間に印刷して各戸及市町村、各種團體に配付した。

五、郡市巡回講演會の開催

縣及關係郡市町村共同主催にて講演會を開催する事とし、六班を組織し縣下二十五ヶ所に於て開催した。其の聴講者總數一萬三千六百三十五名であつた。

六、第一回國産品愛用週間の實施

八月一日より同七日迄七日間、市町村を中心とし學校各種團體其の他有志の参加を得て各地方の實情に應じ、適切な方法を以て實施せられ、縣は極力之を援助したのであつた。尙週間中縣に於ては左の通印刷物を配付した。

(一)「國産愛用民謡、標語及國産愛用のすゝめ」印刷物を縣下各戸に一枚宛
國産愛用の民謡

國産愛用のすゝめ

上ノ御題ノ字ハ特別ニ大務内ニモシテ臣リナリ

●國産愛用昭和の國是

▼おなじ買ふならアノ同胞の心づくしの汗の玉
▼いつも國産むだせぬ暮し 睦む笑顔に家が富む
▼家内残らず日本の品を使や 身もたつ家もたつ
▼好きや嫌ひと云うては野暮よ 國で造つた品じやもの
▼國産愛用培ふ里にややがて 黄金の花が咲く

昭和五年七月

兵庫縣

内務大臣

國産愛用のすゝめ

一體我が國には昔から無暗矢鱈に舶來品を有難がる良くない風があつて、今日では國內で舶來品に劣らない立派な國産品が澤山出来るにも拘らず、外國品を買ふ爲に日本の金貨がドシ／＼外國へ流れ出し、其の上國內産業の發達は妨げられ失業は多く不景氣も一層ひどい傾があります。どうしたら此の不景氣が直るか云ふ事は國民お互が眞剣に研究しなければならぬ問題ですが「國産品を愛用する」事は此の際最も有

効なる方法の一と思ひます。そこでお互が今後品物を買はうとする場合には必ず
一、其の品が國産品か舶來品かを調べ。二、國産品で間に合ふものは之で間に合せることに致しますと、
一、我が國の産業は盛になり失業者も救はれ、二安くて良い國産品が澤山出来る結果
三、我が國産品の海外賣れ行もよくなり外國の金貨が我が國

に流入します
こうなると不景氣もだん／＼直つて來て暮しよい世の中となる事と思ひます。此の目的を達する爲に皆様方の御家庭で御買物の際次の表を十分御利用していただきたいと思ひます。
昭和五年七月

兵庫縣

國産品で間に合ふのに昭和四年度に外國から輸入された品物と金額		重に家庭に關係あるもののみをあぐ	
第一種 織品 (一二種)	第二種 金屬製品	第三種 機械器具	第四種 (一九種)
一、カ タ ン 糸 一八、七三六、七〇四	一、呼 鈴 及 車 用 警 鈴 一五、九五九	一、懷 中 時 計 及 同 部 分 品 六三、七〇六	一、時 計 及 同 部 分 品 六三、七〇六
二、毛 織 八三、三三七	二、ア ル ミ ニ ウ ム 製 品 六〇、五七〇	二、置 時 計 及 同 部 分 品 六六、七三五	二、置 時 計 及 同 部 分 品 六六、七三五
三、別 珍 絲 一八、七三六、七〇四	三、錫 三、七九四	三、望 遠 鏡 及 顯 微 鏡 四、五、六〇〇	三、望 遠 鏡 及 顯 微 鏡 四、五、六〇〇
四、毛 織 (羅紗及セルヂス) 八三、三三七	四、針 類 (手縫用針、安全針) 三、三三三	四、衡 器 及 同 部 分 品 一四八、五〇〇	四、衡 器 及 同 部 分 品 一四八、五〇〇
五、カ ー ベ ッ ツ チ (地氈) 四、九四一、三七八	五、釘 五、五〇七	五、醫 療 器 械 及 同 部 分 品 四八四、七三四	五、醫 療 器 械 及 同 部 分 品 四八四、七三四
六、浴 布 三、四九八	六、ボ ケ ッ ト ナ イ フ 三、四八三、五〇七	六、寫 眞 機 械 及 同 部 分 品 一〇八、〇〇〇	六、寫 眞 機 械 及 同 部 分 品 一〇八、〇〇〇
七、リ ボ ン、レ ー ス 類 一、九六〇、八八八	七、テ ー プ ル ナ イ フ 七、八三三	七、蓄 音 器、同 部 分 品 及 附 屬 品 (レコードナ除外) 五七一、四〇〇	七、蓄 音 器、同 部 分 品 及 附 屬 品 (レコードナ除外) 五七一、四〇〇
八、綿 フ ラ ン ネ ル 其 他 起 毛 布 六、五、一八三	八、刺 刀 (安全刺刀及替刃) 五、六、六四六	八、樂 器、同 部 分 品 及 附 屬 品 (ハ ー モ ニ カ ナ 除 ク) 九三九、七六四	八、樂 器、同 部 分 品 及 附 屬 品 (ハ ー モ ニ カ ナ 除 ク) 九三九、七六四
九、麻 織 物 九、八五、五〇〇	九、鋼 一〇、〇〇〇	九、ハ ー モ ニ カ ナ 除 ク) 九、八五、五〇〇	九、ハ ー モ ニ カ ナ 除 ク) 九、八五、五〇〇
一〇、綿 イ タ リ ア ン 及 綿 織 子 一、〇六三、三七七	一〇、金 一、〇六三、三七七	一〇、自 動 車 及 同 部 分 品 九、八五、五〇〇	一〇、自 動 車 及 同 部 分 品 九、八五、五〇〇
一一、寒 紗 六、〇五七	一一、鉛 一、八四四、三三五	一一、自 轉 車 用 部 分 品 三、八四七	一一、自 轉 車 用 部 分 品 三、八四七
一二、メ リ ヤ ス 地 類 四九、九六五	一二、亞 板 一、八四四、三三五	一二、寒 暖 計 及 體 温 計 一、九、六三	一二、寒 暖 計 及 體 温 計 一、九、六三

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (兵庫縣)

第一 參 機械 器具	一、扇 機	八、一九九	二、寫 眞 感 光 紙	一、三三、九二
二、扇 機	九、六、八〇五	三、寫 眞 用 乾 板	二、八、四三三	二、三、七〇、五六六
三、ラ ン プ 及 同 部 分 品	一、五、七、七九	四、寫 眞 用 乾 板	三、四、六三三	三、九、五、四七六
四、自 働 自 轉 車	四、八、八四	五、寫 眞 用 乾 板	四、六、五三	九、七、五、〇一
五、自 働 自 轉 車	一、三、六、一九三	六、寫 眞 用 乾 板	五、七、六	九、七、五、〇一
六、自 働 自 轉 車	二、〇、〇三	七、寫 眞 用 乾 板	六、七、六	九、七、五、〇一
七、自 轉 車 附 屬 品	二、〇、〇三	八、寫 眞 用 乾 板	七、七、六	九、七、五、〇一
八、ア イ ス ク リ ー ム フ リ ー ザ ー	二、〇、〇三	九、寫 眞 用 乾 板	八、七、六	九、七、五、〇一
九、消 火 器	二、〇、〇三	一〇、寫 眞 用 乾 板	九、七、六	九、七、五、〇一
第四 化 學 製 品	(三二種)	一、煙 草	一、三、七〇、五六六	
一、ボ ッ ク ス 靴	二、〇、〇一	二、煙 草	二、三、七〇、五六六	
二、靴 底 革	一、一、三、〇九	三、煙 草	三、三、七〇、五六六	
三、帽 子 裏 革	一、〇、七、〇八	四、煙 草	四、三、七〇、五六六	
四、石 脂 及 香 油	三、七、六三	五、煙 草	五、三、七〇、五六六	
五、香 脂 及 香 油	三、〇、五、五	六、煙 草	六、三、七〇、五六六	
六、香 炭 酸 水	四、七、〇三	七、煙 草	七、三、七〇、五六六	
七、石 炭 酸	一、四、七、〇	八、煙 草	八、三、七〇、五六六	
八、ナ フ タ リ ン	二、〇、五、九	九、煙 草	九、三、七〇、五六六	
九、グ リ セ リ ン	六、三、一、五	一〇、煙 草	一〇、三、七〇、五六六	
一〇、齒 磨 粉 及 化 粧 品 類	四、七、七、三	一、茶	七、八、二、六	
(調 製 薰 香 類 含 入)	四、七、七、三	二、菓 子	一、〇、〇、六	
二、染 料	八、四、三、〇	三、シ ャ ム 及 フ ル ト セ リ ー	三、三、四	
三、靴 墨	一、四、九、三	四、ハ ム 及 ベ ー コ ン	二、七、六	
四、筆 記 用 イ ン キ	四、九、五、一	五、パ タ タ	四、六、五	
五、印 刷 用 イ ン キ	三、八、三、七	六、鳥 卵	三、九、三、〇	
六、人 造 絹 絲	八、五、〇、六	七、草 布 (レザークロス)	七、三、三、九	
七、筆 記 用 紙	九、五、一、四	八、苧 麻	一、四、四、七	

一五、コ ル ク 製 品	三三、五〇	第七 其 他	(六種)
一六、手 袋	八四、九七	一、竹	七五、七三
一七、カ ラ ー 及 カ フ ス 類	六三	二、桐 (下 駄 材)	四、五、八、五
一八、ネ ッ ク タ イ	一五、五七	三、薪 材	三、〇、六三
一九、ツ ホ ン ツ リ	三、〇、四七	四、木 炭	五、四、〇、五
二〇、雨 衣	五、九、七九	五、木 材	二、三、八、四、七
二一、革 靴	二、四、五九	六、木 材	八、八、三、七

(二)、ポスターは一組を三枚とし、神戸市五十組、その他の各市に十組、町五組、村四組を配布した。

ポスターに掲載せし標語を示せば

殖せ國産、使へ國産

誇れ國産

舶來の名より國産の實へ

今日の買物先づ國産

愛せよ國産勵めよ生産

舶來に虚榮あり國産に堅實あり

七、舶來品使用状況の調査

地方に於ける舶來品使用状況を調査して國産品愛用奨励に資せんが爲、縣下樞要の町村三十九を選び、小學校長に委嘱して其の地方の商店及直接家庭により舶來品の使用状況を調査報告せしめた。之により舶來品使用は獨り都市のみに止らず地方に於ても相當多數の使用あり、其の中に國産品を以て

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (兵庫縣)

代用し得べきものも相當多かつたのである。

八月二日より同十六日迄十五日間、三等客車四輛に陳列し

七月二十四日より同三十日迄七日間、神戸市に於て開催した。其の出品點數一千餘點、入場者總數約六萬人であつた。

九、内外商品比較對照國産愛用汽車移動

展覽會の開催

八月二日より同十六日迄十五日間、三等客車四輛に陳列し山陽線外五線に亘り移動し明石驛外十三驛に停車して開催した。各停車場共概ね午前八時開場午後十時閉場、其の入場總人員十三萬八千五百餘名であつた。

十、活動寫眞會の開催

國産品愛用週間其の他時宜により地方の要求に應じ國産品愛用に關する活動寫眞の映寫を行つた其の箇所數二市四郡に亘り九箇所回數十回、觀覽人員總數一萬四千三百名であつた。

使用フィルムの種類

悦びの日近し

(全四卷)

静かなる歩み

(全六卷)

○長崎縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

長崎縣に於ては六月十六日、長崎市に於て支廳長、市町村長會議を開き、本運動に關し同縣知事より左の通訓示及指示を爲し、趣旨の普及徹底を期する事にした。

支廳長、市町村長會議に於ける知事訓示

我が國現下の情勢に處して國民經濟の基礎を鞏固ならしむるが爲には國産品の使用を奨励して内地産業の振興を圖り以て國際貸借の改善に資することを喫緊の要務であると痛感致すのであります、由來我が國民の通弊として舶來品と云へば一概に優良品であると速断し其の價值品質の如何を看るの餘裕なく之を溺愛するの風があるのは甚遺憾の次第であります然も我が國民は明治初年以來久しきに亘り歐米の崇拜に馴れ國産品にして其の眞價に於て外國品に比し何等の遜色なく却て之を凌駕するものが多いにも拘らず依然として外國品に心酔するが如き情弊は一面我國産業の發達を阻害し亦失業誘發

の素因を成す等其の影響する所は鮮少でないと思ふのであります。

固より資源に乏しい我國に於きましては各種の原料等を需むるは止むを得ない所もありませんが曩に政府に於て調査せられた所に依れば國産品を以て外國品に代へ得るものは約五、六億圓の巨額に達して居り又假に其の半額が將來國産品を以て之に充つるものと致しますれば我が國に於ける多年の輸入超過は優に均衡を得らるゝ結果となるのであります各位は克く地方の實情に應じ適切なる方法を講じて之が使用を奨励し國力の培養と國民生活の安定とを期する爲に渾身の努力を拂はれむことを希望に堪へないのであります。

指 示 事 項

- 一、國産品使用奨励に關する件
國産品の使用奨励は現下に於ける國家經濟並に産業の實狀に徴し焦眉喫緊の要務たり本縣に於ては政府の趣旨を體し左記方法に依り極力之が徹底を期せむとす市町村に在ても之に準じ各地方に適應したる方途を講じ其の實績を擧ぐることに格別の努力を拂はれたし
1. 官公衙、學校等の各種工事品並一般需用品は努めて國産品を使用し一般に其の範を示すこと
2. 縣内會社銀行工場等に對しても右趣旨奨励に努むること

宣傳をなさしむること

第二、實施事項

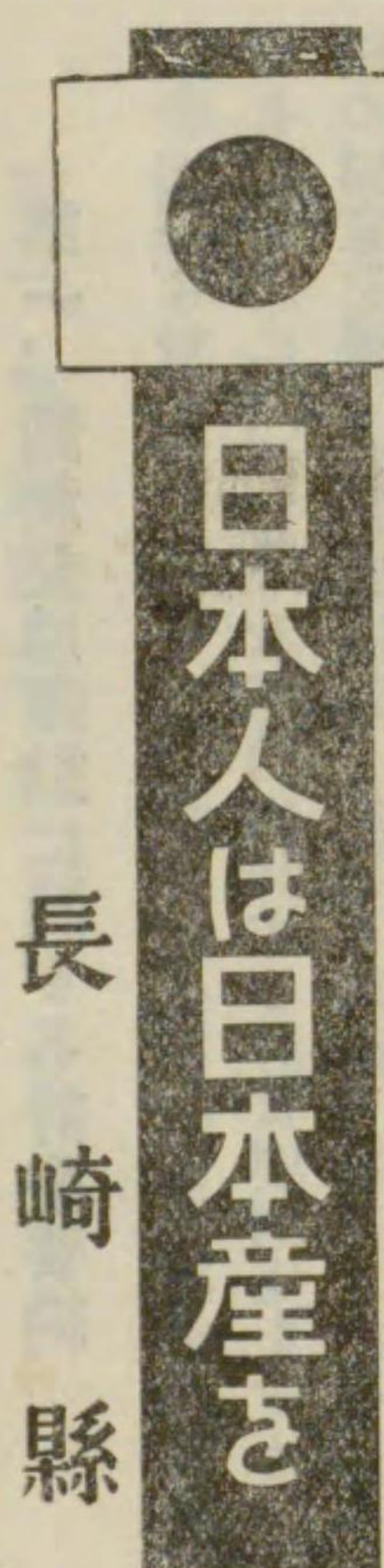
一、國産品愛用週間の實施

七月七日より同十三日迄一週間、第一回國産品愛用週間を實施し、右週間の宣傳の爲ポスター四千枚を印刷し、縣内各方面に配付した。又週間中は市町村、學校等に於て國産品使用奨励に關する講演會、懇談會を開催した。

二、國産品愛用標語及歌詞の懸賞募集

國産品愛用に關する標語及歌詞を募集し、其の優良なるものを、縣公報、新聞、及同縣社會事業協會時報に發表すると共に標語及歌詞入りのピラを作製して縣内各方面に配付し、趣旨の普及徹底を計つた。

國産愛用週間 自七月七日一週間
至七月十三日



三、國産品輸入品對比展覽會の開催

3. 新聞社實業團體、學校婦人團體教化團體等の後援を求むること
4. 講演會、座談會、懇談會等を開催すること、活動寫眞を利用すること
5. 國産品愛用週間を設定すること
6. 國産品と外國品との比較對照展覽會を開催すること
7. 公私經濟緊縮に關する申合規約等には必ず國産品愛用に關する事項の勵行に努むること
8. 國産品愛用歌詞及標語を募集し國産品愛用の思想涵養に資すること
9. 國産品愛用に關するポスター宣傳ピラを作製し市役所町村役場青年團用掲示、告知場或は衆目の觸るゝ所に掲載し普及徹底に努むること
10. 優良國産品及外國品に代用若は匹敵し得べき品名等を調査し又は國産品愛用の實行事例等を蒐集し小冊子を作製配付すること
11. 學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し生徒兒童の學用品は必ず國産品を使用せしむること
12. 市町村に於ても必要に應じ政府の國産愛用の爲め會計法の特例に關する法律の趣旨を遵奉すること
13. 國産品に日本文字レットル使用を奨励すること
14. 舶來品に代るべき國産品の生産者をして大に商品廣告

縣下二ヶ所に於て國産品輸入品對比展覽會を開催した其の概況は左の通りである。

一、開催の期日並場所

佐世保市 於海軍紀念館 自十月十一日三日間 至同 十三日

長崎市 於長崎市商工獎勵館 自十月十七日三日間 至同 十九日

二、主催者

縣、市、商工會議所共同主催

佐世保市 約一五、〇〇〇名

長崎市 同 五、〇〇〇名

四、附帯施設

國産品愛用に關する講演會の開催

縣主催の下に長崎高等商業學校教授伊藤久秋氏を招聘して佐世保市、長崎市に於て各一日講演會を開催し、併せて國産愛用宣傳活動寫眞會を開催、觀覽者一千餘名に及んだ。

佐世保市に於ては佐世保商工會議所主催にて物産即賣會を會期中、會場階下に於て開催した。

一、外國品偏重の弊習打破

二、外國品に代用し得べき國産品使用の徹底

第二 機關

一、本縣公私經濟緊縮地方委員會は國産品の使用獎勵に當ること

二、市町村又は市町村公私經濟緊縮委員會は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に市町村民に對し國産品使用の趣旨を普及徹底せしめ且之が實行を期せしむること

三、各學校は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に生徒兒童に對し特別に又は科目を通じて國産品使用の趣旨を普及徹底せしめ尙學用品に付ては必ず國産品を使用せしむること

四、産業に關する團體、銀行、會社、工場等は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に團體員從業者等の關係部に對し國産品の使用を獎勵し之が實行を期せしむること

五、宗教團體教化團體の奮起を促せこと

六、婦人團體の活動を促すこと

第三 方法

七、前各項の外荷も社會の指導的地位に在る各團體、篤志者等の活動を促すこと

中央と連絡を執り主として左記方法に依り國産品使用の獎勵及之が實行を期するものとす

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (新潟縣)

○新潟縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

新潟縣に於ては七月七日、新潟縣公私經濟緊縮委員會幹事會を縣廳内に開催し、本運動に關する計畫要綱案を定め各委員の同意を得て左の通決議したのである。

國産品使用獎勵に關する計畫要綱

國産品の使用獎勵に關しては曩に本會公私經濟緊縮運動に關する施設要綱の縣民實行事項中に掲げ之が趣旨の普及と實行の促進とに努めつゝある所なるも尙未だ徹底の域に達せざるを遺憾とす

今之を外國品輸入の現状に徴すれば敢て輸入に俟つの必要なもの尠しとせざるのみならず之が爲國內産業の發達を阻害するの憾あるは眞に國家の深憂たり今や經濟更正の一途に國民の努力を傾倒すべき時機に際し一層國産品愛用の氣風を旺にして國內産業の振興を圖り國際貸借の改善に資するは正に刻下の急務と謂はざるべからず仍て中央に於ては全國的に國産品の使用を獎勵することとなり縣に於ても左記各項に依り公私經濟の各方面に亘りて國産品の使用を獎勵し我國經濟力の充實發展に貢獻する所あらんとす

第一 要旨

一、新聞雜誌等と連絡を圖り其の協力を求むること

二、國産品使用に關する講演會、講習會、協議會等を開催すること

三、國産品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと

四、國産品愛用週間を設定すること

五、優良國産品並外國品に代用若は匹敵し得べき品名を中央の調査に基き發表すること

六、公私經濟緊縮に關する申合規約等には必ず國産品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること

七、國産品愛用に關する標語ポスター其の他の資料を市役所、町村役場、青年團、町内會、其の他の掲示板、告知場等に掲載すること

八、國産品使用獎勵に關する活動寫眞の映寫會を開催すること

九、國産品愛用の實行事例を蒐集して其の結果を廣く發表すること

十、講師を派遣すること

第二、實施事項

一、國産品輸入品對比展覽會の開催

九月一日より同七日迄、新潟縣並新潟商工會議所主催の許

に新潟市商品陳列所に於て開催した。入場人員總數三萬一千十六人であつて、尙右期間宣傳の爲ポスター百五十枚、ピラ一萬枚、葉書一千枚、立看板二十枚を調製して、縣内各所に掲示、又は配付した。又展覽會開期中、九月五日商品陳列所本館樓上に於て國産品愛用に關する大講演會を開催し、聽衆約七百人を得て多大の効果を與へた。尙展覽會場の一部に新潟市内の生産品を陳列し、即賣に附し、相當裨益する處多かつた。

二、御用國産品展覽會の開催

九月二十一日新津町小學校第一校舎に於て開催し、入場人員約五千人であつた。

三、國産品愛用獎勵に關する講演會の開催

七月二十一日午後二時より新潟市商品陳列所に於て開催した。聽衆は市町村長、新潟縣公私經濟緊縮委員會委員、學校長及各種團體の代表者その他一般のもので約六百名に達した。

○埼玉縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

埼玉縣に於ては本運動に關し、曩に埼玉縣公私經濟緊縮委

員會に於て決定したる施設要項に基き、六月十七日第二回公私經濟緊縮委員會を開催し、國産品使用獎勵に關する施設事項を左の通決議したのである。

國産品使用獎勵に關する件(六月十七日埼玉縣公私經濟緊縮委員會決定)

國産品の使用獎勵に關しては中央地方を通じて夙に之が趣旨の普及と之が實行の促進とに努めつゝありと雖も積年の迷妄未だ之を一掃するに至らず爲に國內産業の發達を阻害し國際貸借の改善を遷延せしめつゝあり眞に國家の憂患たらざるばあらず今や内地工業の顯著なる發達は僅に幾多外國品の輸入を驅逐するに足り經濟更生の大業は國民の努力を要求するや切なり此の時に當り國産品愛用の觀念を旺にし國民相競ふて之が實行に努めんことを圖るは正に刻下の急務なりと謂はざるべからず仍て左記各項に依り地方の實情を斟酌し公私經濟の各方面に涉り有效適切なる方法を以て國産品使用獎勵の運動を興さんとす。

記

一、講演、講習會開催

縣下主要地に於て國産品愛用に關する講演會又は講習會を開催すること

一、講師派遣

市町村其他、地方に於て講演、講話會開催に當り講師派遣

の申請あるときは出來得る限り派遣すること

一、國産品愛用週間を設定すること

大體九月二月の二回

一、展覽會開催

國産品と外國品との對比展覽會を可成縣内數ヶ所に於て開催すること

一、活動映寫會開催

國産品愛用に關する映寫會を縣下適當の地に於て開催すること

一、活動映寫班派遣

地方に於て映寫班派遣の申請あるときは出來得る限り派遣すること

一、懸賞募集

國産品愛用に關する論文章績並ポスターに掲記すべき標語等の懸賞募集をなし之を廣く發表すること

一、印刷物作製頒布

家庭用品事務用品等外國品に匹敵し得べき優良國産品名を印刷し關係各方面に頒布すること

一、ポスター作製

寺院、教會、劇場、活動寫眞館其他多衆集合の場所に國産品愛用に關するポスターを掲示し趣旨の徹底を圖ること

一、各種團體、新聞雜誌等の協力を求むること

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (埼玉縣)

第二、實施事項

一、國産品愛用に關する標語の懸賞募集

國産品愛用に關する標語の懸賞募集を行つた結果、應募者三千六百九名に達し、優良なるものはピラ其他に印刷配付した。其の優良なる標語を示せば左の通である。

- 一、使へ國産伸び行く日本
- 一、買物は先づ國産（イ）の商標（イ）から
- 一、針一本の輸入にも國に一つの穴があく
- 一、國民ならば國産を
- 一、愛せ國産育てよ日本
- 一、賣るも國産買ふも國産
- 一、愛國の尖端は國産愛用
- 一、時代は合理化マークは國産

二、國産品愛用週間の實施

九月七日より同十三日迄舉行したる第一回國産品愛用週間施設事項は左の通である。

國産品愛用週間に於ける施設事項

中央と連絡を執り主として左記方法に依り國産品使用の奨励及之が實行を期するものとす

- 一、新聞雜誌等と連絡を圖り其の協力を求むること
- 二、國産品使用週間を設定すること
- 三、國産品使用に關する講演會、講習會、協議會等を開催すること
- 四、國産品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を進行すること
- 五、容積の小なる日用品等に付國産品と輸入品とを實物を以て對比したる表を配付けること
- 六、第五の調査事項の結果及國産品使用の實行事例を蒐集したる結果をパンフレット其の他適當の方法に依り廣く發表すること
- 七、國産品使用に關する標語、ポスター、其の他の資料を市役所、町村役場、青年團、其の他の掲示板、告知場等に掲載すること
- 八、國産品使用奨励に關する活動寫眞の映寫會を開催すること
- 九、公私經濟緊縮に關する申合、規約等には必ず國産品使用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること
- 十、講師を派遣すること

第四 國産品使用の實行方法

し同委員會は其の種目選定方針として左の各項を決定したり

- (1) 價格外國品に比し同等又は以下なること
 - (2) 品質性能型式等外國品に比し用途より見て差支なきこと
 - (3) 相當の生産額を有すること
- 而して右趣旨に基き同委員會の審議したる品目は各省をして強行的に内國品を購入せしむることとし現在に至る迄決定したるもの合計九十點に及べり
- 二、縣市町村等の公共團體に於ては國に準じ又第五の調査事項の結果に基き實行すること
 - 尙必要ある場合に於ては縣及市町村に於ても前項の會計法の特例に關する法律に依り會計規則に付特例を設くること
 - 三、産業に關する團體、銀行、會社、工場等は勿論個人に在りても前二項に準じ實行すること

第五 調査事項

本奨励は全國共通的方法に依ること勿論なるも又一面本縣に適應したる奨励手段を講ずることの要を認め左記事項を調査するものとす

- 一、外國品に代用し得べき國産品の品目及數量(別冊参照)
- 二、本縣内に於て使用せらるる外國品の品目、數量、價格

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (群馬縣)

- 一、國に於ては國産品の使用に關し左の通り實施す
 - (一) 昭和二年法律第四十一號「國産奨励ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律」を制定し國産品を優先購入し得るの途を開き其の國産品の種目は國産振興の委員會に諮問して大藏大臣之を定むることとし同委員會は右種目選定の審査方針として左の各項を決定したり
 - (1) 品質に於て相當優良なるも價格に於て外國品との競争上不利なる地位に在りと認むるもの
 - (2) 品質及價格に於て外國品に比し遜色あるも將來需要の増加するに於ては生産増加し品質の向上、價格低減の見込ありと認むるもの
 - (3) 既に相當發達を見たるものと雖も一般會計法の規定のみに依り競争入札に付するを要するものとするときは外國品の壓迫を蒙り當該産業の發達を阻害するの虞ありと認むるもの
 - (4) 現在に於ては未だ生産なきも既に生産計畫を實行し近き將來に於て生産せらるべき見込確實なるもの
- 而して右趣旨に基き現在に至る迄同委員會の審議決定したる品目は合計六十五點に及べり
- (二) 右法律適用品目の審議とは別に各省購入外國品中内國品に代るべきものと外國品購入の已むを得ざるものとの區分如何を大藏大臣より國産振興委員會に諮問

及用途

- 三、前項の外國品中國産品を以て代用し得べき物の品目、數量、價格及用途
- 四、前項の國産品中縣産品を以て充用し得べき物の品目、數量、價格及用途

第二、實施事項

一、國産品輸入品對比展覽會の開催

群馬縣に於ける國産品輸入品對比展覽會の開催狀況は左の通である。

一、主催 群馬縣

- 前橋、高崎、桐生市
- 佐波郡伊勢崎町
- 前橋、高崎兩商工會議所
- 桐生、伊勢崎兩織物同業組合

二、開催場所及會期

十月十四日	前橋市(元縣立商品陳列所)
十月十五日	高崎市(公會堂)
十月十七日	高崎市(公會堂)
十月十八日	高崎市(公會堂)
十月廿一日	伊勢崎町(織物同業組合)
十月廿二日	伊勢崎町(織物同業組合)
十月廿四日	桐生市(織物同業組合及市役所)
十月廿五日	桐生市(織物同業組合及市役所)

國産愛用運動概況

三、陳列品

陳列品は貸與を受けたるもの、外、縣に於て懸賞募集したるポスター圖案及本縣生産せる絹洋服地を加へ展覽に供した。

四、入場人員

開催地	團體	一般	計
前橋市	五、七〇	七〇〇〇	一二、七〇〇
高崎市	四、六五〇	八七〇〇	一三、三五〇
伊勢崎市	五、七三〇	一三、二五〇	一八、九八〇
桐生市	四、一五〇	三、五〇〇	七、六五〇
合計	一〇、三〇〇	三三、四五〇	五三、七五〇

二、國産品愛用週間の実施

第一回週間は昭和五年八月、第二回週間を同十二月實施した。其の狀況を示せば、

(イ) 第一回國産品愛用週間實施狀況

一、期日 自昭和五年八月十日
至同 八月十六日

二、事業

甲、縣の實施

- (一) 撒札配付、毎戸一枚宣傳ビラの配付を行つた
- (二) 活動寫眞講演會の開催

同 國産愛せ國富せ

同 常に國産品

同 僅かでも國産品

(四) ポスター圖案懸賞募集

中、小學校生徒兒童に對し國産品愛用の趣旨普及を圖らむが爲、ポスター圖案の懸賞募集をなし、週間中之を發表し普及徹底に努めたのである。應募數二百餘點中、小學校各一人二人三等三人の當選に決し尙本ポスターは來る第二回使用週間に印刷配付する事とした。

乙、市町村の實施

(一) 講演會の開催

學校、男女青年團、實業團體、組合、工場等に於て夫々其の主長又は市町村長等に於て講演を行つた。尙其の際一般民衆を參加せしめた。

(二) 協議會の開催

主要市街地に於ては協議會を開催、左記事項に付攻究協議の上實施せしめた。

(1) 店頭裝飾包裝等に工夫を凝し、國産品使用獎勵の標示を爲すこと

(2) 自店販賣品たる國産品中外國品に代用し得べき優良品を陳列して縦覽に供すると共に、出來得る限り同種外國品と對比陳列して國産品尊重の資に供す

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (群馬縣)

本使用週間を中心に左記の通主要市街地に開催した

期日	場所	觀覽人員
八月十日	前橋市	五、〇〇〇
同 十一日	高崎市	一、五〇〇
同 十二日	桐生市	二、〇〇〇
同 十三日	伊勢崎市	二、三〇〇
同 十四日	館林町	三、〇〇〇
同 十五日	太田町	二、五〇〇
同 十八日	藤岡町	二、〇〇〇

映畫名 國産愛用宣傳「悦びの日近し」同「レットテル」及「更正の春」

(三) 標語の懸賞募集

縣民に對し國産品愛用の趣旨普及を圖らむが爲、標語の懸賞募集を爲し、週間中之を發表し普及徹底に努めた。應募數千餘點當選左記の通である。

- 一等 進む日の國輝く國産
- 二等 國産の力で興せ新日本
- 二等 作る誠に使ふ愛かくて伸びゆく國産品
- 三等 興せよ國産防げよ入超
- 同 心愛國、品は國産
- 同 國産愛用國力伸展
- 同 國産愛用國力伸展
- 同 生めよ育てよ國産品
- 同 等外佳作

ること

(3) 各商店に於ける賣出廣告等には努めて國産品使用獎勵の意義を標示する様意匠を凝すこと

(ロ) 第二回國産品愛用週間の實施狀況

第二回國産品愛用週間は左記計畫の許に實施せられたのである。

一、期間 自昭和五年十二月十五日
至同 年十二月二十一日

二、縣施設事業

(一) ポスターの配付 五千枚

本年八月縣下中等學校生徒及小學校兒童より懸賞募集したる當選ポスターを二種類印刷したるものである。

(二) 活動寫眞講演會の開催

本使用週間中左記の通開催した。

期日	場所
十二月十六日	北甘樂郡富岡町
同 十七日	碓氷郡安中町
同 十八日	群馬郡澁川町
同 十九日	勢多郡大胡町
同 二十日	山田郡大間々町

三、市町村施設事業

(一) 講演會の開催

學校、男女青年團、實業團體、組合、工場等に於て夫々其の主長又は市町村長等に於て講演を爲すこと、尙其の際

一般民衆を参加せしむること
協議會の開催

主要市街地に於ては協議會を開催、左記事項に付攻究協
議の上實施すること

- (1) 店頭裝飾包装等に工夫を凝し、國産品使用獎勵の標
示を爲すこと
- (2) 自店販賣品たる國産品中、外國品に代用し得べき優
良品を陳列して縦覧に供すると共に、出來得る限り同
種外國品と對比陳列して國産品尊重の資に供すること
- (3) 各商店に於ける賣出廣告等には、努めて國産品使用
獎勵の意義を標示する様意匠を凝すこと

○千葉縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

千葉縣に於ては、曩に公私經濟千葉縣地方委員會に於て決
定せる實施要綱に基き、運動の實績を擧ぐるを企圖すると共
に、尙左の方針を定めて本運動の趣旨の徹底普及を計ること
にした。

一、縣の方針

- 十一月二十六日より三日間 印旛郡成田町新更會館
- 十二月 二 日より三日間 千葉市縣教育會館
- 十二月 九 日より三日間 安房郡鴨川町小學校

二、開催方法

主催者は千葉縣及開催地市町村及商工團の合同主催なるも
左記團體をして開催の任に當らしめたのであつた。

千葉縣國産品愛用獎勵協會

三、期間中の施設

- 1. 國産品愛用週間の設定
イ、十一月二十六日より三日間 印旛、香取、海上、匝
瑛各郡下
ロ、十二月二日より三日間 千葉市、千葉、東葛飾、市
原、君津各郡下
ハ、十二月九日より三日間 安房、夷隅、山武、長生各
郡下
 - 2. 國産品愛用大會の開催 (各會場毎に一日)
 - 3. 國産品愛用講演會の開催 (同)
 - 4. 國産品愛用活動寫眞會開催(同)
 - 5. 社會事業大會の開催 (同)
- 成田町、保育部大會
千葉市、教化救濟部大會
鴨川町、方面委員部大會

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (千葉縣)

- A. 知事、部長、其他有力なる學者、實際家等の講演をな
すこと
- B. 優良國産品展覽會を開催すること
- C. 活動寫眞會を開催すること
以上は樞要なる地方に巡回的に開催すること
- D. 國産愛用標語俚語等の懸賞募集をなすこと
- E. 各種教育機關をして學用品につき内外品につき調査指
導をなさしむること
- F. 主婦會、婦人會、處女會、婦人團體に於て國産品の愛
用決議をなさしむるやう指導すること
- G. 申合せ事項を定めしむること
a. 官公署等に於ては止むを得ざるもの、外絶対に外國
品を使用せざること
b. 官公吏は率先して國産品使用の申合をなし實行する
こと
c. 各種團體に於て適當に申合をなさしむること

第二、實施事項

一、國産品輸入品對比展覽會の開催

千葉縣に於ける國産品輸入品對比展覽會の開催概況は左の
通である。

一、期日及會場

四、宣傳方法

- 1. ポスターの配布
- 2. ビラの配布
- 3. 地方各新聞社に廣告
- 4. 各市町村、中小學校其他各種團體に通知案内等
- 5. 鐵道旅客割引證の發行
- 6. 開催地に於ける旅館割引證の發行
- 7. 開催地に於ける宣傳及其他
成田町、各商店の賣出及賣店經營附近各町村へ自動車に
てビラ配布、成田、銚子、佐原藝者の手踊餘興
千葉市、各商店の賣出し、及賣店經營
市制十週年祝賀式を舉行し旗行列及提灯行列等の開催
鴨川町、各商店福引賣出し、賣店經營
安房郡内へ假裝宣傳隊を派しビラを配布す鴨川藝者及
太神樂の餘興
東京朝日新聞社鴨川支局の活動寫眞開催

五、入場者調

會場	第一日	第二日	第三日	合計
成田會場	四、〇五二	七、三四一	八、九四七	三〇、三三九
千葉會場	五、八八二	一一、〇三三	一〇、一九九	二八、一〇四
鴨川會場	九、三四四	一三、三三五	一〇、五八八	三三、〇七七
合計	一九、一七六	三三、六七九	二九、六四四	八二、五〇〇

國産愛用運動概況

二、國産愛用週間の實施

本縣に於ては九月一日より三日間、左の計畫の許に實施したのである。

趣旨 一般民をして國民的精神の作興及國民經濟建直しに邁進せしめんが爲、大震災記念日をして國産愛用週間を設けし舶來品偏重の迷妄を一掃し國産愛用の美俗を涵養強調せんとなす

施設事項

- (一) 大震災 國産愛用週間
1. 期間 九月一日 二日 三日の三日間
- 2. 施設 市町村、各種學校、各種團體等は本運動の徹底を期する爲凡そ左記事項を實施すること
ポスター宣傳、記念講演會開催、其他適當と認むる事項
- 3. 申合事項の制定及厲行
市町村、各學校、各種團體等は國産愛用に關する申合事項を定め、團體的個人的に之を實行せしめ以て美俗の涵養を圖り効果を擧ぐるに遺憾なきを期すること
- (二) 國産愛用標語俚語懸賞募集 (別記)
- (三) 大震災 國産愛用講演會
1. 期間 九月一日より三日間之を實施す
- 2. 主催者 千葉縣及開催地町村合同主催

產品愛用の氣風を旺んにし、國內産業の振興を圖り、國際貸借關係の改善を促し、以て我國經濟力の充實發展に貢獻する所あらんとす。

二、國産品使用獎勵運動の機關

- 國産品使用獎勵運動を起すに當りては縣民の自覺助力に俟つに非ざれば効果を收め得ざるものなるを以て左記團體を動員して本運動の普及徹底を圖らんとす。
- (一) 茨城縣公私經濟緊縮委員會は本運動の中央機關として中央官廳と聯絡を執り本運動を統制し社會課並に商工水産課をして事務を主管せしめ縣下の國産品使用獎勵の徹底を圖ること
- (二) 市町村並に市町村公私經濟緊縮委員會は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に市町村民に對し國産品使用獎勵の趣旨を普及徹底せしめ且之が實行を期せしむること
- (三) 各學校は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に生徒兒童に對し國産品使用獎勵の趣旨を普及徹底せしむること
- (四) 官公衙、産業團體、銀行、會社、工場等は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に團體員、従業者等に對し國産品使用に對し國産品使用を獎勵せしむること
- (五) 教化團體、生活改善團體、消防組、男女青年團、婦人

第四章、各地方に於ける國産愛用運動の概況 (茨城縣)

- 3. 開催地及日時 安房郡千倉町朝夷小學校
九月一日 午後二時
東葛飾郡野田町興風會館 九月二日 同
長生郡茂原町茂原小學校 九月三日 同

○茨城縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

茨城縣に於ては六月二十日公私經濟緊縮委員會を開催し、左の通り本運動に關する要綱を決定した。

國産品使用獎勵運動要綱

一、國産品使用獎勵運動要旨

我國産業の振興、國産品の使用獎勵、内地市場の保護に依り我國産業の基礎を確立し、國際貸借を改善するは焦眉の急務なり。然るに今猶舶來品なるの故を以て之を尊重誇示する迷妄我國民の念頭を去らず、爲に輸入超過の趨勢を助長し國內産業の發展を阻害する等其の影響する所頗る大なるものあり。已に金輸出解禁が斷行せられ、經濟更生の一途に國民の努力を傾倒すべき時に當り、斯る弊風の存するを遺憾とし、本縣に於ては中央と呼應し、舶來品偏重の迷妄を打破し、國

團體、在郷軍人會等に在りては其團體員に對し國産品使用獎勵の趣旨を普及徹底せしむること

(六) 前各項以外の團體及篤志者等の活動を促すこと

(七) 國産品愛用週間設定、展覽會開催等の場合は特に産業團體、教化團體、婦人團體、新聞社等の協力を求むること

三、國産品使用獎勵運動に關する實行計畫

一、舶來品偏重の迷妄を打破し國産品愛用の觀念涵養に努むること

財界の不安沈滯甚しく、逐年輸入超過の状態に在る現下の我國に於て國産の振興並に國産品愛用、内地市場の保護に依り、我國産の基礎を確立し國際貸借關係を改善するは焦眉の急務なるに拘らず、今猶舶來品なるが故を以て之を尊重誇示するの迷妄の存するは最も遺憾とする所なるを以て斯る迷妄を打破し國産品愛用の觀念を涵養する爲に左の方法に依らんとす

(1) 縣告諭を發すること

(縣告諭を縣報に登載すると共に各新聞紙に掲載を依頼し廣く縣民に本運動の趣旨の普及徹底を圖る)

(2) 標語の懸賞募集をなすこと

(一般人並に學校生徒兒童より標語を募集せんとす。其の目的は單に優良なる標語を得んが爲に非ずして本運動に

對する一般の關心を喚起せんが爲なり)

- (3) 縣主催の講演會、活動映畫會を開催すること
(縣下二十箇市町村に縣主催の講演會並に活動映畫會を開催して趣旨の普及徹底を圖る豫定なるも從來の經驗に徴するに講演會のみにては參集者少なきを以て水戸市、土浦町、下館町の三ヶ市町に於ては獨立に講演會を開き中央より講師を招き他は講演會と活動映畫會を併せ開催せんとす。而して映畫會に用ふる「フィルム」は本省より貸與せらるゝ豫定なるも實行計畫遂行の便宜上之を購入せんとす。)

- (4) 市町村、産業團體、教化團體、生活改善團體、男女青年團、諸學校等をして講演會若くは活動映畫會を開催せしめ講師並に活動寫眞班の派遣又は斡旋をなすこと
(縣主催の講演會並に活動映畫會の外可成、市町村、産業團體等をして之を開催せしめ講師並に活動寫眞班の派遣若くは斡旋をなして趣旨の普及徹底を圖らんとす)
- (5) 各學校の職員をして生徒兒童に對し講話をなさしむると共に生徒兒童をして其の家庭に於て使用せらるゝ舶來品に付調査せしむること
(先入主なく純眞なる生徒兒童に舶來品偏重の迷妄を説

體等の實行項目中に國産品愛用の項目を加へ之が勵行に努めしむること

- 二、優良國産品を一般に知悉せしむること
單に國産品なるの故を以て濫りに購入するときは却つて公私の經濟を破壊する結果を生ずべく中流以下の家庭に於ては特に注意を要する所なり。且舶來品偏重の迷妄も多くは優良國産品の存在を了知せざることに基因する所多し、故に優良なる國産品を一般に知悉せしむる爲に左の方法を採らんとす。
- (1) 國産品舶來品の對比展覽會を開催すること
(本省に於ては舶來品と之に代り得べき優良國産品とを蒐集し隨時地方の展覽會等に貸與陳列せしむる企圖ある由なるを以て之が貸與を受け縣内三ヶ所に展覽會を開催し其の際優良縣産品の紹介陳列をも爲さんとす)
- (2) 國産品舶來品の對比目録又は優良國産品並に舶來品に代用若くは匹敵すべき國産品目録を作成し各官公衙、會社、銀行、工場、學校等に配布せんとす

三、國産品購入使用の勸誘

國産品愛用の啓蒙運動を起し次に優良國産品を一般に知悉せしめたるを以て更に國産品購入使用の勸誘を爲すを必要

- き、國産品愛用の觀念を鼓吹する効果は大にして且生徒兒童をして其の家庭に於て使用せらるゝ舶來品に付調査せしむることは本運動に付一層關心を喚起し、理解を深むるに効果ありと認む)
- (6) 新聞雜誌に記事掲載を依頼すること
- (7) ポスターの掲揚
(ポスターは本省より全國に配付せらるゝ豫定なるも、本縣に於ても之を作製し適當の箇所に掲揚し本運動に對する世人の注意を喚起せんとす)
- (8) パンフレットの配布
(パンフレットは本省より配付せらるゝ豫定なるも其の部數少き場合は増刷頒布せんとす)
- (9) ビラの配布

- (10) 國産品愛用週間の設定
(産業團體、教化團體、婦人團體、新聞社等と協力し本年度中二回適當の時期に國産品愛用週間を設け此の機會に國産品展覽會、講演會、活動映畫會の開催、宣傳ビラの配布、其の他の方法に依り本運動の趣旨を強調せんとす)
- (11) 各市町村に於ける公私經濟緊縮委員會並に生活改善團

と認むるを以て個人に對しては固より各種團體に對しては左の方法に依り之が勸誘を爲さんとす。

- (1) 各官公衙、會社、銀行、工場、學校等に於て出來得る限り國産品を購入使用する様勸誘すること
- (2) 特に舶來品を使用する必要な所に於ては必ず國産品を購入使用せしむること

(學用品の如きは殆んど舶來品を使用する必要なきを以て國産品を購入せしむるの方法を講ぜしめんとす)

- 四、國産品生産販賣業者の經濟道德を涵養すること
國産品使用奨励の運動を起すに於ては一面之を悪用し國産品を名とし品質粗悪なるものを生産し之を高價に賣りて巨利を博せんとする者出づるやも計り難きを以て努めて品質優良にして價格低廉なる國産を生産販賣し國産品愛用運動をして有終の美あらしむる様商工業者の自覺反省を促さんとす。

第二、實施事項

一、國産品輸入品對比展覽會の開催

本縣に於ける展覽會の開催概況は左の通である。

國産品輸入品對比展覽會概況

開催地	開 催 期 日	會 場	贊助團體	入場人員
水戸市	自十一月十一日午前九時 至十一月十三日午後四時	水戸商工會議所	水戸市水戸商工會議所	一六、四八
下館町	自十一月十五日午後一時 至十一月十七日午後四時	山丸蘭乾下館町下館	町商工會	一三、〇四六
土浦町	自十一月十九日午後六時 至十一月二十一日午後九時	豊島百貨店	土浦町土浦商工會	三六、〇六一

附 帶 施 設

- 一、開期中縣著名工産品展覽會を併催した。(出品點數 八三點)
 - 二、各開催地に於ては贊助の意味を以て國産品の共同大賣出及各種餘興を行つた爲入場者頗に多く陳列品の整頓に依り國産愛用觀念普及に相當効果を擧げた。
- 二、國産品愛用週間の實施
- 第一回愛用週間は八月二十八日より九月三日迄一週間とし、此の期間に於て縣に於ては告諭を發し、ポスターを各所に掲揚すると共にパンフレットの配布を爲し、又懸賞募集の國産愛用標語の當選發表を行ひ、更に水戸市外九箇所に於て講演會、並活動寫眞會を開催して、本運動の趣旨の宣傳に努めたのである。
- 而して各週間に配付した標語入りピラは左の通である。
- 國は日の本品は國産 (一般人の部一等當選)
- 國旗の下に國産品 (同 二等當選)

愛せよ國産伸び行く日本 (同 二等當選)

國産で澤山 (一般人の部 三等當選)

尊べ。國産 (同三等當選)

何はさておき國産愛用 (同三等當選)

君も國産か俺も國産 (同三等當選)

國民舉つて國産使へ (同三等當選)

斷然國産 (學校生徒の部 三等當選)

誇れ國産愧ぢよ舶來 (同三等當選)

國民こぞつて國産品 (同三等當選)

愛せよ國旗と國産品 (同三等當選)

御手にとるなら國産品 (同三等當選)

國産品愛用のすゝめ

我國には昔から無暗に舶來品を尊ぶ良くない癖があつて、その爲に外國に支拂はねばならぬ金高が莫大の額にのぼつて居るのであります。この悪い癖を止めない限り、我國は段々に貧乏になり、國內産業は發達せず永く借金國として残らねばなりません。

今日では我國の工業も相當に發達し、舶來品に劣らない品物が澤山出来る様になつたのでありますから。今後はお互に品物を買ふ時は、舶來品か國産品かをよく調べ、品質や値段の點で舶來品に劣らない品物がある時はそれを買ふ様にして下さい。それが平時に於ける何よりの國家に對する忠義であります。

昭和五年 茨城縣公私經濟緊縮委員會

- 國産品あるを忘るな (學校生徒の部一等當選)
- 國産品こそ國の礎 (同 二等當選)
- 國富は國産の礎で打出せ (同 二等當選)

〇 栃 木 縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

國産品愛用に關しては、曩に公私經濟緊縮運動に關する實行項目中に之れを掲げてあるので、之が趣旨の普及と實行の促進とに努めたのである。

第二、實施事項

- 一、國産品使用獎勵の要旨
1. 國産品使用の徹底を期すること
2. 外國品偏重の弊習を打破すること

備考

國産品、外國品の區別の標準

イ、國産品とは全部國産原料又は材料を以て我國内に於て製作せられたる物品又は一部若くは全部の外國原料或は材料を以て我國内に於て製作若は加工せら

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (栃木縣)

三、國産品使用獎勵の方法

1. 新聞、雜誌と連絡を圖り其の協力を求むること
2. 國産品の使用獎勵を強調する爲國産品愛用週間を設定し其の期間内に於ては講演會、活動寫眞會等を開催し趣旨の徹底を期すること

れたる物品にして其の原料又は材料の價格が製作價格の約七割以下を占むる物品を謂ふ

ロ、外國品とは前項以外の物品を謂ふ

二、國産品使用獎勵の機關

1. 縣は自ら國産品使用の實を擧げ公私經濟緊縮栃木地方委員會と共に國産品使用獎勵に當ること
2. 市町村は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に市町村民に對し之が趣旨を徹底せしめ其の實行を促すこと
3. 各學校は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に生徒兒童に對し趣旨を徹底せしめ學用品に付ては必ず國産品を使用せしむること
4. 産業に關する團體、銀行、會社、工場等は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に團體員、從業者等の關係者に對し之が實行を促すこと
5. 宗教團體、教化團體、消防組、在郷軍人分會、青年團體、婦人團體等の活動を促し國産品使用の趣旨を徹底せしむること

昭和五年度内に於ける週間を左の通定む

- 第一回 七月二十一日より二十七日まで七日間
- 第二回 九月一日より七日まで七日間
- 第三回 十二月十五日より二十一日まで七日間
- 3. 國産品と外國品との對比展覽會を開催すること
- 4. 本會主催を以て適宜講演會を開催する外各地方に於ける集會の機會を利用し又は地方の主催に對し講師を派遣すること
- 5. 主管省より輸入防止並國産品愛用に關する「フィルム」を借入れ適宜活動寫眞會を開催すること
- 6. 商工業團體と連絡し一般營業者に對し商品の取引並販賣に付國産品を慫慂し主要都市に於て國産品使用獎勵に關する店頭裝飾競技を實施すること
- 7. ポスター其他の資料を市町村學校團體等に配布すること
- 8. 郵便局に依頼し消印に國産愛用に關する標語を用ゆること

一、國産品輸入品對比展覽會開催狀況

十月二十八日より十一月六日に至る間に栃木町、宇都宮市に於て開催し、五萬五百〇二人の入場人員を挙げ本運動の効果を收めた。

開催期日	開催場所	入場人員	主催
十月二十八日	下都賀郡栃木町	二、七三	栃木縣、栃木町
同二十九日	第二尋常高等小學校	二、三〇	役場、栃木商工會議所
同三十日	學校	八、五〇	會議所
計		三、六〇	
十一月五日	宇都宮市宇都宮	八、三〇	栃木縣、宇都宮
同六日	商工會議所	一〇、七〇	市役所、宇都宮商工會議所
計		一八、九〇	
合計		五〇、五〇	

二、國産品使用に關する通牒

本縣に於ては、國産品使用の徹底を期するため、左記事項を通牒した。

- 一、物品の要求及購入に際しては原則として國産品を採用し左記場合に限り外國品を採用するも已むを得ざるものとす
- イ、領土内に生産せざる場合
- ロ、國産品の價格が著しく高價なる場合
- ハ、國産品の品質著しく劣り甚しく不便又は永久の不利益を通過した。

第二、實施事項

- 一、國産品使用獎勵の目標
 - (一) 外國品尊重の弊風打破
 - (二) 國産品愛用思想の徹底
- 二、國産品使用獎勵の機關
 - (一) 公私經濟緊縮奈良縣地方委員會
本委員會は國産品使用獎勵に關する計畫、宣傳、實行促進の方法を審議する機關たらしむること
 - (二) 市町村は其の公私經濟緊縮市町村委員會と協同の上自ら國産品使用の實を擧ぐると共に市町村民に對し國産品使用の趣旨を徹底せしめ其實行を期すること
- 三、國産品使用獎勵の方法
 - 中央と聯絡を執るは勿論、新聞、雜誌、篤志者、實業團體教化團體等の協力を求め或は聯携を保ちて左記の方法に依り之が實行を期せむとす
 - (一) 國産品愛用週間の設定 自十二月十三日 至十二月十九日
 - (二) ポスター、リーフレット等の配付
 - (三) 講演會、映畫會、協議會等の開催
 - (四) 國産品と輸入品との對比展覽會等の開設

自十二月十三日場所奈良縣商品陳列所
至十二月十九日

○奈良縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

國産品の使用獎勵に關しては、曩に本會公私經濟緊縮運動に關する計畫要綱の實行要目中に掲げて、之が趣旨の普及と實行の促進とに努めつゝある。

外國品輸入の現狀に徴するに、國産品にして外國品に優り又は比肩するもの多きに拘らず、之を輸入に俟ち爲に國內産業の發達を阻害せるもの尠なくない。今や經濟更正の一途に國民の努力を傾倒すべき時機に際し、一層國産品使用の氣風を旺にして國內産業の振興を圖り、國際貸借の改善に資するは正に刻下の急務である。

仍て本縣に於ても左記各項に依り、公私經濟の各方面に亘りて國産品の使用を獎勵してゐる。

國産愛用運動概況

- (五) 國産品愛用標語懸賞募集
- (六) 國産品愛用宣傳の店頭裝飾勸奨
- (七) 使用輸入品の品目等の調査
- (八) 國産品を輸入品に代用せし事例の調査
- (九) 縣市町村に於ても必要に應じ政府の會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付特例を設くること

〇三 重 縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

三重縣に於ては公私經濟緊縮委員會決定事項の國産愛用に關する趣旨を本運動の計畫要綱とし左の如き實施を見るに至つた。

第二、實施事項

- 一、縣に於て實施したる事項
 - 1. 諭告及依命通牒の布告
 - 2. 三重縣公報を以て別項の通り知事の諭告を發した
 - 3. 學務部長より依命通牒を發し極力之が強調に努めた
- 二、國産愛用に關する「宣傳ビラ」「メッセージ」を大阪毎日新聞社飛行機より投下せるを以て縣公報彙報欄に掲載

し一般に喚起せしめた。

二、展覽會の開催

週間前の九月十日より週週末日たる九月二十日まで宇治山田市三重縣商品陳列所に於て輸入品對比國産品展覽會を開催し、宮内省御貸下、帝室御用品を初めとし産業合理局貸付の輸入品對比國産品一千點、及縣特産の優秀なるものを特選し數千點を陳列し、一般人士並各中等學校小學校生徒等觀覽者無慮數萬人に及び頗る盛會を極め有意義なる催しとして好評裡に閉會を遂げた。

三、講演會

國産愛用運動週間中縣下十ヶ所に於て左記の日程により映画講演會を開催し、一層深く趣旨の徹底に努めたが各所とも非常なる盛會を以て始終し、聽衆に多大の肝銘を與へた。

講演會開催地日程其他

月 日	會 場	聽 衆
昭和五年九月十一日	飯南郡松阪町第一尋常小學校講堂	一千名
同 月 十二日	宇治山田市公會堂	七百名
同 月 十三日	阿山郡上野町女子小學校講堂	六百名
同 月 十四日	四日市高等女學校講堂	一千名

同 月 十五日	同 月 十六日	同 月 十七日	同 月 十八日	同 月 十九日	同 月 二十日	計
三重郡富田町尋常小學校講堂	桑名郡桑名町男子小學校講堂	鈴鹿郡龜山町男子小學校講堂	河藝郡神戸町神戸劇場	津市公會堂	志摩郡鳥羽町立女學校講堂	八千二百名
壹千名	壹千名	八百名	七百名	六百名	八百名	八千二百名

四、國産愛用週間宣傳事項

- 1. 期間 自昭和五年九月十四日至同年九月二十日
- 2. 國産愛用旗の頒布
 - 日の丸小旗に國産愛用を型の如く明示したる一萬六百六十三枚を縣下各女子中等校に送付し、調製の上縣下の市、町の各商店の店頭、或は陳列棚に掲揚せしめ、奨励と愛用の觀念培養に努めしめた。
- 3. ポスターの配布 (三種)
 - 別記のポスター三種各一萬枚を作製せしめ縣下全般及汽車、電車は各驛、停留場等に配布し、奨励愛用を強調した。
- 4. 縣文書課及郵便局に依囑し、週間中の收發書類へ「スタンプ」を押捺せしめた。

二、縣下市町村に於ける實施事項

- 一、青年團、青年訓練所生徒、婦人會等に於ては訓話を行ひ之が趣旨の徹底を期した 三百餘
- 二、中等學校、小學校に於ける同上事項 五百校
- 三、小學校生徒に「ポスター」圖案、標語等を考案作製せしめ觀念の喚起、認識に努めたるもの 縣下を通じ大約 百三十校
- 四、ポスター、リーフレットを作製し、或は公私經濟緊縮圖表より各地適當のものを描出擴大して管内各所へ配付、貼したる市町村數は殆んど縣下一般を通じて行はれた
- 五、自治體單獨に通俗講演會を開催し 共勵に努めたるもの約 二十數ヶ所
- 六、國産愛用巡回家庭講座を村内一週間 各字を行ひたるもの一ヶ所(阿山郡玉瀧村)
- 七、市町村會議員及町村有力者會合、愛用運動の徹底的實行を期したるもの四ヶ所

國産愛用に關する三重縣諭告

輓近我國財界の不況は日を逐ひて益々深刻となり、金融の硬塞と産業の沈滞とは、相俟つて國民生活を脅し、人心漸く

不安を加へんとす。政府は此の難局を打開せむが爲に、普く全國民に訴へて、大に公私經濟の緊縮を促し、尋て金輸出解禁を斷行して、對外貿易上の一大障礙を打破し、以て國際貸借の均衡と國民經濟の革新に資する所ありたり。此の國際貸借は須らく協戮一致大に國產を振興して、内は國民の生業を豊にして生活の安定を圖り、外は貿易の進出に努めて國際貸借の改善を期せざるべからず。

惟ふに國民經濟の基礎を確立し、國力の増進を期するは、國產の振興より急なるはなく、國產振興の本は國民舉つて國產を愛用するに在り。是を以て歐米各國孰れも關稅の障壁を高くし、極力國民に奨めて國產品の愛用を促し、以て益々産業の振興を圖らむとす。然るに我國は維新以來文物制度多く歐米諸國の先蹤を趁ひ、外尊内卑の弊習深く人心に浸漸し、好んで價格不廉なる外國品を求めて得々たるもの尠しとせず。今や國內産業は曩年の世界戰亂以來長足の進歩發達を遂げ、外國品に比して、品質價格共に何等遜色なき優良品の多數生産せらるゝに拘らず、今猶ほ舶來品の名に憧れて、濫りに國產品を蔑視せんとする傾向あるは實に國民の品位を冒瀆するのみならず、我國商工業の發展を阻害し、累を國運の興隆に及ぼすものと謂はざるべからず。

斯の如くして我對外貿易は年々輸入超過に次々に輸入超過を以てし、大正八年以來十一箇年の輸入超過額は實に四拾四

億圓に上り、一箇年平均四億圓の正貨を外國に吸收せられつあり。就中現在國產品を以て代用し得べき輸入品の總價額は昭和四年度に於て六億六千八百萬圓に達せり。而して昨年度の輸入超過額は壹億六千七百萬圓にして、若し前掲六億數千萬圓の輸入品を全部國產品に代ふるときは、假令之に要する原料品の輸入額を加算するも、猶ほ優に輸出入の均衡を保持し得て餘あるのみならず、現在の失業者の生活を緩和し、經濟界不況の難局を打開するに効果著しきものあるを疑はざるなり。

更に翻つて昭和四年度に於ける縣内輸入品購入狀況を見るに、縣費、市町村費、市町村産業組合等に於て購入したる外國品のみにても、其の總額既に七百萬圓を超過せるもの、如く、又縣廳員及中等學校職員生徒の家庭一萬六千三百餘戶に就て調査するに、同年度中の輸入品購入額は實に參百八拾萬圓に達す。若し夫れ縣下全般に亘る公私の經濟を通じて之を觀れば、其の額實に驚くべきものあらん。

今や我國財政經濟は本年劈頭の金輸出解禁を一轉機として國民經濟甦生の一路に國民の總努力を傾注すべき秋に際し、縣は三市商工會議所及縣下商工聯合會と共に本月十日より十一日間宇治山田市に於て國產品舶來品對比展覽會を開き、優良なる國產品の斷じて輸入品に譲らざる所以を具體的に明示すると共に、本月十四日より二十日までを國產愛用週間と爲

し講演に、活動寫眞に、學校訓話に、あらゆる方途を盡して國產愛用獎勵の運動を起して、多年浸漸せる外國品崇拜の迷妄を打破し、以て國產の振興、國富の増進を資け、國民の經濟の確立、國民生活の安定に貢獻する所あらむとす。希くば縣民各位其の旨を諒し、一致協戮誓つて本運動の實效を期する上に萬遺算なからむことを。

昭和五年九月十四日

三重縣知事 市村慶三

國產の名譽のために
粗製品を驅逐せよ
三重縣

○愛知縣

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

愛知縣に於ては、公私經濟緊縮委員會の趣旨に基き、國產愛用運動に關する計畫要綱を次の通り決定、趣旨の普及徹底を計つたのである。

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (愛知縣)

國產品使用獎勵計畫

- 一、産業、貿易に關する主管省と密接なる聯絡の下に舶來品偏重の迷妄を打破し國產品愛用の觀念を普及徹底せしむること
- 二、實業團體、教化團體、婦人團體、新聞雜誌等と協力して左記事項を參酌し適切有效なる施設を講ずること
- イ、國產品愛用に關する講演會、講習會、協議會等を開催すること
- ロ、國產品愛用週間を設定すること
- ハ、國產品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと
- ニ、公私經濟緊縮に關する申合、規約等には必ず國產品愛用に關する事項を加へ其の勵行に務めしむること
- ホ、優良國產品並に外國品に代用若は匹敵し得べき品名を中央と連絡して可成具體的に調査し又は國產品愛用の實行事例を蒐集して其の結果を廣く發表すること
- ヘ、國產品愛用に關する標語、ポスター其の他の資料を市町村役場、青年團、町會其の他の掲示板告知場等に掲載すること
- 三、各種の學校教育に於て一層國產愛用の觀念を涵養し特に小學校兒童の學用品に付ては必ず國產品を使用せしむること

四、道府縣市町村に於ても必要に應じ政府の國産品奨励の爲の會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付特例を設くること

第二、實施事項

本縣に於ては、六月二十日公私經濟緊縮愛知地方委員會を開催し、右計畫要綱を決定した。その實施事項を示せば

一、國産愛用に關する申合

(1) 本廳員の申合

國産品愛用の運動に先だち本縣廳に奉職するものをして卒先國産品の愛用を勵行し、其の範を示さしむため部長會議を招集し其の方法を協議し申合を爲すこととし各課毎に之が取纏を爲し六月六日其の成立を見たり

(2) 國産愛用に關する申合の勸奨

イ、管内市町村長、本縣所屬各廠、學校に對し別記寫第二號の通り通牒を發し同種申合を爲す様勸奨せり
ロ、縣下の主なる會社、銀行、工場、團體長約六千名に對し別記寫第三號の通り依頼狀を發し前同様之が勸奨を爲せり

二、講演資料の配付に關する件

管内市町村長に對し委員會に於て決定したる「國産使用奨励に關する計畫要綱」を添付し、夫々適切有效なる計畫を

樹立し、本運動の趣旨の徹底に萬遺憾なきを期せらるゝ様通牒を發し併て左記資料を送付した
又縣下各學校長、青年訓練所主事に對し左記資料を送付すると共に其の兒童、生徒を通じ各家庭に趣旨の徹底を計らしむると共に保護者就中母姉會を開催し、講話と共に國産愛用の申合を爲さしむることとし、別記寫第五號の依命通牒を發した

記

一、國産品使用奨励に關する資料

一、國産品の愛用奨励に就て(勝部商工書記官述)

一、國産の振興(江木翼著)

一、本縣並管内市町村輸入品調書

一、對照展覽會解説書(本縣作製配布済)

三、國産奨励講演會の件

六月二十八日縣會議事堂に於て依商工大臣を迎へ國産奨励大講演會を開催した。參會せるもの二千餘名(公私經濟緊縮愛知地方委員會委員四三人縣市會議員五七人(官公吏並各種學校職員)五三五人會社工場代表者五七八人其の他八〇〇人)何れも眞摯熱心に聽講し滿場一致左記決議を爲して閉會した

決議

現時に於ける我國經濟界の窮狀を打開し國民生活の安定を期するの策多々あるべしと雖宜しく國産品を愛用して産業

の振興を圖り外は國際貸借を改善し内は國內經濟の整備充實に資するを刻下の急務と信ず茲に於て吾人は誓て國民多年の弊風たる外國品偏重の陋習を打破し協力一致國産品の愛用を實行して輸入の防遏を圖り以て國民經濟建直しの大業を完成せんことを期す

昭和五年六月二十八日

四、國産使用奨励の爲の縣會計規則の特例に關する件

別記寫第六號の通り國産品使用奨励の爲必要あるときに限り指名競争に附し又は隨意契約に依ることを得るの特例を設定したり

一、國産品愛用普及徹底に關する通牒

縣下各學校及各青年訓練所に對し、國産品愛用普及徹底を期するため次の如き通牒を發した。

曩に通牒の次第も有之國産品愛用に關しては既に十分御留意相成居候事とは存じ候得共尙其の徹底を必要と被存候條此際貴職に於て兒童、生徒に對し我國民經濟の現況に鑑み特に國産品愛用の緊要なる所以を篤と訓話し且最も適切有效なる方法に依り兒童、生徒を通じ各家庭に對して其の趣旨の普及徹底方に關し最善の御努力相煩度候
尙此際學年別等適當なる區分により保護者就中母姉等の婦人を漏なく招集して國産品愛用の緊要なる所以を講話しよく其の趣旨を理解せしむるのみならず進んで今後兒童、生

徒の學用品に外國品を使用せざるは勿論各家庭に於ても總て國産品を使用すべきことを嚴に申合せしめ之が實行方にしては不斷充分の御盡力相煩度依命此段及通牒候也

二、國産愛用週間の實施

一、設定週間

昭和五年度第一回週間 自九月一日至七日

一、實施事項

(イ) 通牒

市町村、學校、青年訓練所に對し國産愛用趣旨徹底に關し講演、訓話等に努め亦適當なる施設を講ずる様通牒す

(ロ) 講演並活動寫眞會

本縣職員、公私經濟緊縮愛知地方委員會委員を講師とし之に社會課活動寫眞班二班を組織し國産愛用映畫「愛すればこそ」四卷「悦びの日近し」四卷等を配して開催せる標記の件左の通り

開催月日	開催地	参加人員
九月一日	知多郡常滑村	二、〇〇〇
同	愛知郡下之一色町	九〇〇
九月二日	中島郡稻澤町	三、〇〇〇
同	額田郡岩津町	一、五〇〇
九月三日	寶飯郡豊川町	二、〇〇〇
同	葉栗郡木曾川町	一、一〇〇

國產愛用運動概況

九月四日	渥美郡 田原町	二、〇〇〇
同	西春日井郡 新川町	三〇〇
九月五日	八名郡 大野町	一、〇〇〇
同	東春日井郡 勝川町	八〇〇
九月六日	碧海郡 安城町	一、五〇〇
同	北設楽郡 本郷町	七〇〇
九月七日	東加茂郡 足助町	八〇〇
同	西加茂郡 猿投村	九〇〇

(ハ) ラヂオ放送

週間第一日に於て中央放送局に於て左の通放送した

一、國產愛用に就て

愛知縣社會教育主事 相京 伴 信

一、國產愛用と家庭生活に就て

愛知縣商品陳列所長 菅原 省 三

(ニ) 懸賞募集

一般の注意を喚起すると参考資料を蒐集する目的に依り國產品愛用に關する標語實例並週間中に於ける日誌の懸賞募集を發表した

締切期日

標語 昭和五年八月二十五日

實例日誌 昭和六年一月二十日

標語應募數二、三一七通 内入賞左の通

一等 斷然國產

二等 國產に限る家憲を一箇條

同 チョット買物オット國產

三等 國產愛用輝く日本

同 油斷なざるな舶來品は黄金を啄む渡り鳥

同 日本人なら日本品

(ホ) 其他

縣下各官公衙、各市商工會議所、各郡(町村)商工會、教化各團體、男女青年團、在郷軍人會等に對して依頼狀を發して之が賛同を求め尙特に各市商工會議所及各郡(町村)商工會に於ては關係商工業者と協議の上適當なる計畫實施のことにした

殊に名古屋市中區南大津町株式會社松坂屋は週間中「國產品輸入品對照展覽會」を開催した

一、宣傳方法

(イ) ポスター

一般宣傳用のもの五、〇〇〇枚を縣下一圓に配付し又電車及乗合自動車の内外に掲示用七〇〇枚を印刷配布した

(ロ) マーク

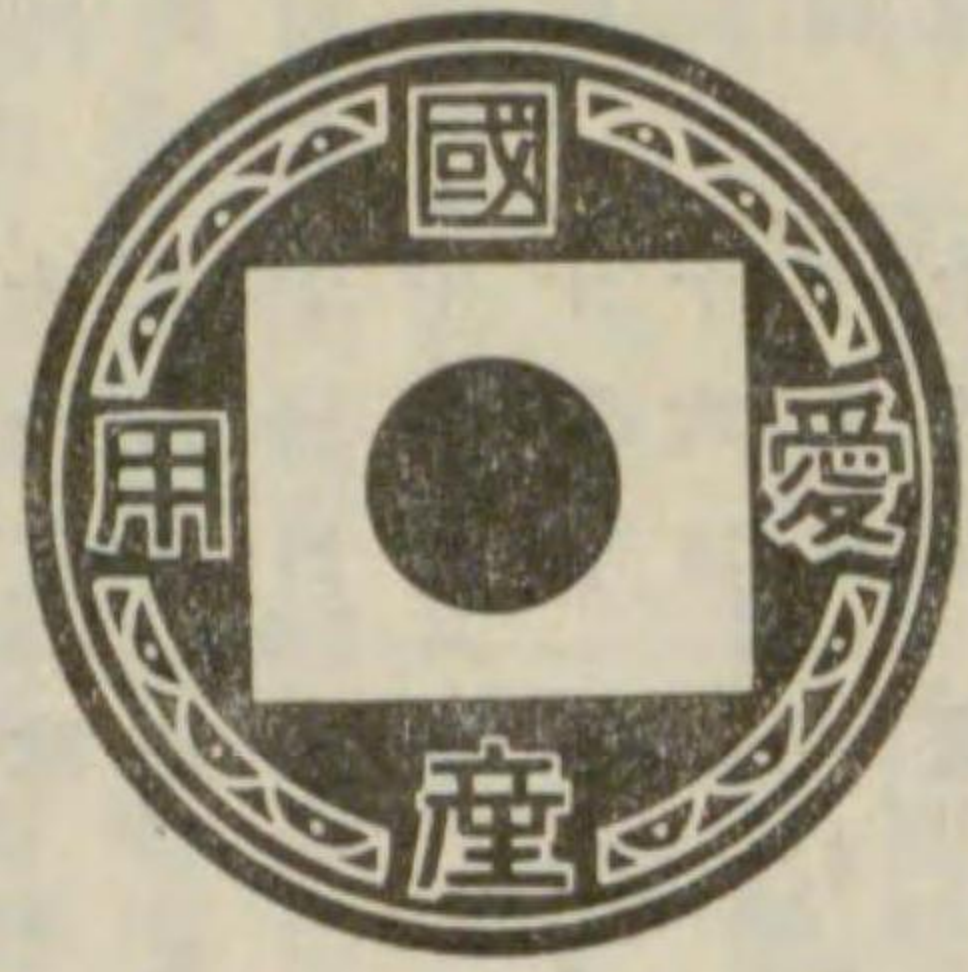
優美なる意匠圖案に國產愛用の文字を配したる直徑一寸五分の小形紙製マーク五五〇、〇〇〇枚を印刷し縣内全戸に洩れなく配付した

(ハ) 新聞雜誌

縣下日刊新聞及廳内に於て發行する各雜誌に宣傳週間及其前後に於て關係記事寫眞等の掲載を依頼した

(ニ) 商店街及百貨店々頭裝飾

名古屋商工會議所に依頼し名古屋市内商店街及百貨店に於て本趣旨に因める店頭裝飾を行つた



國產愛用宣傳マーク

(愛知縣)

三、内外品對照展覽會の開催

(一) 會期及會場

昭和五年十月十日より同月十九日迄十日間毎日午前九時より午後四時迄名古屋市鶴舞公園内美術館に於て、愛知國產振興會及公私經濟緊縮愛知地方委員會共同主催の下に開催した

(二) 出品並陳列

出品物は御用國產品七十三點を初とし、其の他一般對比見本品出品人員及點數左の通

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (愛知縣)

商工省選定對比見本	二二二人	一、四五〇點
大阪府工業獎勵館對比見本	二一五人	三、〇六三點
本會勸誘出品物	一五〇人	六五一點
計	五七七人	五、一六四點

南館に御用國產品及商工省選定對比見本を、北館に大阪府工業獎勵館選定對比見本及本縣選定ものを陳列し、陳列は總て價格を附し、國產品と輸入品と對照展示し、各品種毎に輸出入の統計及概評を附した

(三) 内外品鑑別懸賞

本會開催の宣傳に資すると共に内外品鑑別思想普及並國產品愛用の精神を振作せんが爲、會場内に投票所を設備し、同品種の内外類を展示して鑑別投票せしめた

右投票は毎日締切を爲し、翌日の新聞に當籤者を發表して大いに好成績を挙げた

會期中に出題したる品目及投票數後記の通り

(四) 入場者

會期中の入場人員左の通である	一〇、九二六名
十月十日	七、五〇九
同 十一日	八、五四八
同 十二日	三、六二四
同 十三日	二、八四六
同 十四日	

國産愛用運動概況

同	十五日	二、五九一
同	十六日	二、七六六
同	十七日	三、二一〇
同	十八日	二、三二七
同	十九日	三、二七一
計		四七、六〇八

内外品鑑別懸賞投票數

月	日	品	種	總數	正解者
十月	十日	手	袋	七五八	四三三
同	十一日	靴	ク	一、〇三六	七三〇
同	十二日	目	計	六五〇	三三四
同	十三日	石	輪	一、〇九六	八八九
同	十四日	帽	子	八〇四	三七六
同	十五日	ネ	イ	七三三	五五二
同	十六日	水	枕	一、〇三八	八二八
同	十七日	メ	シ	八七三	七六六
同	十八日	萬	筆	八四三	六三四
計				七、八二八	五、四九〇

四、國産品の使用獎勵に關する會計規則の特例設定

別項の如く本年六月二十七日の縣令を以て國産品使用獎勵のための愛知縣會計規則に特例を設けた。

記

國産品使用獎勵の爲の愛知縣會計規則の特例に關する件左の通定む

昭和五年六月二十七日

愛知縣知事 岡 正 雄

第一條 國産品使用獎勵ノ爲必要アル場合ニ於テハ當分ノ内縣經濟ヲ以テ買入ルル物品ニ付國産品タルコトヲ指定シ又ハ其ノ請負ヲ爲サシムル工事若ハ製造ノ材料ノ全部若ハ一部ニ付國産品ヲ使用スヘキコトヲ指定シテ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ契約ヲ爲ス場合ニ於テハ愛知縣會計規則中契約ニ關スル規定ニ拘ラス必要アルトキハ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 靜 岡 縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

靜岡縣に於ては、本運動に關する計畫要綱を次の通り決定し、趣旨の普及徹底を計つたのである。

一、趣旨の普及徹底

- (1) 國産品輸入品對比展覽會開設(既に縣下二三ヶ所に開設)
- (2) 趣旨の普及徹底に關しては實業團體、教化團體、男女青年團、婦人團體其の他の團體新聞雜誌等と密接なる聯絡を保ち協力して國産品の愛用勵行を促進すること

- (3) 講演會開設及講師派遣
- (4) 活動寫眞の巡回映寫
- (5) ポスター標語の懸賞募集
- (6) ポスター、パンフレット其他印刷物の配布
- (7) 學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し國民的永久的教育的たらしむること

二、興國運動國産品愛用週間の設定

昭和五年第一回興國運動國産品愛用週間

- (1) 期日 九月一日より九月七日迄 七日間
- (2) 強調事項

(イ) 九月一日は關東大震災記念日に相當するを以て當時の追憶反省を促し非常時に對する用意の觀念を涵養すること

- (ロ) 國産品愛用の觀念を養成し其の實行を勸奨すること
- (ハ) 實施事項

(イ) 講演會、活動寫眞會を開催し又は印刷物を配布すること

- (ロ) 協議會を開き國産品愛用生活合理化に關する實行方法を協定し實行を期すること

昭和五年第二回興國運動國産品愛用週間

中央教化團體聯合會主催にて全國一齊に實施する教化強調運動と相俟つて各方面聯絡提携して趣旨の普及實行に努むること

- (1) 期日 十月三十日より十一月五日迄 七日間
- (2) 強調事項

(イ) 十月三十日は教育勅語發四週年記念日に相當するを以て教育勅語の御趣旨に基き我國民道德の眞髓を高調すること

(ロ) 十一月三日明治節當日は明治天皇の御聖德を顯揚し君民一體の本義を明かにすること

(ハ) 質實剛健の氣風を涵養し特に國産品愛用の觀念を養ひ其の實行を勸奨すること

- (3) 實施事項

(イ) 勅語奉讀式を行ふこと
(ロ) 御聖德に關する訓話、講演會を開催すること
(ハ) 國産品愛用産業合理化生活合理化に關する講演會を開催すること

(ニ) 協議會を催し行幸記念事業の一として市町村教化委員會の設置及國産品愛用に關する實行方法につき協定

し其の實行を舉ぐる事

三、國産品使用獎勵に關する調査

商工省、社會局、其他關係各方面と聯絡をとり左の事項を調査し本運動の徹底を期すること

- (1) 縣下に於ける舶來品使用状況を調査すること
- (2) 前項の輸入品に代るべき國産品につき調査すること
- (3) 縣下に生産する優良國産品を調査して一般に紹介し殊に縣民より使用を獎勵すること

四、縣民の創造的氣風を作興し發明發見を獎勵すること

五、國産品愛用實行獎勵

- (1) 四市及主なる町村に於ては商工會議所、商工會、會社、工場、關係商店等の協議會を開くこと
- (2) 四市其他樞要の地に國産品販賣會の設置を獎勵すること
- (3) 國産品愛用實行事例を募集し之れを一般に紹介すること
- (4) 官公署、會社、工場、醫院等に於ては止むを得ざるものを除き國産品使用を勵行すること
- (5) 各學校に於ける學用品は國産品使用を勵行すること
- (6) 家庭に於ける生活用品は努めて國産品使用を勵行すること
- (7) 舶來品に代るべき同種の生産をなす會社工場關係者の

協議會を開き其の愛用獎勵方につき協議すること

- (8) 主務省に於て國産品と舶來品の比較調査をせらるゝ答なるを以て之により優良國産品を紹介し一般に周知方につき適切な方法を講ずること
- (9) 各種團體、學校官公署、會社、工場等に於ては國産品愛用實行方につき協議し申合事項を定めて勵行すること

六、縣に於て此際實施せむとする事項

- (1) 國産品愛用促進協議會を開催し本運動の根本方針を定め全縣民の實行を促すこと
- (2) 商工關係者の協議會を開催すること
- (3) 婦人生活研究委員會を組織し之を中心とし一般家庭生活の合理化と國産品愛用の普及徹底を圖ること
- (4) 教化團體を始め各團體と聯絡をとり之が促進を圖ること

第二、實施事項

一、國産愛用に關する婦人運動團體協定事項

國産愛用運動の趣旨と實效を收むるため縣下婦人協議會を開催し、次の如き實行事項を協議決定した。

- (一) 國産品愛用獎勵に關する件
 - 一、婦人團體の施設すべき適切な事項並に之れが獎勵方法

- (二) 家庭生活上國産品使用の必要ありと認むる品目
婦人の運動に依り國産品愛用の實行を促進すべき適當なる方法
- (三) 靜岡縣婦人生活研究會としての實行申合事項
- (四) 靜岡縣婦人生活研究會設置の件

二、靜岡縣婦人生活研究會設置の件

- (一) 規程の協定
- (二) 希望事項

三、第二回靜岡縣聯合婦人大會開催準備の件

- (一) 時期日數
- (二) 會場地
- (三) 會同者
- (四) 方法

イ、設備

ロ、協議事項

ハ、婦人會施設報告

ニ、講演(講師、講演事項)

ホ、其他の事項

四、靜岡縣婦人生活研究會員の實行申合事項

- (一) 紅茶、煉乳、ハム、バター、其他飲食料品等使用の場合國産品とすること
- (二) 衣類各種裝身具、時計等を購入する場合は國産品を以てすること

(三) 家庭用具、化粧用品、其他日用品使用は國産品たること

- (四) 家庭に於ける子女の教育上國産愛用の精神涵養に留意すること

二、國産愛用週間の實施

本縣實施計畫に基き八月二十五日縣下靜岡、濱松、沼津、清水の四市當局並に四市商工會議所代表者其他商工關係者の協議會を開催し、九月一日より實施する第一回十月三十日より實施の第二回國産愛用獎勵週間に於て實施すべき事項につき左の如き協定を爲し實行に就いた。

第一回及第二回國産愛用週年中實施事項

一、國産品愛用週間に於て四市共に國産獎勵宣傳賣出しを實施すること

二、各市内に於ける舶來品を蒐集陳列し一般に觀覽せしむる方法を講ずること

三、國産品愛用週間中四市商工會議所に於て其の市内に於て販賣せらるゝ舶來品の品目並取引の状況を調査し縣に報告すること

四、日常生活に必要な左記品目を購入する場合は國産品を使用する様市町村各種團體會社工場に於て申合せ實行する様縣より市町村長に照會方取扱ひありたきこと

洋服、時計、帽子、化粧品、罐詰類、洋酒類、煙草、紅茶

國産愛用運動概況

ミルク、バター、毛糸、万年筆、鉛筆
其他地方の實情により必要なる品目

(イ) 第一回國産品愛用週間

自九月一日 至同七日

本運動をして舉縣一致眞に其の實效を擧げしむる爲市町村長、小學校長、中等學校長、警察署長に對し曩に樹立せる「靜岡縣國産品愛用獎勵計畫」に準據し夫々地方の實情に即したる有效適切なる施設を計畫實施し趣旨の徹底實現に努むる様通牒を發した。

今週間に於ける本縣實施事項及縣下の概況を擧ぐれば左の通りである。

一、縣實施事項

(一) 講演會 (付活動寫眞會)
九月四、五、六日三日間

(二) 外國品使用狀況調査

國産品愛用の趣旨徹底に資する爲縣内主たる會社、工場、銀行中等以上家庭、大旅館、大料理店等に於ける外國品使用狀況調査

(三) ポスター募集

國産品愛用の趣旨を強調するに資する爲ポスターを懸賞募集す

(四) 其他

第一回及二回週間の實效を擧ぐる爲開催されたる協議會を擧ぐれば左の通り

1. 縣廳關係課長協議會 七月十六日
2. 縣下重立者協議會 七月三十日
3. 婦人重立者協議會 八月七日
4. 縣下商工會議所協議會 八月二十五日
5. 及四市勸業課長協議會 九月一日
- 及四市勸業課長協議會
- 及四市勸業課長協議會

二、市町村、學校實施事項

(イ) 市町村

イ、講演會、活動寫眞會開催

ロ、ポスター小冊子配付

ハ、市町村重立者協議會開催

ニ、國産愛用に關する諭告を發布

ホ、外國品使用狀況調査

ヘ、國産品愛用申合事項決議

ト、婦人協議會開催

チ、其他男女青年團、消防組、軍人會、青年訓練所等

聯合して趣旨の普及徹底に努む

(ロ) 學校 (中、小學校其他)

イ、講演會開催

ロ、ポスター標語募集

ハ、國産品愛用の意味に於ける學用品調査點檢

- ニ、學用品購買部整理
- ホ、職員申合實行事項
- ヘ、綿服着用獎勵
- ト、生徒及家庭に於ける外國品使用狀況調査
- チ、日用輸入品の調査印刷物送付
- リ、反省を促す趣旨に即する外國品展覽會開催
- ヌ、國産品愛用に資する爲の生徒製作廢物利用展覽會開催
- ル、優良國産品創造能力養成

(ロ) 國産愛用獎勵ポスターの配付

十月三十日より十一月五日に至る第二回國産愛用週間の實施に當り、本縣に於て懸賞募集したポスターの内優秀なるもの左記三種を調製し縣下各方面に配布した。

一家揃つて國産品 (一等當選)

國産愛用 (二等當選)

國産愛用は家庭から (同)

三、國産品對比展覽會の概況

國産獎勵の趣旨を一般に理解せしむるため、昭和五年三月十六日より同四月五日に亘り、縣下靜岡、濱松、沼津の三市に國産品、輸入品對比展覽會を開催した。

1. 出品點數

出品總點數は三千〇二二點にして、その内譯を示せば

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (山梨縣)

食糧品	三七四點
染織品	三六一點
化學製品	一、二六五點
製作工業品	九六四點
機械及工具	五八點

2. 觀覽人

靜岡、濱松、沼津の三市を通じ一般觀覽人は六萬六千二百七十九人を示した。

○山梨縣

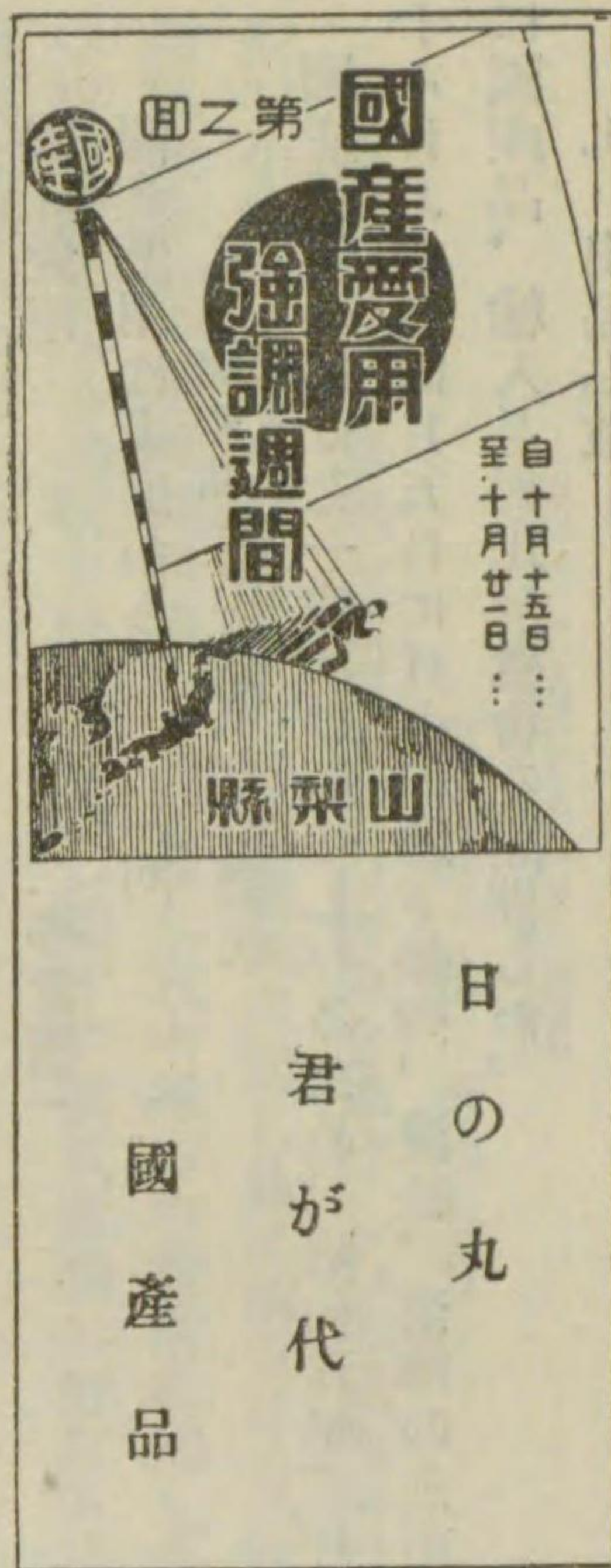
第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

本縣にありては、公私經濟緊縮委員會決定の計畫に基き、國産愛用に關する項目の趣旨實行の促進に努めつゝある。

第二、實施事項

- 一、國産愛用強調週間の施行
- (イ) 九月二十日より四十日間、甲府市に於て國産愛用甲府勸業博覽會を開催した
- (ロ) 十月十五日より二十一日迄を第二回強調週間とし、各市町村中小學校その他各種團體に對し、地方の事情に應じ適

切なる計畫を樹て、趣旨の徹底を計る様通牒した。



(ハ) 懸賞募集したる標語のポスターを選定し、各方面に配布した。

ポスター 二千枚
ビラ 六萬枚

(ニ) 週間中、國産愛用の映畫會を次の日割に於て、各村に施行した。

種別	主催者	開催地	開催月日	概況
映畫會(國産愛用)	山梨縣	中巨摩郡百田村	十五日	入場者一級五百人
同	同	東山梨縣八幡村	十六日	同 五百人
同	同	東八代郡豊富村	十七日	同 二千人
同	同	西山梨郡山城村	十八日	同 千人
同	同	北巨摩郡安都玉村	十九日	同 三千人

- 二、國産愛用獎勵當選標語
- 一等 日の丸君が代國産品
 - 二等 針一本も國産を
 - 同 國産を誇れ
 - 三等 家には國旗と國産品
 - 同 國産第一
 - 同 明るい日本輝く國産
 - 選外 佳作

今日も尙國産品
必ず國産
國産愛用富國の基
今は國産時代
愛せば伸びる國産品
使へ國産、防げよ輸入
國産興國、舶來亡國
國産買ふ家明るい家庭
醒めよ國民、愛せよ國産
愛せよ國産國の爲

○滋賀縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

- (一) 國産品愛用獎勵の要旨
- (二) 外國品偏重の弊習打破
- (三) 國産品の生産改良の助長、普及
- (一) 市町村は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に市町村民に對し國産品愛用の趣旨を普及徹底せしめ且つ之が實行を期せしむること
- (二) 各學校は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に生徒兒童に對し特別に又科目を通じて國産品愛用の趣旨を普及徹底せしめ尙學用品に付ては必ず國産品を使用せしむるの外特に女子教育に於ては日常生活必需品に對する品質及實價の鑑識力養成に努むること
- (三) 産業に關する團體、銀行、會社、工場等は自ら國産品使用並生産改良の實を擧ぐると共に團體員従業員等との關係部に對し國産品の愛用を獎勵し之が實行を期せしむること
- (四) 教化團體は國産品愛用の趣旨普及徹底に努むること
- (五) 婦人團體、在郷軍人分會、青年團體等に在りては其の團體

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (滋賀縣)

- (一) 體員に對して國産品愛用の趣旨を普及徹底せしむること
- (二) 前各項の外苟も社會の指導的地位にある各團體、篤志者等の活動を促すこと
- (三) 國産品愛用獎勵の方法
- (四) 中央と連絡を執り主として左記方法に依り國産品愛用の獎勵及之が實行を期するものとす。
- (一) 新聞雜誌等と連絡を圖り其の協力を求めること
- (二) 國産品愛用日(週間)を設定すること
- (三) 國産品使用に關する講演會、講習會、活動寫眞會、協議會を開催すること
- (四) 國産品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと
- (五) 國産品の品質向上生産増加の促進を圖ること
- (六) 國産品愛用に關する俗諺實行事例等を蒐集し其の結果をパンフレット其の他適當の方法に依り廣く發表し一層強調を圖ること
- (七) 國産品愛用に關する標語ポスター、其の他の資料を適當の場所に掲載すること
- (八) 公私經濟緊縮に關する申合規約等には必ず國産品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること
- (九) 國産品愛用獎勵に關する市町村其の他團體主催の講演會講習會等に對しては講師を派遣すること

四、國産品愛用の實行方法

政府に於て決定したる左記方針に基き本縣調査の結果を参酌して之を具體化する事

- (一) 昭和二年法律第四十一號「國産獎勵の爲め會計法の特例に關する法律」を制定し國産品を優先購入し得るの途を開き其の國産品の種目は國産振興の委員會に諮問して大藏大臣之を定むることとし同委員會は右種目選定の審査方針として左の各項を決定したり
 - 1. 品質に於て相當優良なるも價格に於て外國品との競争上不利なる地位に在りと認むるもの
 - 2. 品質及價格に於て外國品に比し遜色あるも將來需要の増加するに於ては生産増加し品質の向上價格低減の見込ありと認むるもの
 - 3. 既に相當發達を見たるものと雖も一般會計法の規定のみに依り競争入札に附するを要するものとするときは外國品の壓迫を蒙り當該産業の發達を阻害するの虞ありと認むるもの
 - 4. 現在に於ては未だ生産なきも既に生産計畫を實行し近き將來に於て生産せらるべき見込確實なるもの
- 而して右趣旨に基き現在に至る迄同委員會の審議決定したる品目は合計六十五點に及べり
- (二) 右法律適用品目の審議とは別に各省購入外國品中内國品

に代るべきものと外國品購入の止むを得ざるものとの區分如何を大藏大臣より國産振興委員會に諮問し同委員會は其の種目選定方針として左の各項を決定したり

- 1. 價格外國品に比し同等又は以下なること
 - 2. 品質性能型式等外國品に比し用途より見て差支なきこと
 - 3. 相當の生産額を有すること
- 而して右趣旨に基き同委員會の審議した品目は各省をして強行的に内國品を購入せしむることとし現在に至る迄決定したるもの合計九十點に及べり
- (三) 縣市町村等の公共團體に於ては國に準じ實行すること
- 尚必要ある場合に於ては縣及市町村に於ても前項の會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付特例を設くること
- (四) 産業に關する團體、銀行、會社、工場等は勿論個人に在りても前三項に準じ實行すること
- 五、調 査
- 本獎勵は全國共通的方法に依ること勿論なるも又一面本縣に適應したる獎勵手段を講ずることの要を認め左記事項を調査するものとす
- (一) 本縣内に於て使用せらるる外國品の品目、數量、價格及用途
- (二) 前項の外國品中國産品を以て代用し得べき物の品目、數

量、價格產地及用途

- (三) 前項の國産中縣産品を以て充用し得べき物の品目、數量、價格、產地及用途

第二、實施事項

- 一、國産愛用展覽會の開催
 - 二、國産愛用週間の施行
 - (一) 週 間 九月二十日より同二十六日迄
 - (二) 週 間 左記事項を施行す
 - (1) 民謡の發表強調を圖る
- 本縣に於て懸賞募集せし國産品愛用の次の當選民謡を印刷配布す

國産品愛用 民 謡 集

(草 津 節)

買へば良くなる良もば買ふで繁昌と行く日本品 〇

國産ばかりで飾るも嬉し、主と二人の新世帯よ 〇

金は入船荷物は出船國産愛用で國富ます 〇

花は櫻木品物ア日本愛でて使ふは日本人 〇

國産使つて笑つて暮せやがて景氣の風も吹く 〇

神に誓ふた首途の二人國産愛用の新世帯 〇

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (滋賀縣)

國産愛用展覽會の狀況

- (一) 開催の場所及日時
- 1. 大津市(滋賀縣商品陳列所) 三日間
- 2. 彦根町(公會堂) 三日間
- 3. 長濱町(勸業館) 二日間

(都々逸)

母が情の小包解けば手織木綿の初給 (國産愛用)

不況の洪水失業の浪に國産愛用の救助船

國産ですよとにっこり娘親の見立てた晴衣裳 (娘は自慢)

國を愛する誠があれば買ふに買はれぬ外國の品

物を買ふのにまづ一言葉國産ですかと問きから

女房明日から買物するにや國産品かと問き買へ

改めませうよ國産品にこれも御國の御奉公

國産愛用運動概況

- 昭和五年八月二日—三日 二日間
- 4. 八幡町(小學校) 二日間
- 昭和五年八月九日—十日
- 5. 水口町(鹿深館) 二日間
- 昭和五年八月十六日—十七日 二日間

(二) 陳列の方法

- 一、出品物は各國産品と輸入品とを對照陳列し之に對し品名、品質及價格を表示す
- 二、出品物に對する國內産額及輸出入額及其の割合を表示す
- 三、各品種毎に品質對照分析表を表示し内外品の比較對照に便す
- 縣産輸出獎勵品の陳列(出品者縣内生産者)
- 本縣産輸出獎勵品を陳列し之に對し品名、産地、産額、販路又は輸出先並價格を表示す
- 國産と輸出輸入對照圖及世界に於ける國産愛用運動の一覽表を掲出す
- 國産品獎勵に關する標語、ピラ、ポスター等を掲出す
- 展覽會觀覽者に配布せる印刷物
- 一、國産愛用展覽會の葉
- 二、素人に分かる簡易日用品質鑑別法

(三) 展覽會概況

國産愛用展覽會は政府獎勵の趣旨に従ひ遍く縣民に國産愛用思想の普及徹底を期せむとし、縣下樞要の地五ヶ所に開催したるに豫想以上の好評を博し、殊に各開催地を通じて併せて縣主催の講演會及活動寫眞會を催し尙地元商工業者は一齊に同期間國産品の廉賣會を開催して此目的の達成に協翼したる等其の効果顯著なるを信じて疑はず、今各地に於ける入場人員及宣傳會の概要を記述せば

- (1) 大津市 入場人員 一〇、五二三人
- 展覽會期間中會場と接近したる縣公會堂に於て大津市及商工會議所主催に係る國産愛用宣傳會開催、市内主要商店よりの各種國産品を陳列して廉賣會を開催せり
- (2) 彦根町 入場人員 七、六八五人
- 展覽會期間中彦根町實業協會主催國産愛用廉賣會開催全町内各商店一齊に賣出を爲す
- (3) 長濱町 入場人員 八、三二五人
- 同上
- (4) 八幡町 入場人員 四、五五二人
- 展覽會期間中に「國産愛用デー」として全町内國産品の廉賣會を開催す
- (5) 水口町 入場人員 五、八六九人
- 展覽會期間中同町商工會主催國産品大賣出會開催各商店

(四)

- 一齊に賣出を爲す
- ポスター及宣傳ピラ印刷物の配布
- 一、公私經濟緊縮ポスター(大)千枚印刷
- 右各市町村及各解に四枚づゝ配付
- 一、公私經濟緊縮ポスター(小)千枚印刷
- 右各市町村及各解に四枚づゝ配付
- 一、公私經濟宣傳ピラ十五萬枚印刷
- 右は縣下各戸に洩なく各一枚づゝ配付

國産の名譽のために
粗製品を驅逐せよ
滋賀縣

(五) リーフレットの配布

リーフレット二種を印刷し縣下各戸並に縣各中等學校生徒及父兄に配布した、其の一は次の如きものである

◇を品本日は人本日◇

<p>外國品 を多く 使ふと</p> <p>お國の金が外國へ流れ出る 國の産業が振はなくなる 不景氣がつゆる 失業者が増える めいゝの經濟生活が不安定になる</p>	<p>國産品愛用</p>	<p>國産品 を愛用 すると</p> <p>國のお金が外國に渡らぬ 殖産工業が盛になる 景氣がよくなる 失業者が少なくなる めいゝの經濟生活が安定する</p>
<p>此の經濟難局をすくふ者は貴下です</p>		
<p>滋賀縣</p>		

そして國産品の愛用は有力なる方策です

○岐阜 縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

本縣に於ては、國産愛用運動に關する實行計畫の要綱を次の如く決定し、趣旨の普及徹底に努めた。

第一 國産愛用運動の要旨

金解禁後の我國貿易の振興を圖り財界の不況を打開するには國産品愛用に俟つの外なき所以を明にし左の事項を強調すること

一、外國品偏重の迷妄を打破して國産品愛用の良習を確立し以て當面の國際貸借の改善を促進する様自覺せしむること

二、外國品に代用し得べき國産品を一般需用者に紹介し之が使用の普及徹底を圖ること

三、國産品愛用奨励に伴ひ本縣物産の生産者をして努めて品質の向上價格の低廉を圖らしむる様促進すること

第二 國産品愛用運動に關する機關

一、昭和四年九月四日組織せられたる公私經濟緊縮岐阜縣地方委員會に於て本運動に關する諸般の調査考究を爲し以て計畫を樹つること

二、市町村に於ては昨年組織せられたる公私經濟緊縮市町村

委員會に於て同様調査計畫を樹つること

三、教化團體聯合會及之に屬する青年團、處女會、神德會、教育會、婦人團體、宗教團體、在郷軍人會、並に消防組其他各種團體等に於ては夫々國産品使用奨励に關する施設を爲すこと

四、産業團體、百貨店、銀行、會社、工場等に於ては自ら國産品使用の實を擧ぐると共に團體員従業員等に對して國産品の使用を奨励し之が實行を期せしむること

五、縣下各學校は自ら國産品使用の實を擧ぐると共に生徒兒童に對して國産品使用の趣旨を普及徹底せしめ學用品に付ては必ず國産品の使用を奨励し之が實行を期せしむること

第三 國産品愛用運動方法

一、宣傳方法

1 新聞雜誌と連絡を圖り宣傳の協力を求むること

2 國産品愛用に關する印刷物を配布すること

3 國産品愛用に關する「ポスター」を配布すること

4 國産品愛用觀念の普及に關する講演會、協議會、活動寫眞等を開催すること

5 國産品と輸入品との比較對照展覽會を開催し國産品愛用觀念を涵養すること

6 國産品愛用に關する標語圖案の懸賞募集を爲すこと

7 郵便スタンプを利用し國産品愛用の觀念を普及すること

と

二、國産品愛用は常時之を爲すは勿論なるも特に國産品愛用週間を定めて其運動を強調し之が實績を擧ぐるに努むること

三、官公署、學校、各種團體等に於ては夫々國産品愛用の申合を爲し其の實行を期すること

四、市町村に於ては國産品愛用實行申合を爲し其の實績を擧ぐること

五、國産品愛用に關する優良なる施設又は其の實績を一般に推獎すること

第二、實施事項

一、聲明書の發表(内容は)

多年の弊習たる外國品偏重の迷妄を一洗し金解禁斷行後國民經濟更正の一途に國民の努力を傾倒すべき時機に際し國民精神の緊張を持続し國産品愛用の氣風を旺にし産業の振興を圖り國際貸借の改善を促し以て我國經濟の充實發展を期することの必要なる所以を説き縣民の自覺を促したるものである

二、國産品愛用に關する標語の懸賞募集

1 募集時期 七 月

2 募集方法

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (岐阜縣)

イ、縣公報登載

ロ、新聞紙に公告依頼

ハ、審査方法 公私經濟緊縮岐阜地方委員會幹事會を経て知事、學務部長に於て當選決定

三、國産品愛用に關する「ポスター」圖案懸賞募集

1 募集時期 八 月

2 募集方法

イ、縣公報登載

ロ、新聞紙に掲載依頼

ハ、審査方法 中等學校圖畫教師を審査委員に聘し其の審査と公私經濟緊縮岐阜縣地方委員會幹事會を経て當選を決定す

四、國産品愛用に關する「パンフレット」及「ポスター」配布

甲「パンフレット」の配布

1 配布時期 七 月

2 方法

イ、鐵道大臣江木翼著「國産の振興」冊子其他を配布のこと
配布先 各市町村、公私經濟緊縮岐阜縣地方委員、廳内各課、各中等學校、各小學校、工場及圖書館等である。

ロ、「縣内外國品使用狀況及之に代用し得べき國産品調

國産愛用運動概況

配布のこと

配布先 廳内各課、各解、各市町村、公私經濟緊縮岐阜縣地方委員工場及圖書館等である。

乙「ポスター」の配布

五、國産品愛用に關する講演會開催

開催箇所は岐阜、大垣、その他

六、國産品愛用に關する活動寫眞會開催

開催箇所は東濃、西濃、中濃、飛驒、各數ヶ所

七、國産品愛用に關する協議會開催

1 廳内關係各課並各解長の會合を求め國産品愛用に關する申合を爲すこと

イ、時期 七月

ロ、場所 縣會議事堂

2 國産品の生産販賣に關係ある銀行、會社、工場、商工業者の會同を求め國産品の品質向上並價格の低廉を圖る爲め協議會を開くこと。

八、外國品と國産品の對比展覽會開催

1 場所 岐阜、其他

2 資料 商工省より提供せられたるもの並縣に於て蒐集したるもの

九、國産品愛用週間の設定
期間中の行事

配	布	先	配	布	枚	數
各	市	町	村	各	種	類
各	種	團	體	各	府	縣
各	種	團	體	各	府	縣
計						
						六、九四六

三、スタンプ宣傳 君も國産僕も國産

(1) 調製したるスタンプ

(2) 使用者

縣廳文書係、岐阜、大垣兩市文書係岐阜市内主要百貨店及商店一三戸

(3) 期間 自九月二十七日一週間及週間後一ヶ月間
至十月三日

四、活動寫眞會

主	催	開催地	種類	観	覧	人	員
岐阜市	岐阜市	吾等ノ日本日	青年三〇〇處女二〇〇小學生徒五〇〇其他一般三〇〇				
岐阜商工會議所	同上	ハ輝ク国歌	青年五〇處女三〇〇小學生徒七〇其他一般三〇〇				
大垣市	同上	同上	青年三〇〇處女二〇〇小學生徒四〇〇其他一般三〇〇				
羽島郡笠松町	同上	同上	青年三五〇處女五〇〇小學生徒六〇〇其他一般四〇〇				

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (岐阜縣)

イ、前記講演會開催

ロ、前記活動寫眞會開催

ハ、前記外國品國産品對比展覽會開催

ニ、前記ポスター圖案の當選發表

ホ、廳内郵便物に「スタンプ」押捺

一〇、國産品愛用に關する郵便スタンプの利用

名古屋遞信局と協議の上決定す

一一、一般家庭日用品及學用品等にして現に外國品使用のもの及其内國産品を以て代用し得ると認めらるゝものを調査すること

縣下各中、高等程度の學校長をして男女生徒を通じ其家庭に付調査せしめ回答せしむること

國産品愛用週間の施行

一、國産品愛用宣傳ポスター展覽會

(1) 主催 岐阜縣

(2) 場所 岐阜市商品陳列所樓上

(3) 期間 自九月二十七日一週間
至十月三日

(4) 観覧人員 三、五〇〇人

二、懸賞募集當選ポスター配布

(1) ポスター印刷枚數 七、〇〇〇枚

(2) 配布先及配布枚數

山縣郡高	富町	武儀郡關	稲葉郡加	納町
同上	同上	同上	同上	同上
青年三〇〇處女二〇〇小學生徒四〇〇其他四五〇〇	青年四〇〇處女三〇〇小學生徒六〇〇其他四五〇〇	青年二五〇處女一〇〇小學生徒四〇〇其他一般三〇〇		

國産品愛用週間中實施事項

一、國産品と輸入品との對比展覽會

一、ポスター展覽會

一、懸賞募集當選ポスター配布

一、スタンプ利用宣傳

一、活動寫眞會の開催

國産品輸入品對比展覽會開催狀況

本縣に於て九月二十七日より對比展覽會を左記の通り開催し、本運動の普及徹底を計り、相當の効果を收めた。

一、會 期

自九月二十七日(一週間毎日午前八時より午後五時迄開館)至十月三日

二、會 場

岐阜市司町 岐阜縣商品陳列所樓上

三、陳列品の範圍、御用國産品、貸與見本品

四、宣傳方法

ポスター一千五百枚を調製縣内各市町村中等以上諸學校及

私設鐵道會社等に配布適當の場所に掲出した
ピラ五萬枚調製岐阜大垣兩市及其附近に普く配布したる外
更に附近中等學校小學校に送付生徒に配布した
市町村長各學校長等に通牒を發し周知參觀を勸奨した
新聞紙に對しては隨時計劃並狀況を發表し或は寫眞を交付
したるに各新聞は充分の好意を以て報導した

五、入場狀況

入場者多く會場は連日相當盛況を呈した、入場人員左の通

九月二十七日	七、〇〇〇人
九月二十八日	五、〇〇〇人
九月二十九日	四、〇〇〇人
九月三十日	五、〇〇〇人
十月一日	四、五〇〇人
十月二日	三、五〇〇人
十月三日	四、五〇〇人
計	三三、五〇〇人

六、主催者

- 岐阜縣
- 岐阜市
- 岐阜商工會議所
- 大垣商工會議所

國産品愛用標語

本縣に於て募集したる本運動の趣旨を表示せる標語を次に
示せば

- 一等 君も國産 僕も國産
- 二等 使へ國産加へよ改良
- 三等 一錢買ふにも國産品

○長野縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

本縣に於ては公私經濟緊縮委員會の決定事項に基き、國産
愛用運動に關し次の如き實施事項を具體化し、本運動の普及
徹底に努めた。

第二、實施事項

- 一、實施期日 自十月一日至同月七日 一週間
- 二、實施事項
 - 1. 縣自體

國産品輸入品對比展覽會開催狀況

一、長野市開催狀況

- 一、開催期日 昭和五年十一月 自三日 至九日 (一週間)
- 二、開催場所 長野市城山、長野市商品陳列館(階上、階下)
- 三、主催 長野縣並長野商工會議所聯合主催
- 四、入場者の概數 二四、八〇〇人

十一月三日	入場者	八、〇〇〇人
四日	同	二、〇〇〇
五日	同	三、〇〇〇
六日	同	二、〇〇〇
七日	同	一、八〇〇
八日	同	五、〇〇〇
九日	同	三、〇〇〇
計		二四、八〇〇

長野市内及近村よりは一般人の外各種學校より學生生徒等
の團體的參觀あり、尙九日の最終日には長野市御滞在中の
伏見宮博義王妃殿下御微行にて本會へ御來臨御耽覽遊ばさ
れた。

五、展覽會附帶事業
會期中附帶事業として左記の通り講演會並映寫會を催す處

2. 市町村其の他各種團體

- 一、商工會議所、商工會、實業團體等と聯絡を圖り店頭
裝飾包裝紙等に國産愛用の趣旨を加味すること
- 二、町村報、町村時報等に趣旨を登載すること
- 三、ピラ、ポスター冊誌等の作製配布をなすこと
- 四、講演會等の開催をなすこと(小學校、中學校等に於
ても兒童生徒に講話をなすこと)
- 五、商工會議所、商工會、實業團體等と協力し外國品に
代用若くは匹敵し得べき品目を具體的に調査すること
以上の外各市町村の實情に基き適當なる方法を以て趣旨の
徹底を期すること

あつた。

1. 講演會 期日 十一月八日 自午後一時至四時
場所 長野市縣營圖書館
講師並講題

2. 映寫會
期日 十一月八日自午後六時至九時
場所 長野市縣營圖書館
映畫 國産進軍其他映畫數卷
二、小諸町外三ヶ所の開催概況

一、小諸町開催状況

1. 時日 十一月 自午前九時 至午後九時 自午前九時 至午後九時
2. 場所 北佐久郡小諸町、小諸繭絲會社
3. 主催 長野縣並小諸商工會議所聯合主催
4. 入場者 概數 二五、〇〇〇人
5. 其他 開期中毎晩國産愛用活動寫眞映寫會開催 畫は國産進軍その他數種

2. 松本市開催状況
1. 時日 十二月 自四日 三日間 每日 自午前九時 至午後九時

○宮城縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

本縣に於ては、公私經濟緊縮委員會の決定事項に基き、國産愛用運動に關し次の如き實施事項を具體化し、本運動の普及徹底に努めた。

第二、實施事項

- 一、ポスター、ピラ等は縣より配付
- 二、新聞社と連絡を圖り趣旨の普及に努むること
- 三、講演講話及活動映畫會を開くこと
- 四、商店の節窓を利用し宣傳せしむること
- 五、各揭示板を利用し宣傳すること
- 六、國産愛用の實行組合を作ること
- 七、實業團體、社會教化及社會事業團體、婦人團體並小學校

日	時	場	所	種	別	備	考
十月二十三日	互	互	郡	開會ノノ 國産愛用ニ就テ 畫(ラ)ハバタイユ 土ハ永遠ニ生ク	丸谷互理町長 谷川縣社會事業主事 八卷	聽衆 一、五〇〇名	
午後六時三十分			互理尋常高等小學校	映畫			

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (宮城縣)

の協力を求むること

八、其他詳細なる實行方法は適宜市町村に於て定むること

國産品愛用週間の實施

- 一、主催者 縣市町村
- 二、期間 昭和五年 自十月二十三日 至十月二十九日
- 三、實施狀況

縣に於て直接實施せる狀況は左記の通にして市町村に對しては別記の通實施要綱を示し各地方適切なる方法に依りて實施せしめた。

1. ラデオ放送
日 時 週間の初日十月廿三日 (自午後七時廿五分 至午後八時)
放送者 宮城縣知事
演題 國産愛用週間に際して
放送局 仙臺放送局
2. 講演會並活動寫眞會

2. 場所 松本市公會堂
 3. 主催 長野縣並松本市商工會議所聯合主催
 3. 入場者 概數 三〇、〇〇〇人
 5. 其他 開期中活動寫眞會開催
- 三、上諏訪町開催状況
1. 時日 十二月 自十日 三日間 每日 自午前九時 至午後八時
 2. 場所 第一會場 上諏訪中學校記念館
第二會場 郡聯合事務所
 3. 主催 長野縣並上諏訪商工會議所聯合主催
 4. 入場者 概數 二〇、〇〇〇人
 5. 其他 開期中毎晩活動寫眞映寫會開催
- 四、飯田町開催状況
1. 時日 十二月 自十六日 三日間 每日 自午前九時 至午後四時
 2. 場所 飯田町百十七銀行階上
 3. 主催 長野縣並飯田町商工會議所聯合主催
 4. 入場者 概數 一五、〇〇〇人
 5. 其他 會期中二晩活動寫眞映寫會開催

日 時	場 所	種 別	備 考
十月二十四日 午後六時三十分	仙臺市 東二番丁尋常小學校	開會ノ就テ 經濟ノ立直シト 國産愛用 （土ハ永遠ニ生ク ツノ世界）	外土肥縣 佐藤山縣學務部課長 五卷 一四卷 聽衆 六〇〇名
十月二十五日 午後六時三十分	名取郡 岩沼尋常高等小學校	開會ノ就テ 國産愛用ニ就テ （土ハ永遠ニ生ク ツノ世界）	岡崎岩沼町助役 四卷 一三卷 聽衆 一、三〇〇名
十月二十六日 午後六時三十分	宮城縣會議事堂	映 畫 國産進軍 我等ノ日本	五卷 一三卷 入場者 七〇〇名
十月二十七日 午後六時三十分	加美郡 中新田尋常高等小學校	開會ノ就テ 國産愛用ニ就テ （土ハ永遠ニ生ク ツノ世界）	今野中新田町長 三卷 一四卷 聽衆 一、三〇〇名
十月二十八日 午後七時	本吉郡 氣仙沼郡座	開會ノ就テ 國産愛用ニ就テ （土ハ永遠ニ生ク ツノ世界）	森川縣社會事業主事 三卷 一四卷 聽衆 一、二〇〇名

十月二十九日 午後六時	牡鹿郡 石巻町歌舞伎座	開會ノ就テ 國産愛用ニ就テ （土ハ永遠ニ生ク ツノ世界）	石巻町長 母田石卷町長 肥縣學務部課長 三卷 一四卷 聽衆 二、〇〇〇名
----------------	----------------	---------------------------------------	---

3. ポスター宣傳

大ポスター及標語ポスター各三千枚を印刷し市町村に配付して樞要の場所に掲示す

4. パンフレット宣傳

依商工大臣、本多理學博士、湯澤知事の講演集を市町村學校及公私經濟緊縮宮城地方委員に配付す。

5. 國産品使用に關する照會

國産愛用の觀念を涵養し併せて資料を得る爲縣下知名の士一千名に對し公私經濟緊縮宮城地方委員會より左記照會狀を發送した。

拜啓陳者十月二十三日より一週間縣下一齊に國産愛用週間を施行し同期間中に仙臺市内に於て國産品輸入品對比展覽會を開催し國産愛用の趣旨を強調致す事と相成候就ては將來に於ける本運動の參考資料に供度候間御迷惑の儀とは存候得共御家庭に於ける左記事項折返し御回報被下度御依頼申上候

昭和五年十月

敬具

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (宮城縣)

6. 標語による宣傳

一、舶來品を廢して國産品を御使用になつてゐるものがあれば其の品名
二、右國産品御使用に就ての御感想
三、による標語ポスター配付の外本縣より發送する用紙欄外に豫て本縣に於て募集せる左記當選標語を印刷し使用した。

國産愛用目覺めた家庭

平和の國防國産愛用

身の廻り皆國産で間に合せ
7. 商工會議所を通じて商店の陳列窓等を利用し國産愛用の宣傳をなさしめた。

國産品輸入品對比展覽會

主催者 宮城縣 仙臺市 仙臺商工會議所

國産愛用運動概況

- 二、會期 昭和五年(自十月二十三日 至十月二十七日)
 - 三、會場 宮城縣商品陳列所
 - 四、陳列品 皇室御用品
商工省選定品
- 右の外別室に本縣産出の左記優良品を陳列し一般の觀覽に供した。

品名	出品者	備考
日本電熱線	日本電熱線製造株式會社	商工省ノ獎勵金ヲ受ク
東洋双物	東洋双物株式會社	本多理學博士發見セルモノ 商工省ノ獎勵金ヲ受ク
潤滑油	鹽釜オイル工業所	小野仙臺高等工業學校教授 ノ發明セルモノ
東華推朱	仙臺市川崎榮之進	商工省ノ獎勵金ヲ受ク
輸出向水産物	宮城縣水産會	
内地材ト外國材	仙臺材木商組合	

五、入場人員

月日	一般人	團體	計	備考
十月二十三日	二、一六五	二、七六四	四、九二九	團體ハ學生ナリ
二十四日	二、四九三	二、七〇〇	五、一九三	
二十五日	二、八八一	一、八八九	四、七〇〇	
二十六日	三、八〇九	—	三、八〇九	

右の外縣下二十三箇所(中村、原町、浪江、富岡、四倉、植田、小野新町、三春、桑折、保原、川俣、飯坂、二本松、本宮、須賀川、白河、棚倉、石川、猪苗代、喜田方、高田、坂下、田島)に於て講演會並映寫會を夜間同時に開催す

- 3. 講演會並映寫會には特に婦人の參會を促すこと
- 3. 國産品愛用宣傳フィルムを購入すること(既に購入済)
- 4. ポスター、パンフレット其の他印刷物の配付
- 4. 各官衙學校其の他團體等に配付す
- 5. 縣市町村其の他團體に於て發行する雜誌會報等に國産品愛用に關する記事を登載せしむること
- 6. 各學校をして生徒兒童に對して國産品愛用の思想鼓吹に努めしむること
- 7. 國産品愛用展覽會を開催すること
- 7. 三市並平町の四箇所に於て各三日間宛講演會映寫會の前後に亘り巡回開催のこと但し本展覽會は商工省、日本産業協會其の他と交渉成立の場合に於て之を開催すること
- 8. 國産品に對しては其の國産品たることを明瞭ならしむる爲「マーク」を貼付せしむること
- 9. 國産品愛用週間の設定(毎年八月十五日ヨリ向フ一週間) 本週間に於ては講演會映寫會展覽會の開催パンフレット、リーフレット、ピラの配付等によりて特に國産品愛

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (福島縣)

計	二十七日	三、四〇〇	二、五七五	五、九七五
	二、三〇六	九、九三六	三、三六六	

六、實業家、官吏、愛國婦人會員其の他知名の士一千名に對し別紙案内狀を發送し又一般入場者に對し左記印刷物を配付した。

- 1. 縣産品のすゝめ 一〇、〇〇〇枚
- 2. 簡易日用品々質鑑別法 五、〇〇〇枚

○福島縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

- (一) 機關
 - 1. 公私經濟緊縮福島縣地方委員會及公私經濟緊縮市町村實行委員會を以て本運動の中心機關と爲すこと
- (二) 方法
 - 1. 告諭を發布すること(既に發布済)
 - 告諭は之を縣内各戸に配付すること
 - 2. 講演會並映寫會を開催すること(八月開催)
 - 三市並平町の四箇所に於ては中央より講師を聘して講演會を開き夜間引續き映寫會を開催す

- 用思想の普及徹底並之が實行に力を注ぐこと
- 10. 優良國産品並外國品に代用若くは匹敵し得べき品名及價格等を廣く發表周知せしむること
- 11. 各當業者と協議を遂げ極力國産品愛用の宣傳に努めしむること
- 12. 各市町村に於ては公私經濟緊縮實行委員會を開催し其の地方に適切なる實行要目を協定すること

第二、實施事項

- 1. 縣、市町村其の他の團體等に於て物品を購入する場合は代用物なきときの外絶對に國産品を選ぶこと
 - 2 各家庭に於て購入する日用品必需品は絶對に國産品に限ること
 - 3. 中、小學校の生徒兒童の學用品は必ず國産品に限ること
 - 4. 國産品愛用週間には如何なる場合と雖も絶對に外國品を購入せざること
 - 5 國産品愛用に關する講演會及映寫會の開催
 - 6. 國産品輸入品對比展覽會の開催
- 一、國産愛用週間の實施
國産愛用週間 自十二月十五日 七日間を第二回國産品愛用週間と定用週間 至十二月廿一日
- め縣下一般に趣旨徹底を圖つた。

二、講演會並映寫會の開催

種別	主催者	開催地	開催年月	講師名	概況
(國產愛用) 映畫	福島縣神職會 伊達郡支部	湯野郡	昭和五年 十一月	福島縣屬 加賀定雄	一、六〇〇 官公吏教員、戸主、主婦、男女青年、生徒、兒童其他
(同)	同	伊達郡	同	同	二、〇〇〇
(同)	安達郡戸澤村 青年團	戸澤郡	同	福島縣屬 加賀定雄	一、二〇〇
(同)	同	伊達郡	同	福島縣屬 加賀定雄	七〇〇
(同)	同	相馬郡	同	福島縣屬 加賀定雄	一、一〇〇
(同)	同	小高郡	同	福島縣屬 加賀定雄	一、一〇〇
(同)	同	湯本郡	同	同	一、二〇〇
(同)	同	田村郡	同	同	一、二〇〇
(同)	同	常葉郡	同	同	一、二〇〇
(同)	同	大沼郡	同	福島縣屬 細川盛美	一、二〇〇
(同)	同	本郷郡	同	福島縣屬 照沼哲之助	一、二〇〇
(同)	同	野沼郡	同	同	八〇〇
(同)	同	河沼郡	同	同	一、五〇〇
(同)	同	西白河郡	同	同	
(同)	同	矢吹町	同	福島縣屬 細川盛美	一、五〇〇

三、國產品輸入品對比展覽會開催狀況

- 一、主催者 福島縣、福島市、福島商工會議所
- 二、後援 内務省、商工省、福島四新聞社
- 三、會期 昭和五年自十一月十六日開館每日自午前九時至十一月廿二日開館每日自午後四時
- 四、會場 福島市、福島縣商品陳列所
- 五、入場人員 五萬五百九拾人(一日平均七千二百二十七人)

六、其の他參考事項

- 1. 自十一月十七日 每日正午より會場内別室に於て活動寫眞會を開催し日本商工會議所製作「國產進軍」其の他映畫を映寫した此の入場人員千四百五十人
- 2. 展覽會々期中別室に於て冬季家庭用品即賣會を開催し

氣勢を添へた、入場人員展覽會入場人員に同じ

○岩手縣

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

本縣にありては、昭和五年六月六日、公私經濟緊縮岩手縣委員會を開催し、次の如き本運動計畫要綱を決定し、本運動の趣旨を普及徹底に努めた。

記

- 一、目的 舶來品偏重の迷妄を打破して國產品愛用の良習を培養し以て當面の難局打開に資するに在り
- 二、要旨 金解禁後の我が財界の現状並に失業防止と國產品愛用との關係を明にし國民全般が協力一致自覺勵行するの切要なる所以を説示するものとす
- 三、方針
 - (一) 本運動は公私經濟緊縮運動に附帶して之を行ふも緊縮運動は爾今特に國產愛用獎勵に力を注ぐこと
 - (二) 特に商工會議所其他財界有力各種團體の協力を依頼

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (岩手縣)

四、方法

- (三) 本運動は六月以降數ヶ月間特に力を注ぐこと
- 運動方法は緊縮運動のそれに據ることは勿論なるも特に之を列擧すれば大要左の如し
 - (一) 市町村長會同の際は本運動につき諒解を求むること
 - (二) 地方委員に對しては市町村青年團、教化團體、婦人團體、實業團其他各種團體協力して趣旨の普及徹底に當る様促すこと
 - (三) 必要に應じて支廳長、市町村長及各學校長に通牒を發し各種學校に於ては學用品につき國產品を使用せしむる様取計ふこと
 - (四) 新聞社の協力を依頼すること
 - (五) 本縣内消費舶來品を調査發表し同時に優良國產を紹介すること
 - (六) 展覽會を開催すること
 - (七) 講演會映寫會を開催すること
 - (八) 標語を募集すること
 - (九) 「パンフレット」「ポスター」「リーフレット」を配付すること
- (二) 市町村其他各種團體に對し講師を派遣すること
- (一) 國產品愛用デー又は週間を設けること

第二、實施事項

一、國産愛用週間の實施

一、週間の設定
 七月二十一日より二十七日迄七日間を國産品愛用週間に設定し此の期間中各市町村の實情に應じ夫々最も適切なる方法を以て縣下一齊に趣旨の強調宣傳に努むる事とし之を各支廳長、市町村長及各學校長に通達した。

二、實施事項

甲、週間中本縣の直接施設したる事項

1. 盛岡市に施設したる事項

イ、國産品愛用展覽會開催

畏くも御料國産品の御貸下げを得て會期を一週間として本週間中之を開催したりしが入場者約三萬五千を算し近年稀れなる盛況を呈した。

ロ、活動寫眞會開催

本週間中展覽會々場附近に於て連夜之を開催し更に琵琶、追分、童話ハーマニカ演奏、茶番喜劇等各種の餘興を加へて興趣を添へた。

ハ、ポストカード配布

本縣懸賞募集に於て二等に當選せる國産品愛用標語

「國産に限る家憲を一箇條」を「ポストカード」に挿入作製して展覽會入場者に交付して趣旨の宣傳に當り併せて入場人員點檢の便に供した。

ニ、陳列窓裝飾

本週間中盛岡市内商店中陳列窓を有する向に對しては特に展覽會「ポストカード」及標語入「ポストカード」を配付して一齊に裝飾を爲さしめた。

ホ、封緘紙貼付

封緘紙は三萬五千枚を調製し週間中當廳發送文書の封筒に之を貼付宣傳したるの外盛岡市内商店にも之を配布して購買者の包紙に洩れなく貼付せしめた。

2. 一關町に施設したる事項

イ、國産品愛用講演會開催

縣南地方に對し特に國産品愛用の趣旨普及徹底せしむるの必要なるを認めたるを以て週間の第一日を以て一關町に講演會を開催し本縣より社會課長出張し講師として農林省永松副業課長を招聘したりしが聴衆堂にあふれ多大の感動を與へた。

ロ、活動寫眞會開催

前項講演會に引續き活動寫眞會を開催せし所之亦非常なる盛況を極めた。尙「フィルム」は内務省社會局より貸付を受けたる「五つの誓ひ」を始め國産品愛用

宣傳映畫數種とす。

3. 「ポストカード」「パンフレット」配付

「ポストカード」「パンフレット」等は縣内各中、小學校及町村役場に送付して最寄の場所に掲示宣傳せしめた。

「救へ國難使へ國産」は本縣懸賞募集に於て一等當選の標語である。

二、國産品愛用展覽會開催狀況

一、場所 盛岡市岩手縣商工館物産陳列所

二、期日 自七月二十一日 至七月二十七日

三、觀覽者狀況

本展覽會を開會した所、其の宣傳と相俟つて各方面の注目する所となつて入場者引きも切らず連日豫期以上の盛況を呈した。

日次	月	日	一般入場者	學生生徒	計
一	七月	二十一日	三、五〇〇	六二	三、五六一
二	同	二十二日	四、五〇〇	六七六	五、一七六
三	同	二十三日	四、五〇〇	二、〇〇〇	六、五〇〇
四	同	二十四日	四、五〇〇	六二四	五、二二四
五	同	二十五日	三、三三九	—	三、三三九
六	同	二十六日	四、九三三	一、四三〇	六、三六三
七	同	二十七日	四、七四八	—	四、七四八

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (岩手縣)

合計 三〇、〇〇〇 四、八二二 三四、八二二

三、展覽會附帶事業

一、活動寫眞會等開催

本週間中展覽會々場附近に於て連夜映畫、琵琶、追分、童話、ハーマニカ演奏、茶番喜劇等を催し展覽會觀覽者誘致に努めた。

二、ポストカード配付

本縣で懸賞募集した、國産品愛用の二等當選標語「國産に限る家憲を一箇條」を使つて圖案したポストカード三萬枚を展覽會入場者に各一枚宛交付して、これを利用して宣傳して貰ふと同時に、その番號によつて入場人員の點檢をした。

三、ポストカード配付

國産品愛用展覽會のポストカードを一、〇〇〇枚調製し縣下各町村、各中等學校等へ配付した。

四、懸賞募集に依り當選したる國産愛用に關する標語

- 救へ國難使へ國産 (一等)
- 造れ良品使へ國産 (二等)
- 國産に限る家憲を一箇條 (二等)
- 止めよ舶來使へ國産 (三等)

- 買ふ前に國産印に氣を付けよ (同)
- 國産使用は經濟報國 (同)
- 一にも國産二にも國産 (同)
- 平和の國防國産愛用 (同)
- 不景氣退治に國産愛用 (同)
- 愛でよ殖やせよ御國の産物 (同)
- 使つて誇れ國産品 (同)
- 覺めよ國民愛せよ國産 (同)
- 舶來を鼻にかけるは恥と知れ (同)
- 日本人は日本の品物を使ひませう (等外佳作)
- 使ふならまづ國産品を國の爲 (同)
- 文明國人は國産品をのみ愛用す (同)
- 國産は國の子寶 (同)
- 國産品愛用は御國の誇 (同)

○青森縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

本縣にありては、公私經濟緊縮委員會の決議に基き本運動に関する趣旨を普及徹底に努めた。

第二、實施事項

實施事項中、國産品輸入品對比展覽會を開催し、次の如き方法に依り本運動を普及し、相當の効果を收めたのである。

國産品輸入品對比展覽會開催狀況

- 一、主催 青森縣、青森商工會議所、青森市、聯合
- 二、名稱 國産品輸入品對比展覽會
- 三、會場 青森市公會堂
- 四、開會日數 九月二十九日より五日間
- 五、陳列品 商工省貸付品
- 六、付帶事業 優良縣産品展覽並に即賣會(但し別室)
- 七、宣傳 ポスター、チラシの配付、立看板各市町村長各學校各種團體通牒
- 八、入場人員三萬五千二百八十名

○山形縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

本縣に於ては公私經濟緊縮委員會の決議に基き本運動の趣旨を普及徹底せしむるため、次の如き計畫要綱を決定し、之を具體化した。

- 一、本運動は廳内各課密接なる聯絡を執る必要上臨時國産獎勵部を設け關係各課に夫々部員を置き國産品獎勵の徹底を圖ること。
- 二、本縣内に於て使用する外國品の種類數量價額等を精査し之に代るべき國産品あるときは之を明示すること
- 三、縣内主要都市に於て講演會活動寫眞會を開催し外に活動寫眞を以て縣下を巡演すること
- 四、外國品、國産品の對比展覽會を開催し優良國産品の紹介を行ふこと
- 五、新聞雜誌、方面委員、公私經濟緊縮共勵委員、教化團體其他各種團體の協力を求め國産品使用獎勵の普及徹底を圖ること
- 六、學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し特に兒童生徒の學用品に於ては國産品を使用せしむること
- 七、縣及市町村に於ては「國産獎勵の爲會計法の特例に関すること」

○青森縣

第一、國産愛用運動に関する計畫要綱

本縣にありては、公私經濟緊縮委員會の決議に基き本運動に関する趣旨を普及徹底に努めた。

第二、實施事項

實施事項中、國産品輸入品對比展覽會を開催し、次の如き方法に依り本運動を普及し、相當の効果を收めたのである。

國産品輸入品對比展覽會開催狀況

- 一、主催 青森縣、青森商工會議所、青森市、聯合
- 二、名稱 國産品輸入品對比展覽會
- 三、會場 青森市公會堂
- 四、開會日數 九月二十九日より五日間
- 五、陳列品 商工省貸付品
- 六、付帶事業 優良縣産品展覽並に即賣會(但し別室)
- 七、宣傳 ポスター、チラシの配付、立看板各市町村長各學校各種團體通牒
- 八、入場人員三萬五千二百八十名

る法律」に倣ひ國産品優先使用の方法を講ずること

八、公私經濟緊縮又は生活改善に関する規約申合等には必ず國産品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること

九、國産品愛用週間を設定し強調を圖ること

一〇、ポスター、パンフレット等を配付すること

第二、實施事項

一、本縣内に於て使用する外國品の種類數量價額等を精査する方法

イ、供給方面

縣内樞要の都市、山形、米澤、鶴岡の三市酒田、新庄、楯岡三町に於ける商店に就き商工會議所又は其の他の機關に依頼し其の品目數量、價額を調査すること

ロ、需要方面

縣内小學校中學校の兒童生徒の手を經各家庭に於ける外國品使用の狀況を調査せしめ各學校長は之を取り纏め縣へ報告すること

(本調査の目的は其の使用狀況の正鵠を期するよりも之に依り家庭に國産品愛用の觀念を兒童生徒を通じて涵養せしむることにあり)

二、講演會活動寫眞會の實施要項

イ、講演會

主務省より講師を聘し山形、鶴岡の二ヶ所に於て大々的に開く

ロ、活動寫真利用講演會
各市町村より希望をとり縣内約二十ヶ所に於て開催の見込

三、外國品、國産品の對比展覽會

右は山形市に一ヶ所開催すること、し主務省の應援を求むることは勿論なるも山形商工會議所と充分なる協定を遂げたる後開催せむとす(本展覽會に要する經費は相當多額を要する見込なるも出来るだけ節約を圖り商工會議所に依頼するか共同主催にせむとす)

四、國産品愛用週間

年二回開催すること、し第一回は年末即ち十二月下旬一週間他の一回は九月中に實施せむとす
猶縣下の各學校、青年訓練所に對し、次の如き訓令を發した。

各學校青年訓練所等に於ては兒童、生徒に對し現下の我國情を審にし國産愛用の切實なる所以を理解せしめ學用品は全部國産品を使用せしむること

一、國産愛用週間の實施

(一) 期 間 自十月十一日一週間
至十月十七日一週間
實施事項

- (1) 各市町村、各學校等をしてなるべく自發的に趣旨の徹底を期せしむる目的の下に通牒を發し、各市町村等夫々適切なる事項を定め、實施することを懇願した。
- (2) ポスターの配付、ポスター四千枚を印刷し縣下普く配付した。

- (3) 國産品對比展覽會狀況結果等は別項輸入品
- (4) 國産愛用講演會 山形市に於て開催

斯種講演會は九月一日より同二十四日に至る間に於て縣下樞要の地二十ヶ所に於て活動寫真を利用し講演を開催したるに付本週間中は前記一ヶ所に止めた

二、國産品輸入品對比展覽會開催狀況

十月十一日より十七日まで本縣商品陳列所に於て表記の展覽會を開催し、十一萬人餘の觀覽者を吸集し、本運動の趣旨を普及せしめた。

- 一、名稱 國産品對比展覽會
- 二、主催 山形縣、山形商工會議所、山形市
- 三、後援 內務省、商工省
- 四、會期 自昭和五年十月十一日至同年十月十七日
- 五、會場 山形縣商品陳列所
- 六、宣傳方法 山形市及近接町村には立看板を建て、縣内各

○秋田縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

一、運動の要旨

金輸出解禁後に於ける我國經濟界の更正を圖るには國産の振興と其の愛用に依り産業の基礎を確立して國際貸借の關係を改善するを以て急務とする所以を明かにし

一、我國産業の現況及優良國産品目を宣明して國民多年の弊習たる舶來品偏重の迷妄を打破し國産品愛用の觀念を普及徹底せしむること

二、我國貿易の趨勢並國際貸借の現状を示し輸入に俟つの止むなき品目を節約するの氣風を旺にすること

三、國産品の改良發達の方策を講じて國內産業及輸出貿易の振興を圖るため生産業者、販賣業者の協力自覺を促すこと

二、實施要領

- 一、縣に於ける運動は公私經濟緊縮秋田地方委員會に於て統制し政府及公私經濟緊縮委員會並に地方に於ける實業團體、教化團體、婦人團體等と密接なる聯絡を保つこと
- 二、地方に於ける運動は市町村又は市町村教化委員會(昭和五年一月十七日縣報登載秋發社第二號依命通牒參照)

七、附帶事業
地にはポスターチラシを配付し、且つ關係方面に案内狀を送付して極力觀覽者を吸集した
本會と同一時期に於て山形縣、山形市、山形商工會議所共同主催を以て國産山形縣工藝品展覽會を開催し、尙之等の開催を協賛するため、會場外に於て連日各種餘興(晝間藝妓手踊及民衆演藝夜間活動寫真等)を公開して一般に觀覽せしめた。

八、入場人員

國産品對比展覽會觀覽人員調

月 日	觀 覽 人		計 員
	男	女	
十月十一日	五、〇八八	二、〇三三	七、一三〇
同月十二日	七、九五六	四、四五五	一二、五一一
同月十三日	一〇、九四八	五、〇二五	一五、九七三
同月十四日	五、九六六	三、九二六	九、八九二
同月十五日	六、三三四	四、七〇九	一一、〇四三
同月十六日	六、八二二	四、四八七	一一、三〇八
同月十七日	二〇、六四四	一四、七四七	三五、四三二
合 計	六三、八六七	三九、四六一	一〇三、三八八
一日平均	九、二四	五、六七	一四、六一

に於て統制し公私經濟緊縮秋田地方委員會並に各種團體と緊密なる聯絡を保つこと但し必要あるときは各市町村に於ける實業團體其他を以て委員會を作り統制機關たらしむること

三、廣く新聞社、雜誌社等の協力を求むること

四、講演會、映畫會、協議會等を開催すること

イ、商工省、内務省及縣共同主催の講演會、映畫會を開催すること

ロ、縣下主要町村に於て縣並町村共同主催の講演會映畫會を開催すること

ハ、講演會開催を兼ね官公署、實業團體、教化團體、婦人團體、教育關係者の協議會を開催すること

ニ、其他隨時講演會映畫會等を開催すると共に諸集會を利用して趣旨を徹底せしむること

五、國産品愛用週間を設定すること

國産品愛用週間を本年内に於て二回設定し全縣的運動を實施して愛用運動の要旨を徹底せしむるの方策を講ずること

六、展覽施設を行ふこと

イ、商工省縣及縣内實業團體と共同し國産品と輸入品の對比展覽會を開催すること

ロ、此種の展覽會又は店舗裝飾等を開催する團體に對し

ては縣に於て極力後援すること

七、見本表、其他印刷物を配布すること

イ、中央と聯絡し原料品、事務用品、日用品等に付國産品と輸入品との實物對比表を作成し夫々關係方面に配布すること

ロ、其他優良國産品目並重要輸入品目中國産品に代用又は匹敵し得べき品目を具體的に調査したる説明書を配布すること

ハ、國産品愛用の實行事例又は輸出入産物の生産事例及其の一般産業貿易等に及ぼせる効果等を蒐集し廣く發表すること

ニ、國産品愛用、輸入防遏國産並地方物産振興等に關する標語歌詞論文ポスター圖案等を公募し刊行配布すること

ホ、其他趣旨普及用印刷物を配布し又は揭示板、告知場等に掲載すること

八、公私經濟緊縮に關する申合、規約には必ず國産品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること

九、各種の學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し特に小學校用品に對しては必ず國産品を使用せしむること

一〇、縣並に市町村に於ても必要に應じ政府の國産品獎勵

の爲の會計法の特例に關する法律に倣ひ會計規則に付特例を設くること

第二、實施事項

一、國産愛用週間實施事項

國産品愛用週間其他愛用運動實施計畫要綱

一、主催者

イ、秋田縣

ロ、各市町村

二、實施期日

九月十日より十六日迄一週間

三、實施項目

イ、講演會、講話會、映畫會を開催すること

(1) 縣主催の講演會、映畫會を小坂町、大館町、能代港町、大崎港町、大曲町、横手町、湯澤町、本莊町に於て開催すること

(2) 其他各市町村に在りては市町村各種團體等主催の講演會を開催すること

(3) 各中等學校、小學校、青年訓練所、補習學校男女青年團に於ては生徒、兒童及團員に對し講話をなすこと
ロ、申合規約を實施すること

各官公署、各學校、各種團體、教化委員會、會社、工場

等に於ては國産品愛用に關する申合規約を實施すること

ハ、内外商品對照展覽會を秋田市に於て開催すること

ニ、主要市町村に於ける商店の陳列窓を利用し國産品愛用の趣旨を強調する裝飾をなすこと

ホ、主要小賣商店に於ける包装用紙に「國産品愛用」の「スタンプ」を捺印使用すること

ヘ、同小賣商店に於ける包装用紙封緘紙に「國産品愛用」と印したるものを用ふること

ト、縣廳より發送する文書は週間中右封緘紙を貼用すること

チ、郵便局に於て國産品愛用の標語スタンプを用ふること
リ、各揭示場、告知場、各學校集會場、各商店自動車等に

ポスターを貼付すること
ヌ、各中學校生徒を通じ家庭に國産品愛用の趣旨を徹底する爲りフレットを配布すること

ル、各種演藝場、映畫館、乗合自動車等の切符に「國産品愛用」のスタンプを捺印すること

ヲ、各新聞雜誌に趣旨の記載を依頼すること
ワ、各新聞紙に優良國産品の紹介をなすこと

四、實施要項

イ、諸經費は原則として主催者の負擔とすること

ロ、主催地に於て適當なる講師なきときは縣より派遣する

こと但縣官吏以外の講師の旅費は主催者の負擔すること
ハ、講話要綱、ポスター封緘紙リーフレットは縣に於て作成配布すること

二 國産獎勵展覽會開催狀況

(一) 秋田市に於て主催せる國産獎勵展覽會
五年九月十日より十六日に至る同展覽會は入場三萬五千九百七十七人を示し、本運動の趣旨の普及を爲す上に於て効果を收めた。

(二) 能代港町に於ける同展覽會

一、主催 秋田縣、能代港町、能代商工會
一、開催月日 自昭和五年九月二十日 至九月二十二日
毎日自午前八時 至午後五時

一、開催場所 能代淳城第二尋常高等小學校

一、陳列品目 日本商工會議所貸與品全部

一、入場人員 九月二十日 五、二〇〇人
同二十一日 一四、九〇〇人
同二十二日 九、七〇〇人

計 二九、八〇〇人

一、附帶事業 講演會、活動寫眞會、即賣會、兒童作品バザ
ー並展覽會、陳列窓競技會

三、懸賞募集に依る標語
國産愛用運動に關する標語を左の如く決定した。

- 一、時代は國産
- 一、國産は進む日本に湧く力
- 一、昨日の舶來今日の國産
- 一、時代は國産

○福井縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

- 一、國産品使用獎勵運動の要旨
- (一) 現下我國に於ける外國貿易の趨勢並に舶來品尊重の迷妄に因り輸入超過の趨勢を助長し國內産業の發達を阻害するの狀況を一般に周知せしめ國産品使用の緊要なる所以を明にして縣民の理解を求むること
- (二) 國民精神の緊張を持續し國産品愛用の氣風を旺にすると共に國內産業の振興を圖り國際貸借の改善に資せしむること

二、國産品使用獎勵運動の方法

- (一) 新聞、雜誌等と聯絡を圖り其の協力を求むること
- (二) 商工會議所、商工會織物同業組合、織物調査會其他實業に關係ある團體並銀行、會社工場等と連絡して産業の合理化を圖り以て優良品の廉價供給の實を擧ぐるに努むること

と

(三) 農會産業組合水産會、山林會其他産業に關係ある團體教化團體、婦人團體又は篤志家等の活動を促すこと

(四) 國産品愛用に關する講演會又は協議會の開催並に活動寫眞の利用を爲すこと

(五) 寺院教會、劇場、活動寫眞館、寄席其の他の場所に於て多衆集合の機會を利用し國産品愛用に關する趣旨の徹底を圖ること

(六) 國産品愛用週間を設定すること
(七) 國産品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと

(八) 優良國産品並外國品に代用若は匹敵し得べき品名を主務省と連絡して具體的に調査し又は國産愛用の實行事例を蒐集して其の結果を廣く發表すること

(九) 國産品愛用に關する標語「ポスター」其の他の資料を配付すること

(一〇) 各種の學校教育に於一層國産品愛用の觀念を涵養し特に學校兒童生徒の學用品に付ては國産品を使用せしむること
(二) 縣及市町村に於ては「國産獎勵の爲め會計法の特例に關する法律」に倣ひ國産品の優先使用の方途を講ずること
(三) 公私經濟緊縮又は生活改善に關する規約、申合等には必

予國産品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること

(三) 縣に於ては可成地方の講演會に講師を派遣し之が指導援助に努むること

第二、實施事項

五年十二月一日より七日間、國産愛用運動に關する週間實施し、此の週間中左の施設を具體化し、本運動の趣旨の普及徹底に努めた。

一、國産品愛用講演會

開催地	期日	講師	聴講人員
大野郡猪野瀨村	十二月二日	酒井 屬	二〇〇人
福井市	同 月四日	依商工大臣	八五〇人
三方郡西田村	同 月五日	笠島社會事業主事	二五〇人
今立郡味真野村	同 月六日	酒井 屬	二五〇人
丹生郡殿下村	同 月七日	同	一五〇人
大飯郡大島村	同 月七日	笠島社會事業主事	一五〇人
足羽郡上宇坂村	同 月六日	關根社會教育主事	三五〇人

二、國産品愛用講演活動寫眞會

開催地	期日	講師	聴講人員
吉田郡河合村	十二月五日	油谷社會教育主事 補	一五〇
南條郡宅良村	同 月六日	同	二〇〇
敦賀郡愛發村	同 月五日	福岡縣屬山本社會事業主事 補	一五〇
遠敷郡内外海村	同 月六日	同	二〇〇
坂井郡鳴鹿村	同 月七日	眞柄社會事業主事 補	二〇〇

三、曩に本縣に於て募集せる當選標語六句ポスター七千二百枚調製し、之を市町村に配布し、官公衙學校揭示場等に掲せしめた。

市町村施設事項

市町村に在ては、夫々適切なる施設を實施した。其の概況左の如し。

- イ、國産品愛用に關する訓話等をなせるもの
 - 大飯郡佐分利村外三十五ヶ町村
 - ロ、協議會並懇談會等を開き趣旨の宣傳之が實施方法を協議せるもの
 - 福井市外二十九ヶ町村
 - ハ、實施申合せ等をなせるもの
 - 南條郡河野村外三十七ヶ町村
 - ニ、本縣に於て募集せる標語及ポスター等に倣ひ適切な

- ヘ、懇談會及座談會等を開催せるもの
 - 坂井郡高須城小學校外二十五校
 - ト、映畫會を催し趣旨宣傳に努めしもの
 - 坂井郡東十郷村小學校外三校
 - チ、ピラ等を配布せるもの
 - 南條郡湯尾小學校外三十二校

- 各種團體及其の他に於ける施設事項左の如し
 - イ、訓話並申合せをなせるもの
 - 敦賀郡五幡處女會外二ヶ團體
 - ロ、標語並ポスター等を作製し一般に配布せるもの
 - 敦賀郡敦賀町處女會外三ヶ團體
 - ハ、ピラ並パンフレット等を配布し趣旨普及を計るもの
 - 敦賀郡中郷村青年團外五ヶ團體
 - ニ、團員をして家庭使用品を調査せしめたるもの
 - 坂井郡本莊村處女會外二ヶ團體
 - ホ、各種報導機關に掲載し一般に愛用觀念を起さしめたるもの
 - 南條郡北日野村福井縣青年社外二ヶ團體

る標語ポスターを募集作製し一般に配布せるもの

- 敦賀郡粟野村外六十四ヶ町村
- ホ、講演會を開催せるもの
 - 福井市外十六ヶ町村
- ヘ、國産品に關する展覽會を開催せるもの
 - 丹生郡立待村外七ヶ町村
- ト、ピラ等を配布し趣旨の徹底に努めしもの
 - 大野郡比谷村外二十ヶ町村
- チ、各戸に付き家庭使用品調査を行ひしもの
 - 三方郡八村外二十三ヶ町村
- 縣下各中、小學校に於ける施設事項左の如し。
 - イ、訓話並質疑應答等をなしたるもの
 - 福井市春山小學校外百十二校
 - ロ、講演會を開催せるもの
 - 福井師範學校外十七校
 - ハ、展覽會を開き兒童に對し趣旨の徹底を計ると共に一般民に普及すべき施設をなせるもの
 - 坂井郡篠岡小學校外四校
 - ニ、學用品調査をなせるもの
 - 吉田郡西藤島小學校外八十五校
 - ホ、標語ポスター並葉等を作製配布せるもの
 - 福井高等工業學校外八十九校

○石川縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

本縣にありては、公私經濟緊縮石川縣地方委員會に於て本運動に關する計畫要綱を左の如く決定し、趣旨の普及徹底に努めた。

- 一、運動の要旨
 - 一、外國品偏重の弊習を打破すること
 - 二、外國品に代用し得べき國産品の使用を奨励すること
- 二、運動の方法
 - 一、縣に於ては強調期間を設定し其の宣傳高調に努むること
 - 二、縣主催の講演會、講習會、活動寫眞講演會を開催すること
 - 三、市町村、産業團體、教化團體、男女青年團、學校等をして講演會、活動映畫會等を開催せしめ極力趣旨の宣傳に努め實行運動をなさしむること
 - 四、新聞雜誌と連絡を圖り其の協力を求むること
 - 五、國産品と輸入品との對比展覽會を開催すること
 - 六、標語ポスター、實驗談等の懸賞募集をなし之を公表宣傳に努むること
 - 七、ポスター、パンフレットの配布をなすこと
 - 八、縣市町村等の公共團體に於ては國に準し出來得る限り國

- 九、實業團體、百貨店、商工業者の組合等と聯絡を圖り可成店頭裝飾包裝紙其の他により趣旨の宣傳に努むること
- 一〇、本運動に際しては、特に國産品の品質向上を促すこと
- 一一、金融業者、製造業者並に消費者等の團體に於ても夫々適切なる申合せを遂げしめ、其の實行を期待すること
- 一二、内外品對比活動寫眞映寫會の開催につき考慮すること

第二、實施事項

一、國產愛用強調週間の實施

本縣に於て七月十七日より十日間を第一回國產愛用強調期間と爲し、十一月五日より一週間を第二回強調期間と相定めて、本運動の趣旨の徹底を圖つた。

第一、期 間 十一月五日より十一日迄七日間

第二、宣傳獎勵事項

一、國産品對比展覽會の開催

期 日 十一月五日より十一日迄(七日間)

會 場 七尾町

陳列品商工省貸下

二、實業團體商工業者と密接なる聯絡を採り店頭裝飾包裝紙による宣傳をなさしむ

右に關し強調期間前に金澤市其の他主なる商店百貨店主

を招集し協議會を開催す

三、各種團體をして實行事項の申合をなさしむ之に關しては主なる團體十數箇の代表者を招集し協議會を開催す

四、懸賞募集に依る國產愛用獎勵歌詞を作曲し強調期間前に配布す兒童生徒をして歌はしむ

尙小學校に於て適當なる二ヶ學年(他學年は隨意)をして旗行列をなさしむ

五、講演會活動寫眞會の開催

縣主催約十ヶ所市町村主催には講師派遣す

六、ポスター二千枚作製配布す

其の他チラシ等の配布をなさしむ

○富 山 縣

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

富山縣に於ては、本運動に關し告諭及訓令、通牒等を發すると共に、六月二十八日富山縣公私經濟緊縮地方委員會を開會し、左の通國產愛用に關する實行要目を決定し、右實行要目に基き、趣旨の普及徹底を計る事にした。

富山縣に於ける國産品の使用獎勵に關する

實行要目

- 一、産業貿易に關する關係官廳と密接なる聯絡の下に舶來品偏重の迷妄を打破し國産品愛用の觀念を普及徹底せしむること
- 二、市町村、市町村公私經濟緊縮委員會、實業團體、教化團體、婦人團體、新聞、雜誌等と協力して左記施設を講じ之が實效を收むるに最善の努力を效すべきこと
- イ、國産品愛用に關する講演會、活動寫眞會等を開催すること
- ロ、國産品愛用週間を設定すること
- ハ、國産品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと
- ニ、市町村公私經濟緊縮に關する申合規約等には必ず國産

第四章 各地方に於ける國產愛用運動の概況 (富山縣)

品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること

ホ、優良國産品並に外國品代用若は匹敵し得べき品名を調査し又は國産品愛用の實行事例を蒐集して國産品使用獎勵の資料とすること

ヘ、國産品愛用に關する標語、ポスター其の他の資料を市役所、町村役場の青年團其の他の掲示板、告知板に掲載すること

ト、實業團體、百貨店、商工業者の組合等と聯絡して可成店頭裝飾、包裝紙、レツテル、封緘紙等に國產愛用の標示若は趣旨を加味せしむること

チ、官公署各種團體等の使用する諸用紙、封筒等に國產愛用の標記若は趣旨を表記する様交渉すること

三、學校教育に於て一層國産品愛用の觀念を涵養し特に學用品の使用に付配意すること

第二、實施事項

一、國產愛用週間の實施

國産品の使用獎勵に關し之が運動強調の爲七月一日より七日迄一週間別紙計畫要項に依り

第一回の國產愛用週間を設定し關係市町村商工會議所等諸團體連繫協調して之が實施に努めた其の梗概左の通第二回國產愛用週間は十一月十日より同十六日迄一週間實

施した其の概況は第一回週間の施設と略同様に付省略す

(イ) ラヂオ放送

金澤放送局と交渉し國産愛用週間舉行に際し官廳ニユースとして六月三十日午後五時五十分及七月一日午後九時四十分の二回に亘り放送した

(ロ) 國産愛用講演會及映寫會

國産品使用獎勵の緊切なる所以を以て強調し其の趣旨の徹底を圖り急速敏活に縣民の自覺奮起を促す運動方法として講演會の開催を最も有効適切なりと認め本省より早稲田大學講師内ヶ崎作三郎氏の派遣を得又本縣公私經濟緊縮地方委員會委員を動員して七月一日以來二市、二十八町、三村に於て三十五回の講演會を開催した又社會局より活動寫眞フィルム「土は永遠に生く」彼の半生」合計五卷の貸與を受け二市、四町、三村に於て講演會と併せ映寫會を開催したが何れも其の効果顯著なるものがあつた

(ハ) ポスター宣傳

國産品の優先愛用に關し一般の注意を喚起せむが爲國産愛用宣傳ポスター六千四百枚を印刷して管内市町村、學校、關係官公署、停車停留場、電車、圖書館、教化團體實業團體、浴場、理髮店へ頒布掲揚して趣旨の宣傳に努めた



3. 右の通封筒及用紙に國産愛用の標語等を加刷使用することにした

(ヘ) 陳列窓の利用

立札(日ノ丸ニ國産愛用ノ四字ヲ表ス) 參千個を作製し商品陳列所、百貨店、小賣店の陳列窓及店頭に掲出せしめた

(ト) 大旗宣傳

管内各市町に國産愛用標大旗一百枚を配付し各市町目抜の街頭に掲揚して趣旨の宣傳に努めた

二、輸入品調査

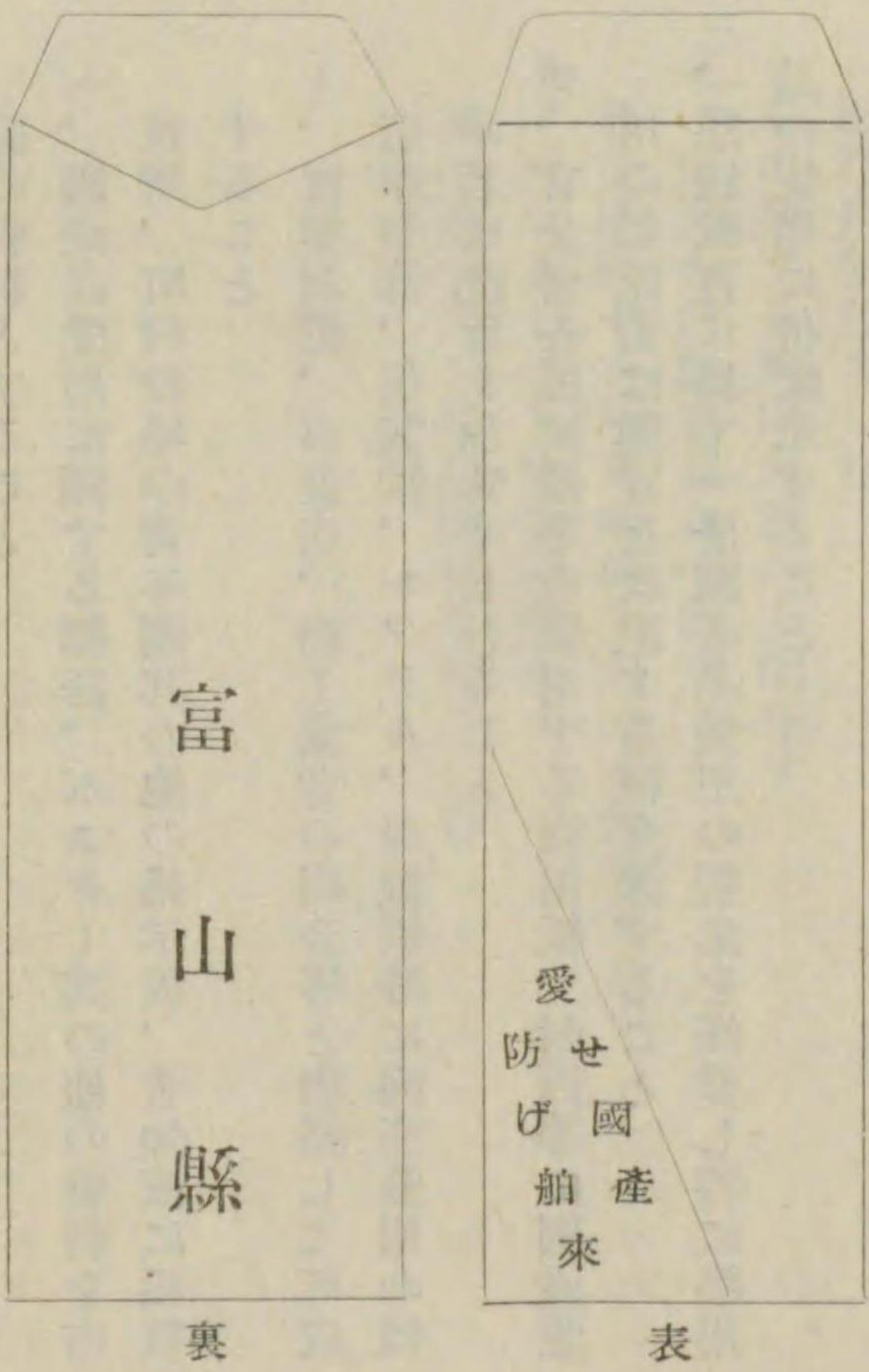
關係市町村、商工會議所、會社、工場に就き昭和四年度本縣内輸入品並其の代用品に對する品名及價格に付調査を行

(ニ) リーフレットの配付

趣旨普及の爲「國産愛用週間に際して汎く縣民各位に懇ふ」と題するリーフレット十五萬枚を印刷して管内各戸及關係各方面に配付した

(ホ) 封緘紙等の利用宣傳

1. 左記の封緘紙十萬枚を印刷して百貨店小賣商店の商品包装用として貼付使用せしめた



2. 左記「國産愛用」「明治の舶來昭和の國産」なるゴム印を縣廳各局課に配付し收發文書の欄外に押捺し宣傳に力めた

つた

三、官廳用購入品に對する監督

昭和四年九月十七日各廳長に對し依命通牒を發して爾來外國品の購入を要する場合は其の品目金額並其の理由を詳具せしめ認可を受くることとした

四、教化團體の活動

富山縣教化團體聯合會は七月四日加盟四十五團體に對し公私經濟緊縮地方委員會決定の趣旨に基き國産愛用運動の目的達成に協力方通牒の結果富山縣神道教化團體聯合會及日蓮宗信教會に於ては既に宣傳ビラの配付及講演會を開催し富山縣教育會等に於ては其の機關雜誌に國産愛用の記事掲載に付配意する等夫々教化運動としての立場に於て之が實績を収むるに努めつゝあるのである

五、内外品對照國産愛用展覽會

國産品の使用獎勵強調の爲八月四日より左の通内外品對照國産愛用展覽會を開催し特に宮内省より 皇室御用國産品七十三點の貸下を請ひ一般陳列品二千七十七點と共に晝夜開場展示の結果入場者總數三萬九千餘人を算し相當効果を擧げ得た。其の開催狀況左の通

御用品	會場	會期	入場觀覽者	一般陳列品		
				種別	國產品	輸入品
七三	富山市會場 (富山商品陳列所)	自八月四日五日間	染織品	二七點	四七點	二六四點
		自八月十一日五日間	化學器具	二五〇	一三四	三七四
七三	高岡市會場 (高岡商品陳列所)	自八月十五日五日間	飲食料品	四六一	四七	五〇八
			雜工品	二八五	三〇	三〇五
計			雜工品	五六三	六四	六三六
七三	計	延十日間		一、七五	三〇三	二、〇七二

六、冊子印刷配付

鐵道大臣江木翼著「國產の振興」は國產愛用の觀念涵養上好參考資料と認め五百部を印刷し市町村公私經濟緊縮地方委員會委員教化團體、圖書館、各種實業團體、學校等に配付した

昭和五年七月中に於ける縣市町村等主催國產愛用講演會映寫會開催狀況は左の通である

種別	施行箇所數	參會者
國產愛用講演會	本省派遣講師	五凡
同講演會及映寫會	其他講師	二七凡
計		三二、〇七六

七、國產振興共進會

國產振興の爲十一月一日より同五日間開催した其の出品點數八千四百五十一點出品人員四百十八人であつて相當効果を納め得た

〇鳥取縣

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

鳥取縣に於ては昭和五年六月十三日第二回公私經濟緊縮委員會を開催し、左の通本運動に關する實施要項を定めたのである。

- 一、國產愛用運動に關する實施要項
 - 一、中央公私經濟緊縮委員會及關係當局と密接なる聯絡の下に舶來品偏重の迷妄を打破し國產品愛用の觀念を普及徹底せしむること
 - 二、實業團體、教化團體、婦人團體、新聞雜誌等と協力して左記事項を參酌し適切有效なる施設を講ずること
 - イ、國產品愛用に關する講演會、活動寫眞會、協議會を開催すること
 - ロ、國產愛用週間を設定すること
 - ハ、國產品と輸入品との對比展覽會其の他の展覽施設を行ふこと
 - ニ、公私經濟緊縮に關する申合規約等には必ず國產品愛用に關する事項を加へ其の勵行に努めしむること
 - ホ、男女青年團體等の計畫にかゝる講習會等の際には國產愛用に關するものを行ふこと
 - ヘ、優良國產品並外國品に代用若は匹敵し得べき品名を中央と連絡して可成具體的に調査し又は國產品愛用實行事例を蒐集して其の結果を廣く發表すること
 - ト、國產品愛用に關するポスター、標語、論文の懸賞募集をなすこと
 - チ、國產愛用に關する標語ポスター、其の他の資料を市町村役場、青年團其の他の掲示板、告知場等に掲載すること

- リ、商工會議所、商工會等と協力し店頭裝飾、市街裝飾、季節大賣出の施設等にも大いに國產愛用運動の趣旨を加味し包裝紙等にも國產愛用の意味を印刷して宣傳に努むること
- 三、學校教育に於ても左記事項を參酌して一層國產愛用の觀念を養成するに努むること
 - イ、國產愛用に關する訓話揭示を爲し又は舶來品と優良國產品との對比陳列等の施設を講じ學校内販賣部又は少年團校友會等を指導し國產愛用運動の宣傳をなすこと
 - ロ、地理、理科等の教授に際し我邦工業の狀態、販路等を説明し國產愛用の觀念を徹底せしむること
 - ハ、小學校兒童の學用品に付ては必ず國產品を使用せしむること
 - ニ、女子中等諸學校にありては生徒をして家庭に於て使用する舶來品につき國產品を以て代用し得べきものを調査せしめ國產愛用の實行を促すこと
 - ホ、實業諸學校にありては關係ある産業の部門に付て國產振興及國產愛用に關する講演會、展覽會研究會等の施設を行ふこと
- 四、縣及び市町村に於ても必要に應じ政府の國產品獎勵の爲の會計法の特例に關する法律に依ひ會計規則に付特例を設くること

第二、實施事項

一、國産愛用週間の實施

第一回週間は七月二十日より一週間とし左の計畫の下に實施した。

一、期 間 自七月二十日
至七月二十六日

二、實施事項

(一) 縣計畫事項

イ、講演會開催

鳥取、倉吉、米子の三ヶ所に於て中央より講師の派遣を乞ひ國産愛用に關する大講演會を開催すること

ロ、ポスター、貼札及ビラの配布

強調日前に於て市町村學校工場等に配布すること

ハ、自動車電車に依る宣傳

縣の自動車を八頭、岩美、東伯、西伯方面に派遣して宣傳すると共に民間に於ける電車乗合自動車の經營者に對し車内にポスター貼札の掲示を依頼すること

ニ、新聞雑誌に依る宣傳

縣下に於ける新聞雑誌に本運動に關する知事の談其の他本運動に關する記事の掲載を依頼すること

ホ、講演會講師派遣

市町村其の他團體の希望に依り講師を派遣す

(二) 市町村の計畫事項

イ、ポスター及貼札の掲示並ビラの配布

縣より送附せるポスター、貼札を掲示しビラを配布するのみならず、可成市町村に於て特に考案せるものを掲示し又は配布すること

ロ、商工會議所、商工會等と協力して國産愛用に關する店頭裝飾市街裝飾國産品賣出をなし包装紙等にも國産愛用の意味を印刷して宣傳に努むること

ハ、講演會等の開催

強調日を中心として其の前後に開催すること

ニ、實行事項協議會開催

當日市町村内に在る官衙學校及各團體の代表者並に當該市町村有力者等相集りて實行事項協議會を開催し國産愛用に關する實行事項を申合すること

(三) 學校の計畫事項

イ、訓 話

國産愛用に關する訓話をなすこと

ロ、對比展覽會開催

生徒兒童の使用する學用品につき國産品と輸入品との對比展覽會をなし、出來得れば家庭に於て使用する日用品につきても之を行ふこと

ハ、講演會研究會の開催

國産振興及國産愛用に關する講演會研究會を開催すること

ニ、宣傳ビラの配布

生徒兒童の各自工夫に成れる宣傳ビラを其の校下に配布せしむること

二、國産品輸入品對比展覽會の開催

十月十五日より同十九日迄五日間縣及鳥取市、鳥取商工會議所共同主催の下に鳥取市に於て開催した。入場者は學生、男女青年團、婦人會員其の他で總人員約二萬二千人に達した。尙入場者に趣旨の宣傳の爲印刷物「國産品を以て代表し得べき輸入品の輸入状況一覽表」外二種類を配付した。

三、ポスター及ビラの配付

國産愛用運動の趣旨の宣傳の爲ポスター二千六百枚、ビラ十一萬枚を印刷しポスターは縣内市町村、各種學校、團體、官衙、劇場其の他一般集合の場所交通機關等に配付掲揚せしめ、ビラは縣内各戸に一枚宛配付した。

○鳥 根 縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

鳥根縣に於ては、昭和五年六月十二日第二回公私經濟緊縮地方委員會を開催し、左の通本運動に關する方法を決定したのである。

一、實業團體、教化團體、婦人團體、新聞雜誌社等と協力して舶來品偏重の迷妄を打破し國産品愛用の觀念を普及徹底せしむること

二、各種學校と協力し學用品には極力國産品を使用せしめ徹底的に國産品愛用の良習を涵養せしむること

三、縣下主要地に於て國産品愛用に關する講演會、講習會、協議會、活動寫眞會等を開催し宣傳に努むること

四、國産品愛用に關するポスター、パンフレット、リーフレット、マーク、スタンプ等を作製し又標語、俚諺、繪畫等を募集し之を各方面に配布して宣傳に努むること

五、國産品愛用強調週間を設定し商店、組合等と協力して店頭裝飾、包装紙等に國産品愛用の意味を印刷して宣傳に力むること

第一回強調週間は七月一日より同七日までとす

六、縣下數ヶ所に於て國産品と輸入品との對比展覽會を開催

- し又小學校、中學校に對しては學用品に關する對比見本を
作製して巡覽せしむること
- 七、優良國産品並に外國品に代用若くは匹敵し得べき國産品
を調査し之が周知に力むること
- 八、國産品愛用の徹底を圖る爲之が改良發達に力むると同時
に其の價格の低廉に力むること
- 九、市町村團體等主催の講演會、活動寫眞會等には精々講師
技術員等を派遣し又は斡旋すること
- 十、市町村團體等に於て適宜國産品愛用に關する規約又は申
合等をなし、實績の擧揚に力むる様盡力すること

宣言

既に金解禁斷行せられ今や經濟更生の一途に向つて國民の努
力を傾倒すべき時期に際し舶來品偏重の弊風を打破し一層國
産品愛用の氣風を旺にして國內産業の振興を圖り國際貸借の
改善を促し以て我が國經濟力の充實發展を期するは正に刻下
の急務なり茲に本會第二回委員會の開催に方り同志相率て國
産品の愛用を誓ひ弘く之を宣言す

決議

舶來品偏重の謬見を一掃し、國産品の眞價を明かにして之を
愛用するの美風を喚起し以て國民經濟建直しの目的を達成せ
むが爲、本委員會は擧縣一致左の事項を勵行せむことを望む

- (一) 各島、郡に於て町村長招集説示
各島、郡に於て夫々町村長、警察署長を招集し、知事は本
運動に關する説示を行ひ、又市町村當時者の意見を徴し、
目的の達成を計つた。
- (二) 告諭、依命通牒の發布
強調週間の第一日たる七月一日付を以て、國産愛用に關す
る知事の告諭並依命通牒を發した。
- (三) 標畫の掲揚
國産愛用標畫二萬枚を印刷し、縣内各地に配付し、適當の
箇所に掲揚せしめた。
- (四) 一枚刷及標章の配付
國産愛用の趣旨を印刷に附したる一枚刷十五萬五千枚、及
各戸入口に掲揚すべき標章十六萬枚を印刷し、各市町村長
を経て縣内各戸に配付した。
- (五) 商店陳列窓の國産運動化
縣内各地の商店中、陳列窓の設備あるもの約三千戸に對し
國産愛用運動參加章を配付し、販賣業者をして本運動の趣
旨を理解せしむると共に標畫を陳列窓に掲揚せしめて、右
參加章と共に商店を利用して需要者一般の注意を喚起せし
めた。
- (六) 小冊子の配付
「國産の振興」一千部、本縣下に於ける舶來品使用狀況」一

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (岡山縣)

- 一、日用品には努めて國産品を愛用すること
- 二、官公衛會社等は率先して國産品を使用すること
- 三、學校及家庭は協力一致して生徒兒童をして國産品愛用
の良習を涵養せしむること
- 四、國産商品には適當なる方法に依り國産品たることを表
示すること
- 五、縣産品の發達助成に力むること

昭和五年六月十二日

島根縣公私經濟緊縮地方委員會

第二、實施事項

- 一、國産愛用強調週間の實施
七月一日より同七日迄、一週間國産愛用強調週間と定め、
各種の施設を講じ、之が實績を擧ぐるに努めた。左に示すも
のは、週間中及其の前後に於ける施設事項の概況である。
- (一) 國産品輸入品對比展覽會の開催
十月二十四日より二十六日迄三日間、那賀郡濱田町に於て
又、十月二十九日より三十一日迄三日間、松江市に於て開
催した。其の入場人員は濱田町四千七百九十一人、松江市
五千九十五人であつた。尙右期間入場者に對し、印刷物「國
産物輸入品對比概評」外を配付した。

- (二) 千部を印刷し、縣内各方面に配付した。
- (三) スタンプ使用
國産愛用に關するスタンプを作製し、縣より發する各種文
書に押捺し、趣旨の普及を圖つた。
- (四) 標畫、標語、俚語の懸賞募集並審査結果發表
國産愛用に關する標畫、標語、俚語の懸賞募集を行ひ、國
産愛用週間に其の結果を發表した。

岡山縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

岡山縣に於ては、曩に公私經濟緊縮岡山地方委員會に於て
決定したる實行要目に従ひ、各種の施設を講じ、國産愛用の
趣旨の普及徹底を圖つたのである。其の施設事項の概況を示
せば左の通である。

第二、實施事項

- 一、國産愛用週間の實施
昭和五年七月十五日より同二十一日迄、一週間を第一回國
産愛用週間と定め、各種の施設を講じ、本運動の趣旨の普及

を圖つた。其の概況を示せば左の通である。

- (一) ポスターの配付
國産愛用運動の趣旨の宣傳の爲、ポスター五千枚を印刷し各市町村に配付した。
- (二) 國産愛用事例の募集
募集ポスター三千枚を印刷し、各市町村に配付し、博く國産愛用に關する事例の募集を行つた。



- (三) 國産愛用映畫タイトル作製
國産愛用週間用として映畫タイトル二十本を作製し、各常設館に貸付映寫せしめた。
- (四) 國産愛用繪葉書及カードの配付
國産愛用繪葉書一萬枚、及カード九萬枚を印刷し、各市町村及各種學校等に配付した。

二、國産品輸入品對比展覽會並映畫講演會の開催

九月九日より同二十四日迄の間に於て、三箇所にて國産品輸入品對比展覽會を開催すると共に、右會場に於て映畫講演會を開催した。其の成績を示せば左の通である。

國産品輸入品對比展覽會成績

開催地	期	日	入場人員
岡山市岡山縣商品陳列所	自九月九日 至九月十三日	五日間	四七、四八二
津山市鶴山館	自九月十六日 至九月十八日	三日間	一五、六九三
倉敷市旭町小學校體育館	自九月二十二日 至九月二十四日	三日間	一八、五〇三
計	毎日自午前八時 至午後十時	十一日間	八一、六七八

國産品愛用映畫講演會成績

開催地	期	日	入場人員
岡山市岡山縣商品陳列所	自九月九日 至九月十二日	四日間	九、八八〇
津山市鶴山館	九月十七日	一日間	一、五〇〇
倉敷市旭町小學校體育館	自九月二十二日 至九月二十三日	二日間	六、五〇〇
計	毎夜自午後七時 至午後十時	七日間	一七、八八〇

○廣島縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

本縣にありては、公私經濟緊縮委員會決定事項に基き、本運動に關する趣旨の普及徹底に努めた。

第二、實施事項

昭和五年十月一日より同七日迄一週間を國産愛用の趣旨普及せしむるため、國産品輸入品對比展覽會を開催し、此期間中は國産愛用の宣傳に、電車廣告、ポスターの配布、印刷物の配布等を行ひ、猶次の二大方針に基き本施設の趣旨の徹底に努めた。

一、方針の概要

國産品輸入品對比展覽會開催に對しては、左記二大方針に立脚して留意努力したるが、特に其趣旨徹底の爲め趣意書を印刷し各方面に配布した。

- (一) 一般者の自覺喚起
二億五千萬圓の多額に達する輸入品使用者たる一般國民を對象として、外來品尊重の矛盾並に惡弊を指適し、國産品愛用の趣旨を徹底普及し、以て輸入防止の實現を期する爲め、縣下市町村長、團體、學校其他有力者に對し

來觀の勧誘並に宣傳を爲した。

(二) 當業者の生産獎勵

三億六千萬圓の生産不足に基く輸入品の防遏上、生産當業者に對し生産能力の鞭撻をなし、其の自覺奮起を促す爲め、各種専門の委員を以て生産品の選定を遂げて、其の出品を勸告し、輸入品に伍して比較研究し、自製品の自覺と反省との實現を期した。

二、宣傳

電車廣告

十四個の大看板を電車の胴腹に吊下げ、九月二十六日より十月七日(終了日)まで宣傳廣告に供した。

ポスター

對比展覽會に國産愛用主旨を表示せるポスター四千枚を印刷し、縣下各市町村及廣島市内に限らず配布した。

チラシ廣告

セーラー萬年筆製作所寄贈の吸水紙利用チラシ
森永製菓所廣島代理店寄贈の菓應用チラシ
何れも市内各學校生徒に配布した。

三、對比展覽會開催狀況

會期は十月一日より同七日迄七日間にして、毎日午前九時より午後五時迄開館し、連日多大の盛況を呈したるが、會期中(第二日を除く六日)間餘興と宣傳を兼ね、會場の階下會議

室に於て國產獎勵宣傳「國產進軍」の活動寫眞を映寫觀覽せしめ、是又好評を博した。尙會期中の入場者等は左表の如し。

月	日	入場者		計
		男	女	
第一日	十月一日	四、〇二〇	四、五八八	八、五八八
第二日	同 二日	六、四四三	二、七六六	九、三三八
第三日	同 三日	六、四八〇	三、九四〇	一〇、四二四
第四日	同 四日	三、九〇三	一、一九〇	五、〇九三
第五日	同 五日	五、七〇三	二、七四四	八、四四六
第六日	同 六日	五、二六三	一、四九六	六、七五九
第七日	同 七日	三、三三三	一、三三八	四、六七一
合計		三三、一五〇	一八、〇三六	五三、一八六

四、附帶事項

(一) 飛行機の應援
佐世保海軍航空隊分遣所に於ては、本會開催の趣旨を翼賛あり、特に海軍大演習直前繁忙の際にも拘らず、一日より三日間、演習集合日の前日迄、毎日午前午後に亘り機翼を連ねて廣島市の上空に國產飛行機を飛來せしめ、本會の盛學を壯にされた。

(二) 印刷物配布

會期中連日の一般入場者に對し國產品愛用、輸入品防止の自覺を促す可き材料として、輸入品統計書、趣意書、目錄等を配布し以て本會所期の目的貫徹を期した。

○山口縣

第一、國產愛用運動に関する計畫要綱

七月二十九日より八月二日に至る五日間、山口市、阿武郡萩町、都濃郡徳山町、豊浦郡長府町、玖珂郡柳井町の五箇所に於て縣下市町村長の召集を行ひ、國產品の使用獎勵に關し左の通指示した。

國產品の使用獎勵に關する件

國產品の使用に就ては曩に告諭を發して縣民の自覺を促し其後更に通牒を發して各位の努力を求め或は國產品對比展覽會を開催して國產品使用の獎勵に努むる所あり地方の實情に依り已に夫れ〳〵適宜の措置を講じ國產品の使用に努められつゝありと信するも國際貸借の現狀に鑑み輸入の防遏と産業の振興に資する爲左記により各種團體と提携し愛國精神の發揚を促す等舉縣一致國產品の使用に努める様措置せられたし。

(一) 生産業者に對する措置

生産工場主と協議し廉賣、品質向上に依り國產品獎勵に導かしむる爲特に左記事項の實行に努めしむること

一、従業者の自覺促進

各工場に於て國產獎勵、廉價販賣及び品質向上に關して従業員の自覺を促すべく「ポスター」の掲示「リーフレット」の配付其の他講話をなす等適宜の方法を講ずること

二、國產品の識別標示

生産品の「レットル」に外國語のみを使用するは絶対に之を避けしめ萬己むを得ざる必要ありと認むる場合は邦語を併記し又併記し得ざるものについては國產品たることを認識し得る様「マーク」を附すること

(二) 販賣業者に對する措置

一般販賣業者に對しては商工會議所、商工會等と協力し又之等機關の設置なき地方に於ては販賣業者と協議し以て左記事項の實行に努めしむること

一、店頭裝飾

店頭裝飾には外國品の陳列を避け已むを得ざるものに付ては外國品と内國品を適當に配列し製造會社名價格等を標記すること

二、包紙及封緘紙

包紙及封緘紙に國產愛用を高調する標語意匠を施すこと

三、商品賣出

商品賣出に際しては適當の方法を講じ國產愛用精神の普及に努むること

(三) 一般消費者に對する措置

一、外國品使用狀況の調査

各家庭に於ける外國品使用狀況を調査し以て各家庭に於ける自省と地方に於ける之が對策に資するは最も意義あること、信ず従つて市町村に於ては區長、方面委員、男女青年團員、學校兒童生徒等を通じ其の他適宜の方法によりて之が調査をなし一般住民の反省を促すと共に一般之が對策に付措置すること

二、國民愛用精神の普遍徹底方法

(イ) 示談會、報德會其の他一般住民の集會に際しては役場吏員學校教職員臨席して趣旨の徹底に努むること

(ロ) 小學校長と協力し適當の時期に保護者會を開催し之が趣旨の普及と其の實行に付懇談を遂げ以て其の徹底を期すること

(ハ) 消費經濟の重要地位を占むる主婦會、婦人聯盟等の活動を促し以て國產品の愛用週間設置其の他有效適當なる方途を講ぜしめて該趣旨の普及徹底に努むる様措置すること

三、學校兒童生徒の必需使用品目の選定小學校長及び補習學校長と協議し各學校に於て兒童生徒に對し國産品愛用精神を徹底せしむると共に兒童生徒の必需使用品を便宜選定し國産品の使用と經費の節約に努むること

四、申合事項の實行
學校、男女青年團、戸主會、報德會、主婦會其の他團體と密接なる連絡を保ち其の申合事項に就ては督獎委員を設くる等督勵機關を設置して之が實行を期すること而して申合未完了に屬するものに對しては速に申合せを爲さしむる様措置すること

第二、實施事項

一、國産愛用週間の實施

第一回愛用週間は、五月二十日より同二十六日迄一週間、第二回愛用週間は、十二月十五日より二十一日に至る一週間實施した。第二回週間に於ける施設の概況を示せば左の通である。

一、區 域

縣下一圓

二、學催事項

(一) 講演會

開催地

大島郡久賀町、玖珂郡岩國町、都濃郡下松町、富田町、佐波郡防府町(縣立防府高等女學校)中間町、厚狹郡厚狹町、豊浦郡豊東村(組合立田部高等女學校)彦島町、大津郡深川町、阿武郡萩町、山口、宇部、下關、各市 計十四ヶ所

(二) 活動寫眞講演會

開催地

玖珂郡柳井町、熊毛郡平生町、都濃郡徳山町、吉敷郡小郡町、厚狹郡船木町、豊浦郡長府町、阿武郡須佐町、山口、宇部、下關三市

映 畫 國産進軍五巻を主として外數巻

(三) ポスター配付

縣印刷ポスター三千枚

同標語ポスター一萬二千枚

社會局配付ポスター二百十五枚

大阪毎日新聞社寄贈ポスター三百枚

(四) 市町村、主婦會、婦人團體、教化團體を通じての國産品使用申合事項勵行

参考の爲「國産品使用手引」(リーフレット)配付三千枚

(五) 商工會議所及商工會に對する勸奨

(一) 年末冬季の賣出を利用し國産品愛用デーを學催せしめた。

(二) 販賣品と對し國産品マークを貼付し又スタンプを押捺せしめた。

(六) 郵便局に於ける國産品愛用スタンプの押捺

山口、宇部、下關、防府、徳山、萩各郵便局に於て押捺せしめた。

(七) 新聞紙上に於ける山口縣知事の國産品愛用に關する聲明發表を爲した。

(八) 各種學校に於ける講話及官立學校學生(山口高等商業學校及山口高等學校)に對し國産品使用の徹底方依頼した。

聲 明

本日より二十一日に至る一週間に以て之を第二回國産愛用週間とし恰く全縣に亘つて國産品愛用の趣旨を鼓吹するに當つて一言懐ふ所を縣民各位に訴へたい

各位が夙に諒せらるゝ如く我國現時の最大要務は經濟難局の打開であつて是が方途の一つは國內産業の振興に依る國際貸借の改善に在ることは今更縷説するの必要を見ない併しなから産業振興の基調を國民愛國の至情に置き之を基點として諸般の方策を講ずるは産業立國上極めて重要な舉措なるに拘らず從來却つて等閑に付せられたるは遺憾の至りである今や世界の列強は汲々として國民の自覺に訴へて自國産の使用に依る生産の増加を強調し經濟界の逼迫を打破せんとする

に虚日なく國産愛用の一途に邁進して死中に活を求めんとする其の眞劍なる努力は同じく經濟難局に善處せんとする我等に對する恰好なる教訓である。思ふに我が國産愛用運動の期する所も亦切に彼等の精神意氣に學んで日本國産の雄飛を求むるに外ならぬのである。

國産愛用運動を非難するものは屢々現時の我生産品の多くが尙稚拙の域に在ることを指摘し依然として外國品に固着するの陋習を脱し得ない然れども是等は我國生産界のあるものが有する卓越せる現時の生産過程に對する諒解を缺き又進歩せる生産の經營者が公平にして峻嚴なる批評を聞くを憚ぶを知らないのである。國産品愛用の奨励は優良なる國産品の出現を將來し之に依つて産業の確立を求むるのであつて民衆に不完全の物品購買と使用を強制するが如き空しき努力を指して言ふのではない。

國産品愛用の強調は亦已むを得ざる輸入品の合理的消費を忘れざるものである各種の生産原料、肥料、動力用鑛油等の輸入高が巨億に上る今日に於ては本運動は一般的舉國のものであつて之が徹底は市街地たると農漁村たるとを問はず均しく思ひを致すべきである。

國産愛用の強調は同時に縣内産業の發達を其の考慮の中に置き尙多く開發の餘地ある縣下生産の振展に力を致すものであつて是も又本運動の一方面たることを俟たず。

已に此の如くなるが故に先づ國產愛用の實舉り産業興復の曙光閃くに至らば所謂不景氣の打破、失業者救済の如きも自然に解決の途につくのであると信ずる。

要するに國產愛用の強調は一國産業振展の有力なる後援であり又眞摯なる國民的協助であつて正しく一箇の愛國的精神運動である願はくば縣民各位は如上の趣旨を諒し協力一致此の運動に参加し所期の目的の達成に努められたい今や時恰も日用物品の購入時機に際會し國產の愛用を實現する好機である各位手中の一錢の趣く所に對し三度思ひを致されんことを希ふ。

昭和五年十二月十五日

山口縣知事

二、國產獎勵資料印刷物の配付

國產獎勵資料として「内外生産品對比品目」及「優良國産品の沿革及現在」の二種類を印刷し、縣内官公衙、市町村、各種學校、團體等に配付した。

三、講演會並活動寫眞會の開催

本運動の趣旨の普及徹底を期する爲、縣に於て毎月講演會並活動寫眞會を開催した。今昭和五年十二月分の成績を示せば左の通である。

一、國產愛用週間の實施

十月二十三日より一週間、第一回愛用週間を實施した。右週間に於ける施設の概況を示せば左の通である。

第一回國產愛用週間實施概況

一、期 間 自十月二十三日至十月二十九日一週間

二、本週間の實施事項

1. 縣に於て實施せる事項

イ、國産品輸入品對比展覽會の開催
内務、商工兩省後援にかゝる標記展覽會を本縣及和歌山市、和歌山商工會議所並本縣實業協會合同主催を以て和歌山市城内縣立商品陳列所に於て開催した。而して會期中に於ける觀覽者延人員 四六、二五〇名であつた。

ロ、ポスター及リーフレットの配付

國產週間ポスター三、〇〇〇枚及對比展覽會ポスター

二、〇〇〇枚及リーフレット一五、〇〇〇枚を作製し全

縣下に配付した。

ハ、パンフレットの配付

商工大臣述「國産品愛用に就て」を二、〇〇〇部印刷し之を資料として各方面に配付した。

ニ、知事のメツセージ發表

愛用週間第一日(十月二十三日)各新聞紙に愛用週間實

種 別	箇 所 數	人 員
國產愛用講演會	一四	一〇、四五〇
同講演並活動寫眞會	一〇	

○和歌山縣

第一、國產愛用運動に關する計畫要綱

和歌山縣に於ては、公私經濟緊縮委員會國産品愛用特別委員會に於て決定したる實施計畫に基き、趣旨の普及徹底に努めた尙七月十九日、右特別委員會を開催し、左の通申合事項を決定し、委員會の名に於て各新聞紙に發表し、各生産販賣業者の自覺に訴へ其の自發的改善を促進せしめた。

申合事項

國産品愛用運動の實效を期する爲本縣の地方的實情に鑑み先づ必要なる事項として左の點に留意を望む

一、國産品愛用の支障となり且外國品偏重を強調するが如き看板、レッテル、其他の標示に就ては自發的に改善又は撤回を希望す。

第二、實施事項

施に關する知事のメツセージを發表した。

ホ、市町村長及各學校長に對し特に通牒を發し愛用週間中國産愛用の趣旨徹底に關し適切なる施設を講ずる様督勵を加へた。

ハ、和歌山市及管下主要町村の商工組合に對し週間中特に適當なる方法を以て國産愛用の趣旨宣傳に努むる様勸奨した。

2. 市町村に於て實施せる事項

イ、講演會及協議會等の開催

ロ、リーフレットの配付

3. 各學校に於て實施せる事項

イ、訓話、講演等の實施

ロ、「標語」の募集

生徒兒童に對し國産品愛用に關するモットーを課し優良モットーに依り各學區内家庭に趣旨の宣傳を行つた。

ハ、リーフレット及ポスターの作製配付

各學校に於ては夫々リーフレットを印刷して生徒兒童の家庭に配付し又各生徒にポスターを製作せしめ各所に掲出して趣旨の宣傳に資した。

ニ、家庭に於ける使用外國品調

女子中等學校に於ては生徒をして各家庭に於ける使用

外國品の調査を行はしめた。

ホ、協議會及懇談會の開催

各小學校及女子中等學校に於ては婦人會同窓會を指導して國産愛用に關する協議懇談會を開催し國産愛用の申合せをなさしめた。

4 本運動關係各商工組合等に於ける實施事項

イ、國産愛用行列

和歌山市内町東部商工組合に於ては本週中三日間晝夜に亘り國産愛用行燈行列を行ひ趣旨宣傳に努めた。

ロ、小旗宣傳

和歌山市及管下主要町村商店街に於ては國産愛用を染抜ける小旗を以て裝飾を施し愛用週間の宣傳を行つた。

ハ、陳列窓利用宣傳

和歌山市及管下主要町村に於ける各商店に於ては本週間國産愛用に關する趣向を凝らして陳列窓の裝飾を行つた。

ニ、包装紙利用宣傳

各關係商店に於ては國産愛用を標示する包紙を以て本運動の趣旨の普及に資するところがあつた。

○徳島縣

第一、國産愛用運動に關する計畫要綱

徳島縣に於ては、昭和五年七月十四日、公私經濟緊縮徳島縣委員會を開催し、左の通本運動に關する實施要目を決定し之が實行促進方に關し、各市町村長、並關係實業團體、教化團體等に通牒を發したのであつた。

一、此際國內産業の振興と失業對策とに資せむがため國産品を愛用すべき必要ある所以を縣民に徹底せしむること

二、官公署及各種團體に於ては密接なる聯絡の下に外國品偏重の風習を打破し國産品愛用の觀念を普及徹底せしむること

三、實業團體、教化團體、婦人團體、新聞雜誌等と極力して

左記事項を參照し適切有效なる施設を講ずること

1. 國産品愛用に關する講演會、協議會等を開催すること

2. 國産品愛用週間を年二回以上實施すること

3. 國産品と輸入品との對比展覽會其他の展覽施設を行ふこと

4. 優良國産品並外國品に代用若は匹敵し得べき品名を中央と連絡して可成具體的に調査し又は國産品愛用の

- 實行事例を蒐集して其の結果を廣く發表すること
- 5. 國産品愛用に關する標語ポスター其他の資料を市町村役場青年團其他の掲示板告示場に掲せしむること
- 6. 實業團體、商工業組合等と密接なる聯絡を圖り可成店頭裝飾包装紙等に國産品愛用の趣旨を加味せしむること
- 四、學校教育に於ては一層國産品愛用の觀念を涵養し兒童並生徒の學用品に於ては必ず國産品を使用せしむること
- 五、縣市町村其他の公共團體に於ても必要に應じ政府と同様の方法により其の用品につき國産品の優先使用の方途を講ずること

第二、實施事項

一、國産愛用講演會の開催

八月九日、縣主催の基に徳島市に於て開催した。聴衆は官公吏、學校教員、生徒其他で約千九百九十名であつた。

二、國産愛用週間の實施

十二月十六日より同二十二日に至る一週間を週間と定め、各種の施設を講じ、趣旨の普及徹底を圖つたのである。

三、國産品輸入品對比展覽會の開催

十二月十六日より同二十二日に至る國産愛用週間に開催した。其の概況を示せば左の通である。

第四章 各地方に於ける國産愛用運動の概況 (徳島縣)

- 一、主催 徳島縣並徳島商工會議所
- 二、後援 内務省、商工省
- 三、會期 自昭和五年十二月十六日 每日午前九時より午後四時まで
- 四、會場 徳島縣商品陳列所(徳島市)
- 五、入場人員

合 計	男		女		計
	小	中	小	中	
第一日	九五四	六七八	六七〇	一、〇〇八	一、七四二
第二日	八六八	七〇三	七五〇	一、〇〇三	一、八六八
第三日	一、三〇一	一、〇〇三	七〇三	一、一五三	二、一五四
第四日	二、四八三	一、〇〇三	一、〇〇三	一、五五三	三、七五五
第五日	一、二二五	一、〇〇三	六三九	一、五〇六	二、六四一
第六日	一、八〇二	七五〇	七五〇	一、五〇〇	三、三〇二
第七日	一、四五〇	八三五	八三五	一、七〇〇	二、五五〇
合 計	一〇、〇七二	五、三六七	一、五二九	一、五二九	一六、九六六

一日平均 二、四二四人

六、參考事項

1. 宣傳方法

市町村長、各中等學校、各小學校長、各種團體長、各官